

令和5年9月6日開会

令和5年9月21日閉会

令和5年第8回
和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

令和5年第8回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 9月6日(水)から9月21日(木)までの16日間
2. 日程

日程	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	9月6日	水	午前9時	本会議 1 開 会 2 議事日程の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告 6 諮問の上程、説明、質疑、討論、採決 7 議案の上程、説明(報告) 8 議案の上程、決算審査報告(全会計) 説明(一般会計)
第2日	9月7日	木	午前9時	本会議 1 開 議 2 議案の説明(特別・公営企業会計) 3 議案の上程、説明 (条例改正、補正予算ほか)
第3日	9月8日	金		休 会
第4日	9月9日	土		休 会
第5日	9月10日	日		休 会
第6日	9月11日	月	午前9時	本会議 1 開 議 2 議案の質疑、委員会付託 3 請願・陳情の上程、説明、質疑、委員会付託
第7日	9月12日	火	午前9時	休 会(本会議) 和気鶴飼谷温泉事業特別委員会 午前9時～ 議会全員協議会 特別委員会終了後
第8日	9月13日	水	午前9時	休 会(本会議) 総務文教常任委員会 午前9時～
第9日	9月14日	木	午前9時	休 会(本会議) 厚生産業常任委員会 午前9時～
第10日	9月15日	金		休 会
第11日	9月16日	土		休 会
第12日	9月17日	日		休 会
第13日	9月18日	月		休 会
第14日	9月19日	火	午前9時	本会議 1 開 議 2 一般質問

日 程	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第15日	9月20日	水	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 一般質問
第16日	9月21日	木	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討論・採決 5 閉 会

令和5年第8回和気町議会定例会目次

◎第 1 日 9月 6日 (水)	1
◎第 2 日 9月 7日 (木)	13
◎第 6 日 9月11日 (月)	21
◎第14日 9月19日 (火)	59
◎第15日 9月20日 (水)	97
◎第16日 9月21日 (木)	117

令和5年第8回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 令和5年9月6日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和5年9月6日 午前9時00分開会 午前11時41分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 山野 英里 2番 山田 浩子 3番 我澤 隆司
4番 従野 勝 5番 神崎 良一 6番 山本 稔
7番 居樹 豊 8番 万代 哲央 9番 山本 泰正
10番 広瀬 正男 11番 西中 純一 12番 当瀬 万享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 太田 啓 補 副 町 長 今田 好 泰
教 育 長 徳永 昭 伸 総 務 部 長 永宗 宣 之
危機管理室長 河野 憲 一 財 政 課 長 海野 均
まち経営課長 寺尾 純 一 税 務 課 長 豊福 真 治
民生福祉部長 万代 明 住 民 課 長 竹内 香
生活環境課長 山崎 信 行 健康福祉課長 松田 明 久
産業建設部長 田村 正 晃 産業振興課長 岡 恵 一
鵜飼谷温泉支配人 大竹 才 司 都市建設課長 西本 幸 司
総務事業課長 井上 輝 昭 会 計 管 理 者 清水 洋 右
教 育 次 長 新田 憲 一 学校教育課長 嶋村 尚 美
社会教育課長 森元 純 一 代表監査委員 高見 啓 視
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝 日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	会議録署名議員の指名について	2番 山田浩子 3番 我澤隆司
日程第 2	会期の決定について	16日間
日程第 3	諸般の報告	議長、町長
日程第 4	諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について	適任
	諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦について	適任
日程第 5	報告第 4 号 令和 4 年度健全化判断比率及び資金不足比率について	説明
日程第 6	議案第 6 3 号 令和 4 年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 4 号 令和 4 年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 5 号 令和 4 年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 6 号 令和 4 年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 7 号 令和 4 年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 8 号 令和 4 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 9 号 令和 4 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 0 号 令和 4 年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 1 号 令和 4 年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 2 号 令和 4 年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 3 号 令和 4 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 4 号 令和 4 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 5 号 令和 4 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第76号 令和4年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第77号 令和4年度和気町上水道事業会計決算認定について	説明
	議案第78号 令和4年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	説明
	令和4年度決算審査の報告 (一般会計、特別会計、公営企業会計ほか、基金)	高見代表監査委員 報告
日程第7	議案第63号 令和4年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	説明

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第8回和気町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 山田浩子君及び3番 我澤隆司君を指名します。

(日程第2)

○議長(当瀬万享君) 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

ここで、去る8月30日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 居樹君。

○議会運営委員長(居樹 豊君) それでは、改めまして皆さんおはようございます。

それでは、議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る8月30日午前9時から役場3階第3会議室におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、担当部・課長出席の下、令和5年第8回和気町議会定例会の会期、日程等を協議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

まず会期につきましては、本日9月6日から9月21日までの16日間とすることに決定いたしました。

日程につきましては、本日1日目、議案の上程、説明を行い、本会議終了後に議会運営委員会を開催いたします。

第2日目、9月7日は、1日目に引き続き議案の上程、説明を行い、本会議終了後に議会広報編集委員会を開催いたします。

第3日目から第5日目の3日間は、休会といたします。

第6日目、9月11日は、本会議を開催し、議案の質疑及び委員会付託を行います。また、請願2件及び陳情1件を受理しておりますので、併せて上程、説明、質疑及び委員会付託を行います。

第7日目、9月12日、本会議は休会とし、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会を開催いたします。また、特別委員会終了後、議会全員協議会を予定しております。

第8日目、9月13日は、本会議は休会とし、午前9時から総務文教常任委員会を開催いたします。

第9日目、9月14日は、本会議は休会とし、午前9時から厚生産業常任委員会を開催いたします。

第10日目から第13日目の4日間は、休会といたします。

第14日目、9月19日は、本会議を開催し、一般質問を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催いたします。

第15日目、9月20日は、一般質問の予備日としております。

第16日目、9月21日は、本会議を開催し、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

なお、今定例会に提案されます案件は、諮問2件、報告1件、決算16件、条例2件、補正予算12件、その

他2件であります。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。
委員長、御苦労さまでした。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの16日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月21日までの16日間に決定しました。

（日程第3）

○議長（当瀬万享君） 日程第3、諸般の報告をします。

議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりです。後ほど御一読をお願いします。

次に、町長から諸般の報告がございます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 本日ここに、令和5年第8回和気町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては早速御参集を賜りありがとうございます。

それでは、令和5年第7回議会臨時会以降の諸般の報告を申し上げます。

初めに、8月22日、益原多目的公園和気ドームにおいて夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会を開催いたしました。早朝からではありましたが、489名の参加により盛大に開催いたしました。その模様は6時30分から10分間、全国にラジオで生放送され、和気町から元気な声を全国、海外に届けることができました。

次に、8月26日、佐伯中学校グラウンドでさえきふるさと夏祭り2023が4年ぶりに開催されました。「咲き誇れ、地域に笑顔を届けよう」のキャッチフレーズの下、地域の力を存分に発揮した夏祭りに町内外から多数の方が参加し、ステージイベントや打ち上げ花火など盛大に開催されました。

次に、9月1日、和気町議会議事堂におきまして中学生模擬議会を行いました。町内の中学校の8名の生徒から活発な質問があり、答弁をさせていただきました。

次に、観光りんご園の状況ですけれども、9月2日からりんご狩りをスタートしております。現在は、早生品種のつがるが食べ頃で、全体では11月末頃までりんご狩りができる見込みです。

また、9月10日日曜日には、4年ぶりにりんご祭りの開催を予定しています。

次に、9月3日、町内全域で防災訓練を実施いたしました。今回の訓練では、大雨による土砂災害や浸水を想定し、実施いたしました。約2,700人の参加により訓練が実施でき、区長との伝達、避難所との通信も確認いたしました。また、町内の各区の取組では、受付名簿を作成し区民の安否確認を行うなど、災害時を想定した実践的な訓練が行われました。

最後に、令和4年度決算状況であります。一般会計の実質収支は5億5,640万円であり、令和3年度の実質収支と比べると単年度収支は8,906万円のマイナスとなりました。定額運用基金を除く基金全体の残高は3億9,198万円増加し、47億7,906万円となっております。

一方、一般会計の地方債、現在額につきましては3億1,235万円減少し、87億1,624万円となっております。

また、特別会計を含めた全会計の地方債現在高の合計は、前年度に比べて12億2,617万円減少し、150億1,238万円となっております。

財政の硬直化を示す指標である経常収支比率は、0.7ポイント改善し、81.3%となっています。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

(日程第4)

○議長(当瀬万享君) 日程第4、諮問第2号及び諮問第3号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長(太田啓補君) それでは、本日提案しております諮問第2号について説明及び朗読を行います。

諮問第2号の人権擁護委員の推薦についてであります。本年12月31日をもって任期満了となる人権擁護委員平田洋子氏の後任として尾崎智美氏を推薦したいので、関係法令の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案書1ページを朗読させていただきます。

[議案朗読]

なお、参考資料といたしまして、尾崎智美氏の経歴を裏面に載せております。

次に、諮問第3号の人権擁護委員の推薦についてであります。本年12月31日をもって任期満了となる人権擁護委員青盛眞人氏を引き続き推薦したいと思いますので、関係法令の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案書3ページを朗読いたします。

[議案朗読]

なお、参考資料といたしまして、青盛眞人氏の経歴を裏面に載せておりますので、参考にいただき、御審議、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(当瀬万享君) これから諮問第2号及び諮問第3号の2件の質疑を行います。

まず、諮問第2号の質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に諮問第3号の質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、諮問第2号及び諮問第3号の2件の質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認めます。

したがって諮問第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

諮問第2号は、討論を省略し、採決したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認め、これから諮問第2号人権擁護委員の推薦について採決します。

この採決は、起立によって行います。

諮問第2号は、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立全員です。

したがって諮問第2号は、適任と答申することに決定しました。

次に、お諮りします。

諮問第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって諮問第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

諮問第3号は、討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから諮問第3号人権擁護委員の推薦について採決します。

この採決は、起立によって行います。

諮問第3号は、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（当瀬万享君） ありがとうございます。起立全員です。

したがって諮問第3号は、適任と答申することに決定しました。

(日程第5)

○議長（当瀬万享君） 日程第5、報告第4号令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 次に、報告第4号について御説明いたします。

報告第4号の令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものであります。

令和4年度における実質公債費比率は7.9%、将来負担比率は29.7%と、早期健全化基準を下回っています。また、資金不足比率については、各特別会計ともに資金不足を生じておらず、報告数値はございません。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、報告第4号の細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 報告第4号説明した。

○議長（当瀬万享君） 以上で報告第4号の報告を終わります。

(日程第6)

○議長（当瀬万享君） 日程第6、議案第63号から議案第78号までの各会計の決算認定16件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第63号から議案第78号までの令和4年度決算の認定16議案についてであります。別添のとおり決算書の調製ができましたので、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものであります。

令和4年度決算を受けての財政状況は、諸般の報告で述べさせていただきましたので、ここでは省略をさせていただきます。

なお、決算の認定に関する詳細につきましては、お手元に配付しております説明書にかえさせていただきますと思います。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては会計管理者、担当部長に説明させますので、御審議、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、令和4年度和気町各会計の決算審査報告を求めます。

代表監査委員 高見君。

○代表監査委員（高見啓視君） 改めまして、おはようございます。

第8回の議会定例会、大変御苦労さまでございます。

それでは、早速でございますが、令和4年度の決算の審査状況について報告をさせていただきます。

審査意見書の、1ページを御覧ください。

まず、第1、審査の対象でございますが、1、一般会計及び特別会計13件の決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書。

2、公営企業会計2件の決算。

3、基金として2件の基金運用状況が対象になります。

第2、審査の実施場所及び日程でございますが、和気町役場において、令和5年7月21日から8月3日までの間、審査を行いました。

第3、審査の着眼点でございますが、歳入歳出決算書及び決算付属書の計数は正確であるか、予算は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に執行されているか、会計経理事務は関係法規に基づき適正に処理されているか、財産の取得、管理及び処分は適正に行われているか、基金運用状況報告書の計数は正確であるか、基金は設置目的に沿って確実かつ効率的に運用されているか、以上6点に重きを置き審査を実施しております。

続きまして、2ページの第4、審査の実施内容でございますが、審査に当たっては和気町監査基準に準拠し、歳入歳出決算書、決算付属書及び関係証書類等を照合精査するとともに、関係職員からの説明を聴取し、併せて例月出納検査、財務監査及び行政監査の結果も考慮に入れて慎重に審査を実施いたしました。

第5、審査の結果及び意見でございますが、1、審査の結果でございますが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づき作成されており、適正に表示しているものと認めました。なお、予算の執行、収入及び支出、現金の出納保管、財産の管理など、財務に関する事務については、一部において督促の未執行及び収入調定を行っていなかったため、収入未済額として計上されていない事例の不適正な事務処理が見受けられたが、おおむね適正に処理されているものと認めました。

基金の運用の状況を示す書類は、証書類と符合し、適正に表示しているものと認めました。また、基金の運用は適正に執行されているものと認めました。

続きまして、2、決算審査の概要及び意見でございますが、（1）決算の総括、①決算の規模でございますが、会計別決算額は表に記載してありますとおりです。

3ページをお願いいたします。

一般会計及び特別会計でございますが、純計として、歳入歳出差引き13億2,418万7,255円の黒字でございます。

②決算収支の状況でございますが、繰り越すべき財源7,969万9,000円があるので、12億4,448万8,255円の黒字となっております。

4ページをお願いいたします。

(2) 財政状況でございます。

①財政力指数0.31につきましては、類似団体の0.45に対しかなり低くなっています。

②経常収支比率81.3%につきましては、令和4年度の経常経費は前年度に比べ全体で1億9,484万4,000円の増額となったが、その一方で経常一般財源は、地方税の増額等により2億7,140万2,000円の増額となりました。これにより経常収支比率は、0.7ポイント下降し、改善しました。

③実質公債費比率7.9%につきましては、令和4年度決算では3か年平均の指数は前年度に比べ0.4ポイント下降し、改善しましたが、単年度では元利償還金の増加が主な要因で0.7ポイント上昇しました。

④将来負担比率29.7%につきましては、昨年度に比べ一般会計の地方債残高が減少したこと、基金残高が増加したことなどにより、指数は前年度に比べ4.7ポイント下降し、改善しました。

続いて、(3)一般会計の①概況でございます。収支差引きで6億3,610万2,759円となっております。

実質収支は、繰り越すべき財源7,969万9,000円がございますので、5億5,640万3,759円の黒字となっております。

次に、5ページで、②歳入でございますが、臨時財政対策債が減額したものの、企業の業績改善や固定資産税の増などにより地方税が増額となり、歳入全体では増額となっております。

また、地方債については、減額となり、抑制に努めており、種別についても辺地対策事業債、過疎対策事業債など、高充当で交付税算入率の高い有利な財源を活用し事業を行っております。

また、歳入決算額を財源別に見ると、次の表のとおりであり、自主財源比率が29.8%、依存財源比率が70.2%となっております、自主財源比率が前年度より4.5ポイント増加しております。

続いて、③歳出でございますが、物価高騰に伴う光熱水費の増加や令和4年度から町全域が過疎指定されたことによる事業の増加が主な増額の要因となり、歳出全体では増額となっております。

次に、6ページの(4)の特別会計といたしまして、①国民健康保険特別会計でございますが、決算については記載のとおりでございます。

歳出総額の73.8%が保険給付費で占められ、被保険者1人当たりの費用額は49万9,613円となっております。

今後も、財政基盤安定化のため、保険税の収納率の向上に努めるとともに、国民健康保険事業費納付金の抑制のため、特定健診や特定保健指導の実施率向上にも努め、医療費適正化のための積極的な取組を望みます。

②国民健康保険診療所特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

日笠診療所については、半日、週5日の診療体制となっておりますが、1日平均患者数の推移からは効果が見受けられないため、再度診療体制について検討されたい。

③後期高齢者医療特別会計ですが、決算については記載のとおりです。

国民健康保険特別会計同様に、医療費支出の抑制が最重要課題でございます。保険料の収入未済については、早期に接触を図り、粘り強い納付指導を行うなど、他会計とも連携を密にして、新たな収入未済の発生防止及びその縮減に一層努力していただきたい。なお、不納欠損処分については、関係法令にのっとり適正に処理されていると認めました。

次に、7ページの④介護保険特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

介護予防などの取組により、保険給付費の増加抑制を行い、計画的な運営に努められたい。保険料の収入未済については、縮減が見られるが、被保険者負担の公平性、介護保険会計の健全性の観点から、早期に接触を図り、粘り強い納付指導を行うなど、他会計とも連携を密にして新たな収入未済の発生防止及びその縮減に一層努

力していただきたい。なお、不納欠損処分については、関係法令にのっとり、適正に処理されていると認めました。

⑤合併処理浄化槽設置整備事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

本年度管理浄化槽は23基で、うち3基は休止しております。

⑥住宅新築資金等貸付事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

滞納者の所在や資産等について調査するとともに、返済計画の見直しを含めた回収方法について、近隣市町の状況も確認しつつ適正な債権処理に努められたい。

⑦農業集落排水事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

現在の管理は、昨年と同様の4処理区と4処理場でございます。

次に、8ページの⑧駐車場事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

⑨公共下水道事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

使用料については、収入未済額の縮減が見られるが、使用者負担の公平性を確保するため、長期滞納にならないよう、引き続き他会計とも連携を密にしてその解消に一層努力していただきたい。下水道事業全般に言えることですが、老朽化した排水管や処理施設の改良更新を計画的かつ着実に進めていただきたい。

⑩特定環境保全公共下水道事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

公共下水道事業特別会計同様に、今後の事業執行に努力していただきたい。

⑪和気鶴飼谷温泉事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

ここ数年のコロナ禍により、改善計画に沿った運営が厳しい状況であるとともに、令和4年度決算についても一般会計繰入金や起債に頼る経営状況となりました。管理運営体制の抜本的な見直しを行っていただきたい。

次に、9ページの⑫ごみ焼却施設解体事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

⑬地域開発事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

宮田分譲住宅地について、残り区画の売払いに努めていただきたい。

次に、(5)公営企業会計でございますが、上水道事業会計、簡易水道事業会計ともに、収入、支出については記載のとおりでございます。

上水道事業会計の事業運営については、給水人口の減少及び節水機器の普及等により水需要の伸びが一般家庭において期待できないため、維持管理等が最重要となります。支出においては、老朽化施設の更新等の経費の増加が見込まれます。今後の事業運営に当たっては、有収率の向上や水道料金の収納確保、経費の節減など、公営企業としてより一層効率的、合理的な経営に努められ、安全で安心な水の供給を行い、健全なる経営努力をしていただきたい。

次に、10ページの簡易水道事業については、上水道事業同様に、施設設備が老朽化しており、今後も維持管理費の増加が予想されるため、健全なる経営努力をしていただきたい。維持管理等鋭意努力はされているものの、給水原価が供給単価を大幅に上回っているため、今後の使用料金等を検討し、公営企業として健全な経営努力をしていただきたい。

(6)基金でございますが、①土地開発基金と11ページの②奨学資金及び入学一時金貸付基金の運用状況については、記載のとおりとなっております。

なお、奨学資金及び入学一時金貸付基金の滞納額については、滞納者との折衝も行われており、減少傾向にあります。今後も滞納額の縮減に向け努力していただきたい。

次に、第6、監査委員の意見でございますが、まず1、収入未済の縮減について、一般会計、特別会計及び公営企業会計並びに基金を合わせた収入未済額は、前年度末と比較すると6.7%、額にして2,230万3,707円減少し3億1,202万4,640円となっております。不納欠損額は2,797万3,349円で、前

年度に比べ518万431円の減となっております。町税等の滞納整理が促進されているところですが、今後とも自主財源を確保し、負担の公平性を維持するため、引き続き組織的な取組を一層強化し、滞納額の縮減や新たな収入未済の発生抑制に努められるとともに、可能な措置を講じてもお回収が見込めない債権については町民に対して説明責任が果たせるよう、適法性や公平性を確保した上で、債権の特性に応じて執行停止等を行うなど、不納欠損処分については引き続き適正な取組を望みます。

会計別未済額一覧表につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、2、公共施設及び公有財産についてですが、毎年度多額の修繕料が執行される中、今後の大規模修繕が想定される施設については、適正な施設管理と併せて、長期の改修計画の策定を検討されるよう望みます。

次に、12ページの3、財務事務の適正かつ効率的な執行等についてですが、各種の監査の中で、予算の執行、収入及び支出、契約、現金の出納保管、財産の管理など、前年度の審査結果に対する意見において、適正かつ効率的な財務事務の執行を求めていましたが、今年度の審査では、指摘事項、注意、指導事項ともに件数が減少するなど、全体としては一定の改善が見られたところであります。しかしながら、先ほどの審査の結果においても申し上げましたが、収入事務関係について督促の未執行及び収入調定を行っていないため、収入未済額として計上されていない事例もあるなど、依然として財務事務の適正な執行が徹底されていないと見受けられました。こうした状況の要因としては、それぞれの部署において改善に向けての取組が職員に十分に浸透しておらず、全庁的な情報の共有も不十分であることが考えられます。また、指摘事項等とされた事案の多くは、財務事務に関する知識不足や不注意に起因するものと認められ、部署内部において事務の進行管理が適切に行われ、あるいは所属職員によるチェック機能が十分に発揮されていれば防げたものと考えられます。なお、法令等を遵守した事務執行はもとより、不適正な事務処理の発生を未然に防ぐために、決裁過程等における組織的なチェックや指導の充実などを図り、財務事務の適正かつ効率的な執行に努めていただきたい。

最後に、第7、まとめといたしまして、令和4年度は経常収支比率の改善、基金の増額、地方債残高の減額等から財政健全化傾向が継続している決算年度になっていると言えます。しかし、本町の歳入は、慢性的に経常的な収入の大部分を地方交付税に頼る構造となっており、今後早急に財政規模の縮減が求められる非常に厳しい財政運営を迫られる可能性があります。また、ウクライナ戦争による資源高、物価高などで先行きが不透明である現在、本町において、今後も景気の先行きや人口減少などの要因により、町税が減少していく可能性は考慮しておかなければなりません。さらに、都市計画税の廃止も加わるため、これまで以上にふるさと納税寄附金や企業版ふるさと納税など、新たな自主財源の確保に取り組んでいただきたい。また、投資的事業実施に当たっては、補助金、交付税算入率の高い地方債の活用など、有利な財源を可能な限り活用し、財政圧迫を回避されるよう努められたいが、辺地対策事業債や過疎対策事業債は有利な財源とはいえ、積み重なれば後年度に大きな負担となってくるため、事業実施の段階で慎重に精査されるよう努めていただきたい。歳出面では超高齢化社会の進行に伴う扶助費等の義務的経費の増加が懸念されます。事業のスクラップ・アンド・ビルドも含めたさらなる効率化に努め、歳出構造を早急に歳入に見合ったものに転換されるよう努めていただきたい。また、国民健康保険等の特別会計への繰出金は増加傾向にあり、総額としては引き続き非常に高い水準にあります。特に下水道事業に関しては、管渠やポンプなどの処理施設は供用開始から30年以上が経過しているため老朽化が進み、更新時期が差し迫っているため、今後は赤字補填としての繰り出しが増える可能性もあります。処理施設の改修や、管渠の布設替え等に対応するためにも、下水道会計をはじめとした公営企業会計については、ストックマネジメント計画等に基づいた計画的な設備更新に努めていただきたい。また、施設統合等による経費の節減や、歳入面では独立採算の原則に立ち返った料金体制の見直しを図るなど、一般会計の負担額に頼らない健全運営に努めていただきたい。令和4年度については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとした新型コロナ

ウイルス対応関連補助金等により財政規模が肥大化している状況であるため、ポストコロナを見据え、平常時の財政運営、財政規模を意識しつつ、早急に持続可能な財政基盤を構築されるよう努めていただきたい。今後は、限られた財源の中でも第2次和気町総合計画に掲げる事業、特に町民の生命、財産を守るため、防災力の向上や福祉の向上に資する事業、人口減少対策に関する事業など、町の根幹をなす主要事業については不断の努力により重点的に取り組まれない。

以上、簡単でございますが、決算審査報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） これから監査委員の決算審査報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

高見代表監査委員、御苦労さまでした、御退席いただいて結構です。ありがとうございました。

（日程第7）

○議長（当瀬万享君） 日程第7、次に議案第63号令和4年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について細部説明を求めます。

会計管理者 清水君。

○会計管理者（清水洋右君） 議案第63号説明した。

○議長（当瀬万享君） ここで場内の時計が、10時20分まで暫時休憩といたします。

午前10時04分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会計管理者 清水君。

○会計管理者（清水洋右君） 議案第63号説明した。

○議長（当瀬万享君） ここで暫時休憩とします。

午前11時22分 休憩

午前11時22分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会計管理者 清水君。

○会計管理者（清水洋右君） 議案第63号説明した。

○議長（当瀬万享君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から本会議を再開しますので、御出席方よろしくお願ひします。

本日は、これで散会といたします。

御苦労さまでした。

午前11時41分 散会

令和5年第8回和気町議会会議録（第2日目）

1. 招集日時 令和5年9月7日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和5年9月7日 午前9時00分開議 午後1時25分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 山野 英里 2番 山田 浩子 3番 我澤 隆司
4番 従野 勝 5番 神崎 良一 6番 山本 稔
7番 居樹 豊 8番 万代 哲央 9番 山本 泰正
10番 広瀬 正男 11番 西中 純一 12番 当瀬 万享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 太田 啓 補 副 町 長 今田 好 泰
教 育 長 徳永 昭 伸 総 務 部 長 永宗 宣 之
危機管理室長 河野 憲 一 財 政 課 長 海野 均
まち経営課長 寺尾 純 一 税 務 課 長 豊福 真 治
民生福祉部長 万代 明 住 民 課 長 竹内 香
生活環境課長 山崎 信 行 健康福祉課長 松田 明 久
産業建設部長 田村 正 晃 産業振興課長 岡 恵 一
鵜飼谷温泉支配人 大竹 才 司 都市建設課長 西本 幸 司
総務事業課長 井上 輝 昭 会 計 管 理 者 清水 洋 右
教 育 次 長 新田 憲 一 学校教育課長 嶋村 尚 美
社会教育課長 森元 純 一
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝 日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 6 4 号 令和 4 年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 5 号 令和 4 年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 6 号 令和 4 年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 7 号 令和 4 年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 8 号 令和 4 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 9 号 令和 4 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 0 号 令和 4 年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 1 号 令和 4 年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 2 号 令和 4 年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 3 号 令和 4 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 4 号 令和 4 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 5 号 令和 4 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 6 号 令和 4 年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 7 号 令和 4 年度和気町上水道事業会計決算認定について	説明
	議案第 7 8 号 令和 4 年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	説明
	日程第 2	議案第 7 9 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第 8 0 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について		説明
日程第 3	議案第 8 1 号 和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	説明

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第82号 和気町和気鶴飼谷体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例について	説明
日程第4	議案第83号 令和5年度和気町一般会計補正予算（第5号）について	説明
	議案第84号 令和5年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第85号 令和5年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）につい て	説明
	議案第86号 令和5年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第87号 令和5年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第88号 令和5年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第89号 令和5年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）につい て	説明
	議案第90号 令和5年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）につ いて	説明
	議案第91号 令和5年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第92号 令和5年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）について	説明
	議案第93号 令和5年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について	説明
	議案第94号 令和5年度和気町下水道事業会計補正予算（第1号）について	説明

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

ここで、9月6日、議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 居樹君。

○議会運営委員長(居樹 豊君) それでは、皆さん改めておはようございます。

それでは、昨日の議会運営委員会の委員会報告を行います。

昨日、本会議終了後に開催されました議会運営委員会の開催結果について御報告を申し上げます。

今回の一般質問につきましては、通告者は全体で9名でした。日程につきましては、第14日目の9月19日火曜日は午前9時から6名で、午前中4名、午後から2名の予定で、第15日目は午前9時から3名ということになりました。以上議会運営委員会の委員長報告といたします。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、議案第64号から議案第78号までの15件について順次細部説明を求めます。

会計管理者 清水君。

○会計管理者(清水洋右君) 議案第64号・議案第65号・議案第66号・議案第67号・議案第68号・議案第69号・議案第70号・議案第71号・議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号・議案第76号説明した。

○議長(当瀬万享君) ここで場内の時計が、10時25分まで休憩といたします。

午前10時03分 休憩

午前10時25分 再開

○議長(当瀬万享君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

産業建設部長 田村君。

○産業建設部長(田村正晃君) 議案第77号・議案第78号説明した。

(日程第2)

○議長(当瀬万享君) 日程第2、議案第79号及び議案第80号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長(太田啓補君) それでは、議案第79号、議案第80号の2議案につきまして提案理由の御説明をいたします。

初めに、議案第79号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてでございますが、辺地と指定さ

れた集落内で施設整備を行う際に、財源として辺地対策事業債を活用する場合の必要条件とされる総合整備計画の議決をいただくものでありまして、今回は対象事業のある日笠上辺地、木倉辺地及び清水辺地に係る計画を新たに上程しており、当該3地区の住民等の利便性の向上、地域活性化を図るため、辺地に係る公共的施設に関する総合整備計画を策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第80号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございますが、室原辺地、日笠下辺地、田原下辺地及び本辺地の住民等の利便性の向上、地域活性化を図るため、辺地に係る公共的施設に関する総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第79号及び議案第80号の2件について細部説明を求めます。

まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 議案第79号・議案第80号説明した。

（日程第3）

○議長（当瀬万享君） 日程第3、議案第81号及び議案第82号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、議案第81号、議案第82号の2議案につきまして提案理由の御説明をいたします。

初めに、議案第81号の和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により、項ずれが生じたため、改正するものであります。

次に、議案第82号の和気町和気鶴飼谷体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、地域学習交流センターの整備に伴い、和気鶴飼谷体育施設の屋内ゲートボール場を解体することにしたので、関係条例の改正をするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長及び担当課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第81号及び議案第82号の2件について細部説明を求めます。

教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 議案第81号説明した。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 森元君。

○社会教育課長（森元純一君） 議案第82号説明した。

○議長（当瀬万享君） ここで場内の時計が、11時30分まで暫時休憩といたします。

午前11時14分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第4）

○議長（当瀬万享君） 日程第4、議案第83号から議案第94号までの12件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 次に、議案第83号から議案第94号までの12議案につきまして提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第83号の令和5年度和気町一般会計補正予算（第5号）についてであります。この補正は既定の予算に1億729万6,000円を追加し、予算の総額を100億482万9,000円とするもので、主な内容は、歳入においては普通交付税の減額、災害復旧費国庫補助金の追加、財政調整基金繰入金の減額、前年度繰越金の追加など、歳出では固定資産税に係る過年度分の過誤納還付金の追加、産業振興施設整備に係る調査委託料の追加、部活動の地域移行に向けた実証実験に係る業務等委託料の追加、現年発生災害復旧費の追加等を行うものであります。

次に、議案第84号の令和5年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に903万3,000円を追加し、予算の総額を18億5,033万3,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものであります。

次に、議案第85号の令和5年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は日笠診療所勘定では、既定の予算に88万7,000円を追加し、予算の総額を2,888万7,000円とするもので、主な内容は、歳入では新型コロナワクチン接種に伴う診療収入の追加で、歳出では新型コロナワクチン接種に伴う人件費を追加し、予備費で調整するものであります。

塩田診療所勘定では、既定の予算に9,000円を追加し、予算の総額を240万9,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものであります。

次に、議案第86号の令和5年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に25万6,000円を追加し、予算の総額を2億8,135万6,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものであります。

次に、議案第87号の令和5年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は保険事業勘定で、既定の予算に5,353万9,000円を追加し、予算総額を19億963万9,000円とするもので、内容は、歳入では前年度繰越金の確定による追加、歳出では国・県等への精算償還金を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第88号の令和5年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に173万4,000円を追加し、予算の総額を1,543万4,000円とするもので、内容は、前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものであります。

次に、議案第89号の令和5年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に42万8,000円を追加し、予算の総額を4億8,682万8,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものであります。

次に、議案第90号の令和5年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に120万円を追加し、予算の総額を2億3,190万円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものであります。

次に、議案第91号の令和5年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は既定の予算に16万9,000円を追加し、予算の総額を4,406万9,000円とするもので、内容は、歳入では前年度繰越金の確定による追加、歳出では手数料を追加し、予備費で調整するものであります。

次に、議案第92号の令和5年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。この補正は資本的収入及び資本的支出の予算総額に1,250万円を追加し、収入の予算総額を1,733万8,000円、支出の予算総額を2,290万2,000円とするもので、内容は尺所地内水道管更新工事設計業務に伴う企業債、委託料を追加するものであります。

次に、議案第93号の令和5年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。この補正は資本的収入及び資本的支出の予算総額に540万円を追加し、収入の予算総額を2億5,404万8,000円、支出の予算総額を2億8,086万5,000円とするもので、内容は矢田地内水道管支障移転工事設計業務に伴う工事負担金、委託料の追加及び苦木地内水道管布設工事に伴う企業債、工事請負費を追加するものであります。

次に、議案第94号の令和5年度和気町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。この補正は資本的収入及び資本的支出の予算総額に350万円を追加し、収入の予算総額を4億1,307万3,000円、支出の予算総額を7億7,239万9,000円とするもので、内容は塩田浄化センターの水位計及び流量積算計更新工事に伴う企業債、工事請負費を追加するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長及び担当課長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第83号から議案第94号までの12件について順次細部説明を求めます。

財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 議案第83号説明した。

○議長（当瀬万享君） ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 議案第84号・議案第85号・議案第86号説明した。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 万代君。

○民生福祉部長（万代 明君） 議案第87号説明した。

○議長（当瀬万享君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 議案第88号説明した。

○議長（当瀬万享君） 鵜飼谷温泉支配人 大竹君。

○鵜飼谷温泉支配人（大竹才司君） 議案第89号説明した。

○議長（当瀬万享君） 生活環境課長 山崎君。

○生活環境課長（山崎信行君） 議案第90号説明した。

○議長（当瀬万享君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 議案第91号説明した。

○議長（当瀬万享君） 産業建設部長 田村君。

○産業建設部長（田村正晃君） 議案第92号・議案第93号・議案第94号説明した。

○議長（当瀬万享君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

9月11日午前9時から本会議を再開しますので、御出席方よろしくお願いいたします。

本日は、これで散会といたします。

御苦労さまでした。

午後1時25分 散会

令和5年第8回和気町議会会議録（第6日目）

1. 招集日時 令和5年9月11日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和5年9月11日 午前9時00分開議 午後1時26分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 山野 英里 2番 山田 浩子 3番 我澤 隆司
4番 従野 勝 5番 神崎 良一 6番 山本 稔
7番 居樹 豊 8番 万代 哲央 9番 山本 泰正
10番 広瀬 正男 11番 西中 純一 12番 当瀬 万享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 太田 啓 補 副 町 長 今田 好 泰
教 育 長 徳永 昭 伸 総 務 部 長 永宗 宣 之
危機管理室長 河野 憲 一 財 政 課 長 海野 均
まち経営課長 寺尾 純 一 税 務 課 長 豊福 真 治
民生福祉部長 万代 明 住 民 課 長 竹内 香
生活環境課長 山崎 信 行 健康福祉課長 松田 明 久
産業建設部長 田村 正 晃 産業振興課長 岡 恵 一
鵜飼谷温泉支配人 大竹 才 司 都市建設課長 西本 幸 司
総務事業課長 井上 輝 昭 会 計 管 理 者 清水 洋 右
教 育 次 長 新田 憲 一 学校教育課長 嶋村 尚 美
社会教育課長 森元 純 一
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝 日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 6 3 号 令和 4 年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 4 号 令和 4 年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 5 号 令和 4 年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 6 号 令和 4 年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 7 号 令和 4 年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 8 号 令和 4 年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 9 号 令和 4 年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 0 号 令和 4 年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 1 号 令和 4 年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 2 号 令和 4 年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 3 号 令和 4 年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 4 号 令和 4 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 5 号 令和 4 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 6 号 令和 4 年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 7 号 令和 4 年度和気町上水道事業会計決算認定について	委員会付託
	議案第 7 8 号 令和 4 年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	委員会付託
日程第 2	議案第 7 9 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	委員会付託
	議案第 8 0 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	委員会付託

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 3	議案第 8 1 号 和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	委員会付託
	議案第 8 2 号 和気町和気鶴飼谷体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	委員会付託
日程第 4	議案第 8 3 号 令和 5 年度和気町一般会計補正予算（第 5 号）について	委員会付託
	議案第 8 4 号 令和 5 年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託
	議案第 8 5 号 令和 5 年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託
	議案第 8 6 号 令和 5 年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託
	議案第 8 7 号 令和 5 年度和気町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託
	議案第 8 8 号 令和 5 年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託
	議案第 8 9 号 令和 5 年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託
	議案第 9 0 号 令和 5 年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託
	議案第 9 1 号 令和 5 年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託
	議案第 9 2 号 令和 5 年度和気町上水道事業会計補正予算（第 2 号）について	委員会付託
	議案第 9 3 号 令和 5 年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）について	委員会付託
	議案第 9 4 号 令和 5 年度和気町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	委員会付託
	日程第 5	請願第 2 号 「学校給食費の無償化」を国に求める請願
請願第 3 号 従来型の健康保険証の存続を国に要請することの請願書		委員会付託
日程第 6	陳情第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げをはかるための、2024 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	委員会付託

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、これから議案第63号から議案第78号までの16件の質疑を行います。

質疑をされる方は、ページ数と項目を明確にされ、質疑をお願いします。

また、執行部の方は質問の趣旨を十分に把握され、的確かつ明快な答弁をお願いします。

まず、議案第63号令和4年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 西中君。

○11番(西中純一君) すみません。一番最初に、余談をよろしいですか。

会計を見るのに、いわゆる借金というか、起債の残高っていうのは、これどこにあったんですか。それが私はどう分からななだんで。どっか、ついでに、財政課長、教えてください。なかなか、40億円ぐらい基金があると言うんだけど、起債も結構あると思うんで、それを払っていかないやいけなくて、何ぼいい財源があるとかどうとかという言っても、その辺をまた教えてください、最初に。

それから、具体的に申し上げます。

一般会計、45ページ、生産物売払収入で、9番のぶどう売上金が予定では50万円となってるんです。決算、収入済額を見て47万8,620円。これは、実は私もぶどうを作っておりますが、大体今私はシャインとオーロラを作ってますけど、2本ずつ、4本、それでも40万円前後いくんですよ。見たら、あれは何反ぐらいか、あそこの室原のところを今作ってるんで、これ47万8,620円っていうのは非常にこれは少ない。何か特別にこれは少なかったというのはあるんですか。これは温泉で売っているんですか。その辺、何を作っているのか、何でこんなに少ないんか、これは合点がいかないんで、説明をしていただきたいと思います。

それから、これは全く内容が分からない、次の51ページの下の7番目、モバイルルーター通信料預り金っていうのが18万5,350円ありますね。これは、私の想像であれですけど、ドローンによる映像伝送、これはどっかの会社が負担すべきものを負担してもらった、その分の雑入で入ってるんですかね。これは内容が分からないんで、その辺説明を詳しくお願いします。

それから、53ページ、上から2段目ですか、町債のところの9番、緊急防災・減災事業債で4,880万円ですか、これが歳出のほうはどこへ。65ページの自主防災組織活動、これがあるんだけど、15万9,500円で、歳出でどこへ出てるんか、この内容がよく分からないんで、これも説明をお願いしたいと思います。

それから、次は91ページの18番、負担金・補助及び交付金、介護支援いきいきポイントの下、地域医療介護総合確保基金事業費補助金が3,844万8,000円、これは介護職員の給与が少ないということで、それに対して国が補助を出してるのかなと、それのお金なのかなと思うんですけど、国というか、町が出してるんですか、これはどれぐらいの施設へ補助をされているのか。決算資料に出ているんかもしれませんが、その辺教えていただきたいと思う。

それから、93ページの7番、隣保館管理費で、報償費が予算では187万7,000円となっているんですが、支出済みが136万円何ぼで、不用額が51万5,000円、これは講演を取りやめたか何かですかね。そ

の辺の余った不用額が出てるのはどういうふうなことなのか教えてください。

それから、113ページの委託料で、長期包括的運営事業委託料が1億2,179万円、若干ちょっと余りがありますけど、これは姫路のほうの会社とごみの焼却処理についてだけ委託をしていると。これが20年ぐらいだったかなと思うんだけど、あと何年残っているのか、契約が。とにかく長期包括的運営事業委託料の内容はあと何年か。それから、今どういう状況なのか。ごみの量は減っているのか。その辺のあれを教えてください。

それから、115ページの上のほうの生ごみ収集業務委託料が1,914万円、これの分類というんでしょうか、これは食肉の処理以外のあそこの全部のことなんですかね。あるいは、EM菌の作成委託は幼児園の施設を使ってやってるって、これはまだやってるんですか。ということで、教えてください。

それから、もうせっかくじゃから、もう全部言いますわ。119ページ、18番、負担金・補助及び交付金、多面的機能支払交付金1,042万円、これは農地を維持するために、全部の田んぼや畑、草を刈ったり、その辺の分を区民で全部刈って管理しようというふうなんで、1反当たり3,000円出てるんじゃないかなと思ってるんですけど、うちの区はどういうあれか、参加してなくて、草が生えてるとこが結構あったりするんですけど、それはいい面があるんですけど、この多面的機能、五十何区のうち何区が参加しているのか。

それから、これは運営上の何か問題、そういうのはないのか。うちなんかは高齢化してて、昨日草刈りしましたけれども、参加者が減ってきてなかなか運営が難しくなっているんですけど、その多面的機能支払交付金。

それから、最後のほうですが、156ページの人権啓発推進費、これが8節の旅費の237万5,000円、予算が出てて、支出済額が62万円云々。これ残高、不用額が174万円って、かなり多額の不用額があるということで、やはりコロナのことがあって、参加者が少なくて、いろいろ研修に行く方が少ないからこういう結果になったんですかね。ちなみに、令和3年度も123万円、令和2年度も180万円ぐらい。元年は2万円何ぼで少なかったんだけど、最近2、3、4年度とかなり100万円以上残しているというので、どうなっているのか。できたら私はこれはもうやめてほしいと思っておりますが、あまり効果がないものはやめるべきだと思ってるんで、その辺、とにかく何でこれは余ったのか教えてもらえますか。

それから、171ページですか、教育費のほうで、一番上の工事請負費の施設改修工事費、これが55万4,340円ですね、これも内容だけちょっと。佐伯の共同調理場の厨房、食洗機、エアコンの修理、更新をしたという、その分でしたかね、その辺内容が分からないので。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） それではまず、起債残高についての御質問。

決算認定資料にはつけておりませんが、令和4年度決算の認定資料につけて元金の償還金が約8億5,900万円で、その残りとして令和4年度末現在、元金で87億1,624万2,289円。もう一度申し上げますと、令和4年度末現在、元金87億1,624万2,289円が残っている状況でございます。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼します。

それでは、45ページの9番のぶどうの売上金についてでございます。

売上げにつきましては、売上金47万8,620円でございます。これにつきましては、室原のすもも園の中に約5畝程度のエリアの中にピオーネが5本、オーロラブラックが10本、シャインマスカットは6本（「ピオーネが3本、オーロラブラックが4本、シャインマスカットが2本」と後刻訂正）の植栽をしております。その販売先につきましては、基本的にはもう鶴飼谷温泉で販売をしております。ちょっと古い、落ちるようなものがあれば役場のほうで販売をしております。金額的には、シャインマスカットのほうが700円、ピオーネ、オー

ロラブラックについては600円ということで販売をいたしております。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 失礼いたします。

雑入、その他雑入の中の51ページの下から7番目、モバイルルーターの通信料の預り金ということで雑入をしております。これは、家にネット環境のない児童・生徒のために教育委員会のほうでモバイルルーターを整備いたしまして、貸出しをしております。その分の保護者負担分で雑入をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） 53ページです。町債、節9、緊急防災・減災事業債で、備考欄、防災拠点施設整備事業債で4,880万円の充当先はということで、歳出の63ページをお願いいたします。

14節、工事請負費、庁舎施設工事費は、佐伯庁舎外部改修事業に係るもので、別冊、決算認定資料の32ページ一番下に工事請負費として同額の4,843万800円、佐伯庁舎耐震補強及び外部改修工事。若干金額のずれはありますが、委託料で残りを歳出のほうを行って、主な先ほどの起債の充当先として、こちらの佐伯庁舎の工事が充当先ということでお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 万代君。

○民生福祉部長（万代 明君） 失礼します。

91ページ、負担金・補助及び交付金の中の地域医療介護総合確保基金事業費補助金3,844万8,000円の内容でございますが、こちらは歳入のほうでも県の補助金で35ページに出てくるんですが、介護付有料老人ホームの施設整備に対する補助金で、県から10分の10出ているものでございます。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 森元君。

○社会教育課長（森元純一君） 失礼します。

93ページ、隣保館管理費、報償費の不用額についてでございます。

それぞれ学習会が生徒の数が減ったことによる減、あるいは成人講座交流事業等々が新型コロナウイルス感染症拡大のために回数が減った分の減、これがそれぞれ積み上がって51万5,228円の不用額になっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） 生活環境課長 山崎君。

○生活環境課長（山崎信行君） それでは、113ページの長期包括的運営事業委託料の内容について御説明します。

委託期間は、平成30年度から令和14年度の15年間でございます。

また、可燃ごみの量につきましては、令和2年度が2,622トン、令和3年度が2,647トン、令和4年度が2,453トンで、若干減少傾向にございます。

続きまして、115ページの生ごみ収集業務委託料について御説明します。

この委託料につきましては、町内の434か所の生ごみのたるの収集の委託料でございます。

続きまして、EM菌の製造、旧佐伯幼稚園のほうでやっている業務でございますが、これは今の予定では本年度の3月末まではやる予定にしております。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） それでは、119ページの負担金・補助及び交付金でございますが、多面的機能支払交付金の1,042万8,395円でございますが、まず多面的機能のこの事業につきましては、農家、地域住民等で組織する団体が農地とか農道の草刈りや水路の泥上げとか、そのあたりの共同活動の取組に対する交付金でございます。

交付単価につきましては、先ほど議員も言われましたように、田んぼが3,000円、畑は2,000円ということで、草刈り、泥上げ等の維持管理、それから環境保全活動に伴う目的の単価でございます。

問題点等でございますが、やはり高齢化それからなかなか参加する方が少なくなっているというのは聞いております。

参加している団体数につきましては、町内で19団体ということになっております。

○町長（太田啓補君） 総務部長 永宗君。

○総務部長（永宗宣之君） 失礼いたします。

157ページ、人権啓発推進費の中の旅費170万円余り、多額の不用額が生じている要因でございますが、こちらは先ほど議員御指摘のとおり、新型コロナの影響で、全国での研修会あるいは学習会、こういったものの開催自体も少なくなっておりますし、参加についても非常に抑えたということで、昨年、一昨年に引き続き不用額が発生したということでございます。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 失礼いたします。

171ページ、学校給食共同調理場費の14番、工事請負費、施設改修工事費ですが、これは佐伯の共同調理場の厨房の空調設備の改修工事でございます。

なお、この事業に当たりましては、公立学校改善交付金の大規模改造ということで、国からの補助を受けて実施をしております。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） 45ページのぶどうの売上金です。5畝というのは、ピオーネが5本、オーロラが10本、シャインが6、5畝ではこれだけは植わらんと思うんだけど、それは勘違いじゃねえかなと思う。何反の範囲だと思うんですけど。それにしてもちょっと桁が1桁違うんかなという感じなんですけれどね。……それは誤りないんでしょうね、もう一遍それだけ。

それから、51ページのモバイルルーター通信料預り金、これは分かりましたけれど、今の生徒が小・中学校にどれぐらいいて、どれぐらいの家庭がそういうルーターをお借りしているというふうな実態があるんですかね。もしあれだったら、それだけ教えてもらいたいと思います。

それから、113ページのごみ処理です。2,622トンが2,453トンぐらいに減っているということで、若干減りつつあると。あと、ほんなら9年か10年ぐらいあるんですよ。それで、全体として、これは余談になるかもしれないんですけど、分別をかなり増やしていて、今何種になるんか分からないんですけど、このごみ処理で生ごみも分けるということで、かなり燃料も減らしたり、そういうのがある程度よくなったんだろうとは思いますが、今後そういうごみを減らすためにさらなる分別というか、資源ごみで紙を分けているというようなところもあったりするんですけど、これはスーパーなんか紙の収集をしているところもあるんですけど、今後の方向性というのは何かあるんですか、ごみを減らすための。それがありませんでしたら、教えてもらいたいと思います。とにかく結構契約料が高いんで、なるべく委託料も減らすように持っていったほうがいいんじゃないか、そういう意見を持ってるんですけど。何かありましたら、今後の方向性をよろしく願います。

それから、生ごみについては、EM菌等の作成というのは手間がかかって職員は大変だ、効果もいまいちじゃないかというようなこともある。あの菌というのは、3月まではそれでやるということなんですけれど、その辺の検討というのは、菌をいろいろ変えとか、効果を検証するというようなことが行われているのか、その辺だけお願いします。

それぐらいをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） すみません。

それでは、ぶどうの件ですけれども、まずぶどうにつきましては、収穫後販売等の目的で整理をしまして、販売先へ持っていく等々を行っております。なので、関わっておる職員それからパートが持って帰ることはありません。

それから、売上げが少ないことにつきましては、まだ完全に利益を追求していない部分もあります。その分まだ研究段階というようなこともありまして、安価な提供ということでございます。

それから、ぶどうの面積につきましては、正式には5畝少しなんですけれども、524平米ということでございます。

それから、1つ訂正させてください。

本数についてなんですけれども、私がピオーネのほうを5本と言いましたが、ピオーネが3本、それからオーロラブラックが4本、シャインマスカットが2本ということに訂正させてください。よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 失礼いたします。

貸出用のモバイルルーターの使用状況です。昨年度、モバイルルーターのほう、50台を貸出用で整備をいたしました。使用状況ですが、ネット環境がない御家庭で使っていただくということで整備をいたしました。使った回線が最大18回線分ということで、7月が一番多いんですけど、御家庭でこのモバイルルーターを使った方が18回線ということで、ネット環境がない御家庭が最大18家庭かなというふうに考えております。

なお、タブレットですが、児童数は小学校が529人、それから中学生が273人ということで、これ1人に1台配っております。整備のほうは889台整備をしております。

○議長（当瀬万享君） 生活環境課長 山崎君。

○生活環境課長（山崎信行君） ごみの状況、今後の方向性ですが、ごみを少しでも減らそうと思ひまして、今プラスチックの包装容器の回収は別にやっておるんですが、今後は固形用プラスチック容器の回収も実施して、ごみの焼却を少なくしていこうという施策も考えております。

それから、EM菌の製造ですが、本年3月まではEM菌の製造を行うということですが、その後はEM菌を購入しまして、今までかかっている人件費とかそういうのがなくなると思ひますので、今考えとるのは赤穂のほうの業者からEM菌を購入して、鳥獣等の処理に使っていこうという考えでおります。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） それでは、75ページ、車検整備の手数料15万2,932円ですかね、これ。ここのバスの車検費用にかかわらず、庁舎の車検費用がいろいろかかっていると思ひますが、この車検費用の内容、できれば車種別に分かれば教えていただきたいと思ひんですが。うわさを耳にしたのには、ふだん庁舎のほうの車検費用が高いんじゃないかというような意見がございまして、そこら辺を教えてほしいのと、それから車がたくさんあるところでは、責任者がいると思ひますが、その責任者の方が車検でこういうことだったらこのぐらいの値段で済むというのを確認してから決裁するんかなと思ひんですが、そこら辺の段取りというんか、プロセス、そこら辺が分かれば教えてほしいんですが。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 永宗君。

○総務部長（永宗宣之君） 失礼いたします。

今、山本議員のほうは、地域交通対策費の中の役務費の車検手数料の項目で御質問をいただいたんですが、お

話の中身のほうが役場の所有する庁用車全般のこのようですので、私のほうから答弁をさせていただこうと思います。

現在、町が所有しております車両は75台、あとリースで借り入れているものが18台、これにはスクールバスでありますとかクリーンセンターのじんかい収集車、こういったような特殊車両も含んでですが、そういったような台数でございます。

あとは、地元の消防団員に管理をお願いしておりますポンプ車でありますとか、可搬の積載車、こういった消防関係車両が57台ということでございます。

車検につきましては、特殊車両あるいは大型のスクールバス等は町内の業者に毎回決まったところをお願いしておるものと、あと町内の車検ができる事業所に均等にといいいますか、ある程度の台数を割り振ると、車両固定じゃなくて業者にほぼ台数を割り振ったものと、2通りの運用で行っております。当然車検ですので、業者のほうに持ち帰り車検をしていただいたものを納車いただいて、併せて請求書を頂くということになります。それぞれ支払い担当者は別ではございますけども、それぞれが請求のあった請求書の中身を確認して、支払い行為を行っているというものでございます。

それぞれの車種ごとの単価あるいは業者の単価がどうであるかというところまでの詳細な分析というのは、正直できておりませんが、担当者並びに決裁する者が請求書の中身、金額等を見て確認をする中で、妥当な金額であろうということで支出行為を行っているというものでございます。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 先ほど言うたように、車両管理責任者とかはおられないのでしょうか。普通の会社であれば、何台以上あったら車両管理責任者がおって、その管理責任者の方が車検とかの費用を、こういうことは適正であるということで管理していると思うんですが、庁舎にはそういう管理責任者という方はおられないのでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 永宗君。

○総務部長（永宗宣之君） 車両管理については、一応財産管理ということで総務課のほうで所管をしております。ただ、台数も多うございますし、出先もあつたりということですので、各担当課ごとに車両の管理者という者を毎年選任をして、その職員に所属の車両の管理をさせるというようなことで運用いたしております。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） それでは、各課に主任がおって、その方が管理をしていると。その方が整備に対しては、適正な料金だということを確認して行っているということによろしいでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 永宗君。

○総務部長（永宗宣之君） はい、今山本議員がおっしゃられたとおりでございます。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 建設とかでしたら県のほうの指標というんか、かかった工賃とかそういうのは基本があると思うんです。自動車整備は基本がないんですよね。基本があるとすれば24か月点検というんがあるんですが、それはもう基本料金で決まっています。それから、手数料も大体決まっています。あと、整備料金、いろんな交換がありますよね。そこら辺は、車によって違うんですが、壊れている部分があればそこを交換しないといけないので高くなると、そういうことがあるんですが、もし同じ業者にばかり頼んでいたら、そこら辺を適当に、ここはもうちょっと高いけど替えといたれとかというようなことになるんじゃないかと思うんです。そこら辺の判断を、同じ業者にしているのであれば、やっぱりそういうようなことが生まれてくるんで、相見積りなり、それから別の会社に、同じ車を同じところに頼むのでなしに順次変えていくとか、そういうこともやっている車もあるんだと思うんで、そういうふうにして整備料金の均等化というんですか、1つの自動車屋が、もうけをたく

さん、僕も勤めてたんでもうけは大変少ないんで、もうけをもらおうと思われるのが山々だと思うんです。そこら辺の管理をしっかりとできるようにしたほうがいいと思いますので、そこら辺の意見はどういうんでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 永宗君。

○総務部長（永宗宣之君） 今、議員からの御指摘でございましたけども、町内には十数社車検を取り扱っていただいている業者がございます。なりわいとして看板を掲げられている業者として活動されておるところですから、信用取引といえますか、その辺は大丈夫なんじゃないかなというふうに考えております。

特に今のところは、町内各事業所をお願いする台数はほぼバランスが取れるようにというふうなところの考え方で発注先の割り振りもさせていただいてますが、車は1つのある特定の方に継続的に過去の修理履歴、検査履歴等を基に継続して見ていただくという方法にもメリットはあるかというふうに考えてますので、そういったところで固定するもの、あるいは町内のいろんなところにローテーションをお願いするもの、そういったところは適宜判断をしてみたいと思います。

それと、先ほど言われた見積りの件なんですが、車検を出すときにあらかじめ車を我々担当者が確認して、この部品は交換の必要があるかな、ないかなというふうなところの打合せ、確認作業というのは、正直なところできておりません。そこらは、信頼関係に基づいてお願いをして、こういうところを部品交換したよということの後で報告をいただくということで済ませておるとというのが現状でございます。

○議長（当瀬万享君） 町長か副町長、一言。ビッグモーターの件もあるんで。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 山本議員のおっしゃることは、私のほうも今お聞きをいたしましたけれども、総務部長が答えましたように、基本的には車検はその中をばらしてみないとどこが悪いか、どこの部品を替えないといけないかということはその段階でないと分かりませんので、町のほうがこのぐらいのお金でお願いしますねということ是非常に困難かなというふうには思っています。そこは、総務部長が言いましたように、業者とも信頼関係を持ちまして適切に対応していただいているというふうに理解をしていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

8番 万代君。

○8番（万代哲央君） それでは、何点かお尋ねします。

96ページの児童福祉費の児童福祉総務費、97ページの一番下の18の負担金・補助及び交付金で出産祝金640万円です。令和4年度の当初では1,070万円の予算でありまして、1子、2子、3子以降の人数の見込みが書かれておったんですけども、これが今年の3月末でということになるんですか、640万円ということですから、出生者の人数を1子、2子、3子以降別に教えていただきたいと思ひます。

それから、令和3年度と比べて出生者の人数は増えているのか、現状維持か、それとも減少しているのかというのもお答えください。

それから、認定資料のほうの49ページに、同じく児童福祉費の福祉の総務費の詳しいのが載っておりますけども、その中で児童虐待・DV対策費が367万6,500円ありますけど、これは決算書ではどこに入るのかということと、この対策費でどのようなことをしたのかということをお教えください。

それから、次に土木費の都市計画費なんですけど、136ページ、137ページのところの、137ページで言うと12の委託料の支出済額が調査委託料695万2,000円です。これは、空き家等の対策計画策定事業だと思います。空き家の適正管理とか利活用の推進のために空き家等の計画を策定するというところで予算を計上されておったんですけども、令和4年度は町全体の空き家の実態調査を行うということだったと思ひますが、調査した空き家の中から特定危険空き家というのが何件あるということだと思ひます。

質問は、空き家件数がどれぐらいあるのかということと、そのうち特定危険空き家数はどれぐらいあるのかということ、それから特定危険空き家等はどういう状況のものなのかと。防災上とか、防犯上とか、衛生上とか、景観上とか、いろいろ問題があるものだと思うんですけど、状態はどんなものかということをお教えください。

それから、これらの特定の危険空き家というのは、令和5年度で処分していくのか、どのようにされるのか、その方針をお教えください。

それから次に、教育のトイレの改修の件なんですけど、143ページの下の方のところなんです。工事請負費9,500万円余り上がっております。これにつきまして、説明では令和4年度で大体7割ぐらいいこれで済んだというようなことだったと思うんですけど、これはもう順調にやっとなら、令和4年度で全体の7割ぐらいいやって、令和5年度であと残りの3割ぐらいいやるということで、これは予定どおりなのかということをお尋ねしたいと思います。

それで、資料の方の66ページの上の方、2つ目の丸のところにありますけど、3つのにこここ園と3つの小学校と2つの中学校全てだと思っておりますけど、それにつきまして、それから当初予算のときに、覚えているのが、こういうのを改修して、床を乾式化して、それからトイレを洋式化することによって、インクルーシブ教育に活用するのかなんとか言われたように思うんですけど、このインクルーシブ教育というのはどういうふうなものか教えていただきたいと思っております。

それから、あともう一つお願いします。

かわまち事業で、吉井川の河川公園グラウンドに芝生公園を整備したということですが、これが167ページの方のグラウンド管理費の12の委託料の4つ目、グラウンドゴルフ場管理委託料、その下の14工事請負費といたしまして1,700万円余りありますけど、これにつきまして、こういう整備したその後どうなるのか、これからしていくのかということなんですけど、グラウンドゴルフの大規模な大会とかに使うというような話もあったと思うんですけど、今後ここを整備してどういう効果を狙っておられるのか、緑土にしたいと思っておられるのか、これを聞きたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、御質問の出産祝金でございます。

令和4年度の出産者数は41人ということでございます。令和3年度は、出産者数の細かい人数は覚えておりませんが、令和3年度よりは減少しているという状況でございます。

出産祝金の内訳でございますが、640万円のうち、第1子が18人、第2子が8人、第3子以降が10人ということで、県内の同じような自治体と比べまして第2子以降の出産者が多いというのが和気町の特徴というところでございます。

続きまして、児童虐待・DV対策費ということで、決算認定資料の49ページの中で367万6,500円ということで、こちらの内訳ということでの御質問でございます。内訳としましては、今度は決算書の97ページの下から6つ目の10番の需用費の修繕料1万8,700円、それから12の委託料の292万3,360円のうち140万3,000円、こちらの内訳についてはDVの全国ネットワークに関する整備の委託料でございます。

それから、その下の施設改修工事費の143万5,800円、こちらは庁舎内へ相談ができる施設、部屋を造るための工事費です。

それとあと、備品購入費ということで、その下の79万2,000円、こちらがシステムに使用しますパソコンの購入費ということで、こちらは合計で367万6,500円になるかと思っております。こちらにつきましては、児童虐待の相談等、御家族や御本人からの相談体制の充実ということで、費用の方を計上し、執行したものでござ

ございます。

○議長（当瀬万享君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

都市計画費の関係の空き家実態調査の委託ということでございますが、空き家の調査をしたものが986件とございます。そのうち危険空き家であろうというものが182件でございます。この中は家屋だけではございません。倉庫等も対象ということになっております。

今後の方針等でございますが、令和5年度に空き家の基本計画、本年度でございますが、実施しております。今後、協議会等を含めてその計画を作成していくということでございます。そして、来年以降でございますが、その計画ができましたら、特定危険空き家に対して所有者に補助金の制度を設けるということでございます。国庫及び県、町という形で補助をしていく制度にしていくということでございます。この制度につきましては、岡山県下でもかなりの市町村がしておりまして、和気町もそれに向けていくということでございます。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 失礼いたします。

143ページ、教育委員会の事務局費の工事請負費についてでございます。

トイレの改修工事といえますのは、和気町の学校施設の長寿命化計画、令和3年度から10年間の計画をしております。それに沿って実施をしております。令和4年度はトイレの改修を主に行いました。議員おっしゃられるように、トイレの乾式化、それから洋式化、あと自動水洗、それから多目的トイレの設置ということで、これに重点を置いてやっているところでございます。

進捗状況ですが、順調に進んでおりますが、一部、やはり古い学校ですので、トイレを直そうとしたら排水管が逆勾配になっていたりして様々な課題も出ているところでございますが、進捗状況としては順調に進んでいるというふうに認識をしております。

それから、インクルーシブ教育については、学校教育課長のほうで答えさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 失礼いたします。

インクルーシブ教育について説明をさせていただきます。

今日、国際社会で誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の実現というものが目指されています。そのために、学校のほうでも、障害のある子もない子も共に学ぶ場を充実させる、それぞれの子供の教育的ニーズに最も的確に応える学びの場を充実させるということが目指されています。トイレの改修については、そのための教育の場の基礎的な環境整備に当たると考えております。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 森元君。

○社会教育課長（森元純一君） 失礼します。

167ページ、河川公園グラウンドの芝生化についてでございます。

今後の予定とか効果はということでございますが、もう広く多目的に使っていただければいいのかなというふうに思っております。実際、1年たって8月から芝生が定着したということで、いろいろ予約の募集をもうかけ始めたところでございます。

効果としましては、例えば和文字焼きまつりのときに、例年に比べてやはり砂ぼこりがなかったとか、芝生の広場に実際に座って花火を見ることができたというお声をいただいているとともに、既に町内外、例えばスポーツ少年団のサッカーなどで問合せがあったりとか、IPUなんかも、あそこは幅がないので、あそこで大人のサッカーの試合そのものはできないんですけども、大会前、芝生で練習するということが効果的なので、そういうときにぜひ活用したいという声もいただいております。そういうふうに、サッカーをはじめとして多目的に使

っていただければというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） ありがとうございます。

それでは、気がついたことだけ聞かせていただきますが、今のまず最初の部分ですけど、子ども家庭総合支援拠点というのが創設されたということで、先ほどの児童虐待・DV対策費とかがついたんだろうと思うんですけど、こういうことで、今年は体制をそういうふうにつくったと。部屋をつくって、そういうことの体制をつくっていったということで、実際には相談とかそれに対しての指導とか、そういった実務面ではまだ全然ないのか、令和5年度から始まっているのか、そこを1つお尋ねしたいと思います。

それともう一つは、教育委員会のほうにお尋ねしますが、先ほどの長寿命化のトイレの件ですけど、そういうふうに変更して子供の反応はどうなのかというのを聞こうと思って忘れてたんで、それも教えていただきたいと思います。

それから、最後の芝生公園の整備ということで、8月からもう芝生がしっかりしてきたんで使えるように募集をかけるというようなことですが、これはもうそういう広く広報で流して使うような予定なんかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 御質問いただきました子ども家庭総合支援拠点の関係でございますが、御存じのとおり、今年度4月からこどもまんなか支援室ということで体制を整備いたしております。こどもまんなか支援室のパンフレット等も作成しまして、各学校等にお配りして、御家庭や学校での相談や悩み事があれば連絡してくださいということで、電話番号のほうも表記しているものをお配りしております。当然保健師や社会福祉士も常駐しておりますので、相談に見えられた場合は十分対応のほうは行っております。また、場合によりましては、児童相談所、保健所等の担当職員も交えて寄り添った相談体制ができるように整備をしているところでございます。

○議長（当瀬万享君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。

先ほどのトイレの改修について子供の反応はどうなのかという御質問をいただきました。

直接子供たちにアンケートは取っておりませんが、議員も御承知のとおり、今の子供たちの生活様式というのがほとんど家庭では洋式のトイレを使用しておるということで、かえって入学をしてきて今まで和式でしたので、その使い方について十分子供たちが熟知していないと、そこからの指導に入らにやいけんというような現場の声もありました。そういう点で、今回洋式化を進める中で、子供たちの家庭での生活がそのまま学校生活でも同じような形で生活できておるということで、非常に学校生活が快適化されていきつつあるのではないかなと思っています。

ちょうど私が和気中学校の現場におったときに、校舎の建設がありまして、そのときにトイレは全て洋式にさせていただきました。これも中学生にいろいろ意見を聞く中で、なかなか和式で生活しておる中学生が非常に少なかったと。これはもう10年以上前の話で、そういう状況であったので、今は洋式化にすることによって、子供たちの学校生活が充実したものになるのではないかなと思っています。

また、先ほども出ておりましたが、インクルーシブ教育との関係で、これは障害があるなしにかかわらず、全ての子供たちが同じ教育の場で生活をするということで、そういう障害がある子供たちにとってもこの洋式化というのは非常に意義があることではないかなと思っています。

以上、御説明とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 森元君。

○社会教育課長（森元純一君） 失礼します。

広報等への予定はということですが、実際いろいろ検討しまして、広報等々、いろんなところへ周知していけたらいいなというふうに今後考えておるところです。ありがとうございます。

○議長（当瀬万享君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） ありがとうございます。

○議長（当瀬万享君） 場内の時計が、10時25分まで暫時休憩といたします。

午前10時05分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

10番 広瀬君。

○10番（広瀬正男君） 私も何点か教えていただきたいと思います。

まず、63ページ、14の工事請負費、防犯事業工事費です。

防犯カメラを町内5か所に設置した金額189万7,500円ですか、これはどこどこの5か所についたのか、教えていただきたいと思います。

それから、71ページ、18の負担金・補助及び交付金の部分で、コミュニティハウス等増改築及び修繕事業補助金、この補助金は例えば集会所を修理するとかというような部分で、地元はどういう手続をすると補助金を受けられるのか、こちらあたりを教えていただきたいのと、232万円ですからどのくらいの改修をしたのかなという部分です。

それから、73ページ、18の負担金・補助及び交付金の部分で、空き家改修事業補助金、100万円、これは空き家を改修して、移住者の方にお貸しするための改修工事なのかなと。これ100万円で何件されたんじゃないかと、1件だけかなというような部分を教えていただきたい。

それから次が、101ページ、民生費の部分ですが、学童保育事業費工事請負費238万5,668円、これは放課後子ども環境整備工事費とありますが、どの園の工事をされたのかなということを教えていただきたい。

最後に、125ページ、農林水産業費、林業振興費のうち、18番の負担金・補助及び交付金の部分で、駆除班に対する補助金100万円が上がってます。この駆除班というのは、猟友会とは別に町内にあるのかどうか。どういう人たちなのかなという部分を教えていただきたい。この5点、お願いします。

○議長（当瀬万享君） その前に、執行部の方は、答弁するときにページ数を先に言って、どこの答弁をしているかを教えてください。よろしくお願いします。

危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

63ページの工事請負費の防犯事業工事費ということについてですが、5か所に設置してございまして、場所を申し上げますと、泉区、それから日室区、衣笠区、宇生区、矢田区という5か所でございます。これは学校の通学路を中心に設置をいたしておりますので、もちろん学校、それから警察、教育委員会等と併せて協議をして設置場所を検討しまして、この場所がいいということで5か所に設置いたしております。

続きまして、71ページ、コミュニティハウスの負担金・補助及び交付金の関係ですが、和気町のコミュニティ施設等の整備事業補助金というのがございます。項目がたくさんありまして、コミュニティハウスを新築するとか、改築、修繕、それから水洗化、それからエアコンの整備といった項目があるんですけども、これが大抵事業費の2分の1で補助事業を行っております。区長を中心に要望を取りまとめていただいて、町のほうに上げて、翌年ということに進めております。

このコミュニティハウスの新築と、それから場所によっては増改築、修繕等が大きなお金になる場合は、補助事業ではあるんですが、町のほうで執行して、区からお金を頂くというようなときもございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

232万円の中身ですが、コミュニティハウスの改修、修繕ですが、北山方区、それから岸野区、田ヶ原区、大田原区、日室区、本区、これがコミュニティハウスの関係で整備をしているものでございます。中身は、各区によって求められてるものが違ひまして、エアコンの整備等もあるとは思ひますが、必要に応じて修繕をしているということでございます。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、73ページ、空き家改修事業補助金のことについてでございます。

こちらの補助金につきましては、こちらは和気町外から移住してこられた方、または町内に移住されてから1年以内の方を対象にした補助金で、その方が購入または賃貸で借りられた空き家の物件を改修するものに対する補助金でございます。金額としては、補助の上限は50万円、これは100万円事業費の2分の1の補助ということで、50万円まで1件当たり補助をしております。ですので、令和4年度につきましては2件の対象があったという状況でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 失礼いたします。

101ページの学童保育事業費の中の工事請負費、放課後子ども環境整備工事費238万5,668円、これでございますが、認定資料のほうでは50ページに少し詳しく書かせていただいております。和気小学校の教室を使用して和気ふじのはなクラブというのを運営をしております、床の改修工事、それから電気メーターの分離工事、あと天井のLED照明の整備工事というのをしております。

なお、この工事費につきましては、国と県、それぞれ3分の1ずつ補助を頂いて施工をしております。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼します。

それでは、125ページの負担金・補助及び交付金の駆除班補助金100万円についてでございます。

和気町には、有害鳥獣の駆除班が5団体あります。旧和気に3団体、旧佐伯に2団体ありまして、総勢で83名の方が有害鳥獣の駆除班活動ということで活動されております。活動につきましては、11月15日からの猟期を除く1年を通しての有害鳥獣の駆除活動ということで、イノシシ、鹿、ヌートリアほか、そういう有害鳥獣に対する駆除活動のほうをしております。

補助金につきましては、1団体20万円ということで、5団体で100万円ということでございます。

○議長（当瀬万享君） 10番 広瀬君。

○10番（広瀬正男君） ありがとうございます。

63ページのカメラ、5か所は分かりました。というのも、日笠下のプラを出す場所があるんですが、ちょこちょこ出してはいけないものを、誰が出してるか分からないんですけど、出しておられて、持って帰っていただけないで倉庫の前に積み重なるような状態になるんです。ほいで、地区内の人とは限らないんで、カメラでもつけてくれりゃあええのになというふうな声もありまして、貸出用のカメラは、前質問したときに8台ぐらいカメラがあるんで、電池はこちら持ちで使ってくださいというふうなお話もいただいたんですが、設置がそういうところにも随時できていくのであれば、手続してやっていただきたいなと思つたんですけど、多分貸出しのほうになるんでしょうね。いつ捨てられるか分からないもので、長期につけておかないといけないなというふうな部分があるんです。

それから次の71ページの改修事業は分かりました。

それから、最後の125ページの駆除班、これは5団体あるということで83名。わなの免許を取っておられる方かが所属しているんだと思うんですが、町の猟友会とはまた全く別な団体なんでしょうね、そこらあたりを。年間、鹿とイノシシで1,500頭ぐらいの捕獲があるということですので、猟友会の方にもちょこちょこ聞くんですけど、もうこの頃イノシシなんかはなかなか捕れんのじゃというような話もされてますんで、駆除班の方のほうが多く捕っておられるのかなと思ったりもしました。1団体、年間20万円ですから、どのぐらいの皆さんが出てこられてやっとなされるんか、あまり多い額ではないなと感じました。そこらあたりもうちょっと詳しく分かれば、教えてください。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） ありがとうございます。

防犯カメラにつきましては、今ここでの63ページにある分は通学路を中心に設置をいたしておるものでございまして、ごみの収集場所というのは貸出しによって行っているというのが現状でございます。この後、今議会の補正で各区の防犯カメラの事業も提案をさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 生活環境課長 山崎君。

○生活環境課長（山崎信行君） 先ほどのごみのボックスのカメラの件についてですが、これは環境衛生指導員協議会のほうで少し性能のいいカメラを購入するようにしてますんで、それを購入したらお使いくださるようになら御案内しますんで、よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼します。

猟友会駆除班の件ですけども、わなの免許それから銃の免許を持っておられる方は、和気町の猟友会和気分会もしくは佐伯分会へ入っていただくようになっております。その中から駆除班というまた別の組織という中で活動をしていただくというようなところでございます。今、全体で猟友会のメンバーがもう94人か5人になるんですけども、もうそのほとんどの方が駆除班で活動のほうをお願いしてる現状でございます。

○議長（当瀬万享君） 10番 広瀬君。

○10番（広瀬正男君） ありがとうございます。

1つ忘れてました。すみません。

71ページのコミュニティハウス増改築の件なんですが、日笠下コミュニティハウスのエアコンが結構もう古くなってあまり効かないんです。これをこの前も寄り合いのときに、何とか町のほうへお話しして替えてもらえるような話にならんかなというような話がありましたんで、たまたま今回こういうあれで出ていたんでちょっとしてみたんですが、区長を通じて役場のほうへ注文を出せばいいということですね。ありがとうございます。分かりました。もう答弁はよろしい。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありますか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは、何点が質問します。

まず、歳入絡みで行きたいと思えます、歳入絡みで何点か。それから、その次に歳出ということで、大枠で行きたいと思っております。

私は、細かい点はもしあれでしたらもう委員会で答弁するというだけでも構いませんので、少し仕分はできてませんけども、よろしくお願いたします。

まず、認定資料で行きます。

今回、認定資料が非常に細かく、認定資料を見れば分かるもんも何点か皆さん質問をされようたんでありましたけども、認定資料と付き合わせれば、今回の場合は割合と細かく言ったもんで、そういうのが執行部のほうであるかもわかりませんが、そういう形で説明されたほうがより分かりやすいかなと、私ここで聞きようってから、認定資料の何ページという形でしたほうが皆さん分かりやすいかなと。せっかくだと認定資料のあれがもったいないということで、まあそれは蛇足です。

ほいじゃあ、中身の認定資料10ページ、これは、細かいですが、バスの利用料金二百七十数万円、約300万円のあれですけども、これは私一般質問でも言いましたけども、これも、言いたいことは、もう乗り継ぎの経費がこの中には含まれてませんけども、これを幾らというのは担当、危機管理のほうでは難しいと思うんですけども、言いたいことは、この金額の中の乗り継ぎのごくごく僅かだということは推測できます。そういう意味で、くどいようですけども、すぐできる運行計画とかという来年の大きな計画はともかく、200円の乗り継ぎなんかというのは、利用者の利便を考えてもう200円追加でというて、そんなやっつもねえことはすぐできるんですけども、そんなに交通会議で議論せないけんほどの中身でもないんで、それは細かいですけど、随時そういうことで考え方があれば、いやいや、とんでもないと言うならそれでもよろしい。

それから次に、認定資料12ページ、これは収入関係で、体育館、プールの利用料金ですけども、結構な利用料金ということで、私が聞くには、体育館については従来からもこの近辺では非常に利便性がいいと、設備、立地ということで利用にいいということで、約357万3,000円の収入ということです。

それから、プールのほうですけども、ここで聞きたいのは2点。1つは、この中のテニスがどのくらいか、温泉へ行きますとテニス場も結構利用されてますんで、テニスの内訳はどのくらいあるのかなというのが素朴な質問で、今ここで答えていただかなくてもよろしいけども。

それから、これは全体として考えにやいけんのは、体育館はもちろん公共ですから安くというのはいいことですけども、近隣との料金の比較なんかはしたことがあるのかどうか、それだけでよろしい。上げるとか、利用料金を見直すとかということじゃなしに、そういうことを検討したのかどうかというぐらいのことで、その答えで十分です。

それから、21ページ、生産物の関係。先ほどぶどうの関係がありましたけども、今すももは0円ということですけども、ここ2、3、4、5年度として今年度が最終年度で、いわゆる入替えというんか、これ2年度からやった分が本当に売上げに寄与するというのは、いつ頃と見とるのか。もうこれも答えは簡単ですから、そこです。

それから次に、28ページ、これは大きく全体的ですけども、認定資料に大きく書いてますけども、いわゆる収入未済とか不納欠損、これはもう個々の項目でもありますけども、これは全体的にどう考えとんかというのをまずお伺いしたいということです。この収入未済、不納欠損、規定どおり、監査委員の意見にもありますように、きちっとされとんですけども、その分析をどこまでというのはなかなか難しいことですけども、その辺は経常的に毎年決算のときにはもうこの収入未済、不納欠損ということで、不納欠損というのは5年ごとのということで、これここで言いたいのは、不納欠損だけでもこれは当たり前とは思えないけども、これについては当たり前前かも分からんけども、時効の中断ということも。そのためには、アクションを起こさんと時効の中断は起きないと思います。もう5年だからしょうがねえわというんではいかんのだと思うんで、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

それから、29ページ、今の収入絡みですけども、種目別に見ると、固定資産税の収入率があまりにも低過ぎる。この辺をどう考えるかということでございます。

収入関係はそれぐらいで、答弁できる範囲でお願いしたいと思っております。

それから、歳出絡みでは、これも町民の皆さんはいろいろ町営バスの利益は、ありがたいと思っとる人は多い

んですけども、時々耳にするのが、あまりにも空車というんか、空気を積んどるとかというて面白いと言われるんですけども、そういう状態、結構日々皆さん目にしますけども、これは私どもが説明しとんのは、これはあくまでも子供のスクールバスの送迎ということが主眼で、あと空いた時間を有効にという趣旨は説明しとんですけども、やっぱりもともと町民の皆さん、特に御高齢者の皆さんは、不便さをよくすれば、人間で誰でももっとよくしてほしい、だけど特にほかのことと違って、公共交通というのは、これは単なる個人的欲望じゃなしに、やっぱり地域においてこれからますます地域公共交通の重要性が増しますんで、その辺のことでどうか。ですから、ここで聞きたいのは、1回どの程度、最高と最低があります、例えば朝晩の子供のときには多いけども、あとは日中はゼロだというんがあるんかも分かりませんが、その辺の細かい分析までというのはちょっとあれかも分かりませんが、1日当たりというのは、1台当たりはここへ載っとなんですけども、1日当たりも、変えれば計算で出ます。だけど、1回当たりというたら、空があつて、大勢があつてというのがありますんで、その辺、あえてそこで細かい答えはよろしいですけども、そういうことをあえて申し上げたいと思っております。

それから、40ページの支出で、災害用備品を整備されとるということでいいんですけども、指定の避難所等々に必要な災害物品、発電機とか、いろいろ整備されてますけども、その辺の今後の予定といいますか、計画といいますか、その辺の概略、これは重要なことですけども、今、町のほうが危機管理を中心に整備されとるということで考えておりますけども、これもちょっと概略ということで、この二百八十何万円に絡めて質問させていただきます。

それから、45ページ、高齢者福祉の関係ですけども、これにつきましては、皆さんもう今回の資料で詳しく見させてもらって、いきいき長寿の表彰23万2,000円、これはよく見ると、これはいろんな保険とか、どっちかという健全者にこういうことで去年の場合8,000円で29人ということで、この人らはいわゆる健全者ということで、それも中身を見るとやっぱり役所らしい、きめ細かく、94歳以上のその人が29人ということやけど、これで言いてえことは、もう少しこれは町としても緩和したらどうか。要は、今の水準じゃなしに、もう少し緩和しても。例えば米寿に絡めて、介護とかそういうことになってない人については、そういうふうなことも新たに考えてもいいじゃないかというのがこの質問の趣旨です。

それから、いわゆる敬老事業と賀寿という2つがありますけども、ここんところは最初の分と併せて、これからの賀寿というのが70からすぐ80ということで、結構いいことやからよろしいんですけども、その辺の賀寿制度、多少全体のセンターで催しなんかも今回は復活するそうですけども、賀寿について現行で当分これでいくんだというのか、その辺の考え方を若干言っていたら結構です。

それから、58ページの人・農地プランです。

これもいい制度なんじゃけど、農業振興でいいんですけども、これの中身が50歳未満の新規ということで、51歳になったらアウトと。本当に農業振興をするのであれば、その辺、これも先ほどと一緒に、条件緩和ぐらいのことは農業振興を本気で考えるならそういうことも考えてもいいんかなということで、私はこの今回の認定資料等を読んで素朴に思ったんで、言わせていただきます。

それから、60ページ、企業立地の奨励金、1,500万円ほどの。これ1社は、前からヤクルトということですけど、もう一社、2社の内訳といいますか、これをちょっと。これは簡単な答えですけども。

あとは、買物支援なんかは委員会のほうでまた聞かせてもらいますので、以上で決算認定のほうの質疑を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

認定資料のほうでおっしゃられましたので、認定資料10ページ、279万5,700円、これは現金で1回200円ということで御利用いただいているもの、それから定期券、回数券を購入された分を総合計で上げさせ

ていただいております。以前から居樹議員には料金のことをおっしゃっていただいて、そのような検討を、今交通計画を立てている段階の中でその協議もさせていただくということで申し上げます。そのメンバーの中にはタクシーの事業者もいらっしゃるの、そこに相談を持ちかけてもいいかなというふうに思っていますので、1回200円という料金については協議をしていくということで御理解いただけたらと思います。よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 森元君。

○社会教育課長（森元純一君） 失礼します。

認定資料12ページの保健体育使用料のことで2点御質問があったかと思ます。

1つ目、鶉飼谷体育施設のテニスコートの部分はこのうちどれほどかということなんですが、テニスコートだけ見ると166万6,400円になります。年間を通じて、平均割というか、季節に偏りなくおよそ十二、三万円ずつ使用料があるかなというイメージでございます。

それと、2つ目、近隣との比較をやっているかどうか、これはあるないだけで結構ですということでしたが、一応近隣の体育施設との比較はやっております。今手元に資料がないんですけども、随時そういうふうに比較しながら検討しているところではございます。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） それでは、認定資料21ページの生産物売払収入のことですけれども、すもも園のすももについてでございます。

すももにつきましては、令和2年度から4か年計画で、令和5年度までですけれども、木の改修計画ということで実施しております。5年度が最終年度ということで、木の植え替えということで行っております。基本的には、当初、敷地内に600本程度のすももの木がありまして、いろいろ調査をした結果、面積の割には本数が多いというようなこともありまして、検討した結果、4か年計画で植栽替えをしようということで行っております。現在、400本程度を目標に行っております。

いつから収穫ができるかということですが、来年あたりから令和2年度に植えたすももが少しずつ採れてくるのではないかなというふうに感じております。

○議長（当瀬万享君） 税務課長 豊福君。

○税務課長（豊福真治君） 失礼いたします。

認定資料28ページ、29ページの不納欠損につきまして御説明を申し上げます。

令和4年度の一般会計の不納欠損額でございますが、1,282万4,955円、うち固定資産税が1,119万9,385円、43名分です。軽自動車税が69万6,900円、64名分です。都市計画税が92万8,670円、10名分です。国保税が1,432万3,429円、74名分です。こちらにつきましては、地方税法の第18条、消滅時効の不納欠損によるものですが、収納を目的とする地方公共団体の権利は5年間行使しないことによって、時効により消滅することとしております。

まず、議員御指摘の時効の中断についてでございますが、滞納者が滞納額について債務の承認をし、分納の誓約を行い、一部を入金すること、滞納整理により給与、預金を生活に支障のない範囲で差押えを実施し、現金化して滞納額の一部を入金することで中断します。和気町もこれを実施しております。財産調査を行った結果、支払いができない滞納者や居所不明等により督促を送達することができない滞納者が不納欠損の対象者です。

それから、固定資産税について、収納率が悪いという御指摘でございますが、全体では92.9%、現年分が99.1%、滞納繰越分が10.1%となっており、原因は滞納繰越分であります。主な原因は、納税者死亡により相続放棄をなさる例が増加をしておるということで、これに対する対応が必要になってまいっております。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

歳出になります。

1つ目ですが、認定資料39ページに1台当たりの利用者のことが書いてあるんだけど、1便当たりのということで御質問があったかと思います。

1便当たりというのが、13路線走っておりまして、その路線ごとに走る便数の数が異なります。ですので、例えば奥塩田苦木線であれば1日5便が走っている、北山方田土線は4便が走っているというふうに、それぞれで異なりますが、1便ごとの中で一番多いところを申し上げますと、朝一番の佐伯熊山線が1年間で2,610名。それから続いて日笠和気線の1便目が1,288名。これは1年間で御利用いただいた数でございます。それから続いて、まちなか線の2便の1,070名。多いとこでこういうふうになっています。

逆に、少ないのは、田賀佐伯線の2便といたしまして、これが令和3年5月に集約化したことによって、佐伯庁舎から地元のほうへ帰る便でございます。これが1年間で22名。それから、吉永病院線の第5便、これが1年間で12名。少ないとこで言いますとこのような形なんですけど、これ1年間ですので、走っている間に空で走っているということも当然あり得ますので、人数で言うとそういう集計になっております。

それから続いて、40ページの避難所の備品の関係でございますが、決算書類で言いますと、78、79ページ、上から3段目、17の備品購入費のところでございます。施設備品購入費というふうになっておりますが、これは新型コロナウイルス感染予防対策ということで、避難所の関係でございます。ウェブ会議システム機器を購入したり、それから災害用プライベートルームを11式、それから組立て用のトイレ11式、折り畳みベッド55台、それから体温が測れるサーマルカメラを11台ということで、避難所に配置をするようにしております。

今後は、今指定避難場所に設置しているものというのがおおむね調べましたので、今後は賞味期限とか、そういったもので随時更新をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 万代君。

○民生福祉部長（万代 明君） 失礼いたします。

認定資料の45ページ、高齢者福祉費の中の記念品料、いきいき長寿表彰について制度の中身をもう少し緩和してみたいという御質問だったと思います。

この制度は、介護予防の普及啓発を行うことを目的に、平成25年度から制度自体はスタートしております。それ以降、見直し自体が実際にはできておりませんので、見直しを含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

認定資料46ページの敬老事業の件でございます。

こちらにつきましては、長寿祝い金ということで、和気町長寿祝金条例によって支給されるもので、88歳の方には1万円、99歳の方には3万円ということで、お振込でさせていただいております。100歳の方につきましては、祝い金を持って町長と御本人に直接会ってお祝いのほうをさせていただいております。こちらは、条例上の目的としては、福祉の増進を目的としているということでございます。

また、御指摘の社会福祉協議会のほうに委託しております敬老祝賀会についてでございますが、こちらについては対象者が77歳、80歳、88歳、90歳、99歳ということで、こちらの方についてはそれぞれの節目の年を町としてお祝いをしようというのが目的でございます。一堂に会していただいて、町のほうから長寿に対する、また長年和気町を支えていただいた方々への感謝の気持ちを表すために、事業として実施するものでございます。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼します。

認定資料58ページの農業振興費の中の人・農地プラン交付金事業ということでございますが、まず農業につきまして、これから5年先、または10年先の地域の農地を誰がどうやって守っていくのかというあたりのところを皆さん不安な方がたくさんおられると思います。そういった地区、それから人々にこの人・農地プランというものを、農業者の方が地区内で地域における農業の中心的な役割を果たすのを見込まれる農業者とか、人と農地の問題を解決するための地域の設計図となるようなものでございます。

その中の事業メニューとしまして、農業次世代人材投資事業ということで、50歳未満の新規就農者の方に年間150万円、最大5年間の交付の事業というものがございます。農地も、もう人ではなく、地域での考え方で、その中には若い農業者を育てる、確保するという意味もある中で、人的プランの中の事業でございます。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、決算認定資料60ページにあります商工振興費の和気町企業立地促進奨励金の内訳といった部分の御説明でございます。

これは2件ございまして、1つは、議員おっしゃったとおり、ヤクルト工場に対する、これは水道代の補助でございます。こちらにつきましては、補助期間のほうは平成27年度から令和11年度までの15年間の補助を行っております。これは、使用された水道料の半額の補助をさせていただいております。

それから、もう一つのほうは、これは新たに進出された企業への補助となっております、こちらは大中山地区のほうへされた企業へ。これはもう1回きりですけれども、企業立地の奨励金といたしまして、こちらは固定資産評価額の家屋部分の4.5%、それから土地に対して1.5%という計算でこちらのほうはやっております。内訳のほうは、新規のほうは1,001万円です。それからあと、ヤクルト工場の水道のほうは501万円、トータルで1,502万円となっております。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 丁寧な答弁、ありがとうございました。

そこで、何点か再度質問したいと思います。

まず、体育館の利用を検討されたということですので、これはあえて数値は見ませんが、1時間、体育館は何ぼとか、それと比較しながら考えておられるということで理解しておりますので、それで結構だと思います。

それから、1つ落としとったんですけど、体育館絡みでのB&Gの関係、これは追加になりますけども、あれは収入がどうであるというのはいりません。あそこは、町の職員の方が、今3名プラス、今年も1人研修に行かれたと思いますけども、その辺の研修はもちろん結構です。やっぱり研修がないと指導もできませんけども、あそこを本気でどこまでやるつもりなのかというのを追加みたいな形になりますけどもお願いしたいと思っております。

それから、固定資産税のほうの関係は、私もこの辺の数字の読み違いがありまして、いわゆる滞納分が大半だということでしょう。それが当たり前とは言いませんので、要はこれから滞納分についてそういう体制を組んでぜひともお願いしたいと思っております。これは、あえて言うのは、税の公平性とか、そういうことを町民で言われる方も時々私は耳にしますもんで、そういう立場で質問しましたので、よろしく願いしたいと思っております。

それから、町営バスの分は、一つには、時々私も個別に聞くんですけども、200円の乗り継ぎをすると、いろいろバスの関係で民業圧迫ということですけど、どう考えてもその200円の乗り継ぎは、幾らあるのか分かりませんが、その辺のことの回答が今ありましたけども、そこんところは全体の大きな来年度に向けての交通計画とは中身がちよっと異質だと思いますので、できるものなら早くやるというようなことを、利便性という

ことも含めて、これはやっぱり町民の期待の大きいところですので、考えていただきたいというのが趣旨でございます。

それから、当然今言われたように、バス路線につきましては、検討されてるんで、ぜひとも具体的な実践で反映していただきたいということで、そんなに計画に向けて、来年4月までにとということじゃなしに、できるものなら早くからやるぐらいのそういうスピード感がこういう施策においても必要だと思っておりますので、あえて言わせていただきます。

あとそれから、50歳未満の分についてはやっとならということですけども、これ趣旨はあくまでも51歳、50代というたらまだまだばりばりで、本当に農業振興を考えたら、年齢で、これ中身が私も実は町の持ち出しがどのぐらいになるのかというのが、比率が2分の1とか4分の1とかありますけども、その辺を少し本格的に考えてもいいのかなというのが素朴な、あくまでも農業振興というのを本気でどう考えるかというところに起因すると思うんです。そういうとこまで一応掘り下げた形で検討していただければよりいいのかなということで、やる気のある農家の方も、これからやろうとしとる方も、ぼろぼろ新規の、私のほうは夏秋ナスなんかでも聞くんですけども、やる気のある人、いないことはないですわ。だから、その辺のこの実態は十分把握されとると思っておりますけども、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。ありがとうございます。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 森元君。

○社会教育課長（森元純一君） 失礼します。

B&Gの今後の活用について御質問いただいたかと思ひます。

確かに、課題として一番は、建物が老朽化しているというのが課題になってまして、今後どうするか検討すべきもんだなというふうには思っております。ただ、中身については、今年度新たに立ったままこぐサップという今注目されているものを導入したりとか、コンテンツを魅力化していこうというふうにはいろいろ考えてまして、そのほかにもカヌーの海洋クラブというのをつくってるんですけども、ほかのB&G財団の研修所の方と交流事業で交流したりとかってということも始めております。

さらには、来年度以降ですけども、そういう交流の中から、できればそういうカヌーの大会なんかにも出場していけるようなことができたらいいなというふうな意見も出ておりますので、コンテンツについていろいろと魅力化を進めていけたらいいなというふうには思っております。

○議長（当瀬万享君） 税務課長 豊福君。

○税務課長（豊福真治君） 失礼いたします。

ありがとうございます。

税の公平性につきましては、我々も考えており、より一層の努力をしてまいりたいと思ひます。特に今年度からは、差押えの時期についてより早い段階で差押えを実施するように動いておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

バスの御意見、ありがとうございます。

もともと200円になった経緯につきましては、運行上どうしてもかかる費用の中で、高くはないんですが、200円は維持管理のほうで少しお世話になりたいという額が200円であったということで、それでスタートしておるもんなんですが、実際いろいろたくさん使っていただいている方から御意見をいただいたりするような内容であれば、今町のほうで思っているのが、利用者の方で定期券を使っていたら、1日100円になるぐらいの換算になってまいります、利用の頻度にもよるんですが。その方が、現在回数券は買えるんだけど、定期券がなかなか買いにくい。この要因としては、和気の本庁舎かもしくは佐伯庁舎でないと定期が購入できない

という物理的な問題がございます。それを、例えば車内で連絡を受けて買えるようにするとか、そういったことも併せて検討しておりますので、料金についてはそのあたりについても御理解いただいて、今後の協議とさせていただきますというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 人・農地プランの件でございますが、若い農業者に1人でも2人でも増えていただきたいという中で、やっぱり農業の面白さとかいろんな知識も含めて、この事業は国の事業で10分の10補助でございますので、もう和気町としましてもこの事業を活用しながら少しでも増やしていけたらなというふうに思っております。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） ここで暫時休憩とします。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第63号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第63号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第64号令和4年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） 195ページの保険給付費の中の負担金・補助及び交付金、50万円予算を組んで、10万4,761円お金を使っていると。傷病手当金というのが、条例によると、コロナで休んだ場合に被用者においてのみ5,000円を、たしか十分病気を治すために休んでもらうその手当を出すというふうなものだったと思うんですが、5,000円ということだったら、これは20を掛けたら10万円ぐらいにならへんかなと思うんですけど、これは何人分ですか、1人分か、人数を。そして何日なのかという、その辺が資料を見てもそこまでは出てないと思ったんで、額は出ておりますが、そこを教えていただきたいというのと、187ページに未就学児均等割保険税繰入金というのがあって、ぜひこういう子供の均等割は本当はゼロにしてほしいと思ってるんですけど、これは半額が出てるんですかね、国のほうから。これは全額繰入金が出てるようですから、45万円幾ら、これはそういうふうな子供に優しいというか、いろいろと総理大臣も異次元の何とかって子供にするとか言ってるん、これは全額やるようにはならないんですか。それはあれか、そこまでは聞けんのかな。これについては、若干説明だけお願いします。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

まず、195ページの傷病手当金についてですけれども、こちら対象は事業主から給与等の支払いを受けている被用者で、新型コロナウイルスに感染して療養のため労務に服することができない方を対象としたものであります。支給の期間は、仕事を休んで4日目以降の日から仕事をする事ができる、仕事に就くことを予定した期間ということで、2件ありまして、お一人は7日間、お一人は6日間が対象になっておりました。

それから、187ページの未就学児均等割保険税繰入金ですけれども、こちらは子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入する未就学児を対象にして、国民健康保険の均等割額を5割軽減して繰り入れているものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） 傷病手当金ですけど、1件が7日、1件が6日、2人の方に給付してるということで、そうすると13で計算が合わんような感じもするんですけど、5,000円ですよ、10万4,761円、もう一遍そこがよく分からなかったんで、お願いしたいと思っております。

それから、今の、これは分からなかったら結構ですけど、岸田政権が異次元の何とかって、子供に優しいことをやろうとしてるんですけど、これが全額均等割をゼロにするとかというふうな動きはないんですか。分かれば教えてください。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

竹内課長、ゆっくり話してください。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

では、傷病手当金についてですけれども、支給額は直近の継続した3か月の給与収入の合計、それから就労日数の3分の2で計算をさせていただいておりますので、そういった金額になっております。よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 町長、異次元を聞きたい言よんじゃけど、何か答えることがありますか。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 国の今後の方針については私もまだ詳しく承知してませんので、ここでお答えすることができる材料はございませんので、申し訳ありません。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） ちょっと頭が悪いんで、本当に。今の傷病手当金ですが、要するに5,000円で掛けたらいけないんですかね。3分の2とか早口で言われたんで、7日と6日でしょう。そうすると13になって、そうすると6万円幾らになってしまうように思うんですけど、もう一遍お願いします。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼します。

直近の継続した3か月の給与収入の合計、それから勤労日数の3分の2に支給対象となる日数を掛けたもので算出するようになります。お願いたします。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） だから、そうすると5,000円じゃないということですね、母数が、どうも。給与収入の3か月の分を割って、それでやるということですか。5,000円じゃないということなんですね、じゃあ。それは分かりました。

今、これについては、もう既に5類から2類に移ったということで、新年度はもうここには出ないということでしたよね。それだけお願いします。

（「2から5」の声あり）

あ、2から5か。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

傷病手当金については、2類から5類に移行されました今年の5月8日以降についてはもう対象外となっておりますので、今年度は対象となっておりますので、予算のほうにも計上はされておられません。よろしくお願いたします。

（11番 西中純一君「分かりました」の声あり）

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に、議案第65号令和4年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） すみません。217ページ、日笠診療所の外来収入で、これが1,087万4,825円ということで、私、ここに出てないですが、令和3年度の資料を見ました。その令和3年度の方でいくと、2,224万円。ということは、半減してるんですよ。これ診療日数が増えたんじゃないですかね、今は月曜日から金曜日、というか時間が増えたんじゃないかな。何でこのように減ったのか、ちょっと。たしかスタッフというか、医者も備前市の病院とそれからお一人の方とで、2人になって増えたと思うんですけど、この減った理由を教えてください。

○議長（当瀬万享君） 西中君、自分が所属する委員会なんで、そこで詳しく聞いてほしいけど、取りあえず今は質問したから。

住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

議員おっしゃられましたように、診療日数は、令和4年1月から週3日から週5日に増やしております。1日平均の患者数にしますと、令和3年が6.4人、それから令和4年が4.4人と、人数のほう伸びておらずで、診療収入もその関係で伸びておりません。

それから、ワクチン収入です。ワクチンの接種収入が減っております関係で、医療費のほうも昨年と比べまして減額になっております。よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） じゃあ、その人数が伸びていないというのと、ワクチンを令和3年度は数があったのにそれが減ったから、このように外来収入が減ったということでよろしいですか。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

おっしゃるとおりでございます。よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） じゃあ、この診療体制は、そういうことで今後今の体制を続けていくんですかね。そこだけお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 住民課長 竹内君。

○住民課長（竹内 香君） 失礼いたします。

当面はこの方向で進めさせていただきたいというふうに思っております。まだPR不足も恐らくあるかと思っておりますので、広報誌等で週3日から週5日になりましたということもしっかり周知してまいりたいと思っております。よ

ろしくお願いいたします。

(11番 西中純一君「分かりました」の声あり)

○議長(当瀬万享君) 先ほど言いましたように、自分が所属する委員会のことは、本会議ではなるべく避けて、委員会で発言するようにしてください。よろしく申し上げます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第66号令和4年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第67号令和4年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、次に議案第68号令和4年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、議案第64号から議案第68号までの5件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第64号から議案第68号までの5件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認めます。

したがって議案第64号から議案第68号までの5件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第69号令和4年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、議案第69号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第69号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(当瀬万享君) 異議なしと認めます。

したがって議案第69号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第70号令和4年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第71号令和4年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第72号令和4年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第73号令和4年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第70号から議案第73号までの4件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第70号から議案第73号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第70号から議案第73号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第74号令和4年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第74号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第74号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第74号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第75号令和4年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第76号令和4年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第77号令和4年度和気町上水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第78号令と4年度和気町簡易水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第75号から議案第78号までの4件の質疑を終わります。お諮りします。

議案第75号から議案第78号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第75号から議案第78号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第2）

○議長（当瀬万享君） 日程第2、議案第79号及び議案第80号の2件についての質疑を行います。

まず、議案第79号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） 言わなくても分かるところがと言われるかもしれんけど、ちょっと聞かせてもらいます。

これなんかは、室原線舗装改良工事という分で……

（「次。それは議案第80号のことじゃねえんか」の声あり）

あ、まだ違うのかな。

○議長（当瀬万享君） 今、議案第79号。

（11番 西中純一君「議案第79号か。ほんなら、ごめん、後で聞く。ごめんなさい。議案第79号」の声あり）

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第80号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） 今言った21ページの室原線舗装改良工事ですか、これが令和5年が610万円、6年が1,170万円、令和10年まで行って、全体で6,490万円でしたかね。だから、個々の問題を私聞くんじゃないかなって、本当言うたら議案第79号、議案第80号を含めて、総額は計算してないんですけど、何億円というふうな額になるんだと思うんだけど、これは最終的にはこれがないと起債をすることができないということでやるわけなんですけれど、それは単年度単年度で審議をしてやっていくんですよね、これ。何が言いたいかというと、佐伯は辺地というのはいないんです。過疎債ですか、佐伯の場合は、これがどんどんどんどん出てくるんで、毎年のように、これ大丈夫かな、これだけ本当にやっていけるのかなというのは思うので、その辺のことを、もちろん改良工事をして道がよくなるのはそれはいいことだとは思いますが、そういうバラ

スも考えてやっていただきたいと思います。佐伯の場合は辺地というのではないんですね。それも含めてお願いします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

西中議員からいただきました佐伯の地域のほうには辺地がないかという御質問ですけれども、これは辺地調査というのが毎年ございまして、その中で辺地のほうを指定をしていただいております。辺地の計画があるなしにかかわらず、辺地があるかないかと申し上げますと、佐伯のほうにも辺地は当然ございます。例えば田土のあたりとか、南山方、丸山、北山方、塩田、奥塩田、そういったあたりは辺地に該当しておりますので、こちらのほうは、今時点で辺地債を使うようなものがないというような状況にございますので、今後そういうのが出てくるようであれば、恐らくまた辺地債のほうで辺地計画を上げるという形になってこようかと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第79号及び議案第80号の2件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第79号及び議案第80号の2件を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第79号及び議案第80号の2件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第3）

○議長（当瀬万享君） 日程第3、議案第81号及び議案第82号の2件の質疑を行います。

まず、議案第81号和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第82号和気町和気鶴飼谷体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第81号及び議案第82号の2件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第81号及び議案第82号の2件を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第81号及び議案第82号の2件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第4）

○議長（当瀬万享君） 日程第4、議案第83号から議案第94号までの12件の質疑を行います。

まず、議案第83号令和5年度和気町一般会計補正予算（第5号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） そしたら、49ページの委託料で、シティプロモーション業務委託料89万1,000円というふうなんがあるんですけど、これはまたビデオとかなんとか、和気町を宣伝するようなものをまた作られるんですか。どういう動画にされるのか教えてください。

それから、53ページの調査委託料ですが、629万7,000円、河本の農産物直売コーナーの調査委託料でしたよね。これは、どういう施設にするのかと、そういう案を考えるということだったと思うんですけど、もう一度町民の方に分かるようにその辺を教えてくださいたいと思います。基本的には、いろいろと赤字をつくるからどうのこうのとかという議論もあったとは思いますが、今まで、学校がなくなって、佐伯地域の振興に対してある程度そういう責任を持って町のほうが応援していくと、そういう点で私はぜひやっていただきたいと思っているんですけど、説明のほうをよろしくお願いします。

それから、53ページの、これは説明がなかったと思うんですが、工事請負費、施設改修工事費210万円、これは何の施設改修工事ですか。これだけお願いします。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、西中議員からいただきました議案書49ページの地方創生推進費のシティプロモーション業務委託料、こちらの内容についての回答をさせていただきます。

現在、今年度から漫画を活用した地域活性化事業ということで、「推し武道」という作品を利用して町を盛り上げていこうということで、今まち経営課移住推進室のほうでいろいろな取組を行っております。そういった中で、ファンクラブの人数とかが当初1,000人目標だったものが、今の時点で1,300人を超えていたりとか、そういった形で反響が大きい状況になっております。そういった格好で、当初予定していたものよりももう少し増額させていただいて、さらに多くの方に興味を持っていただいて、町に訪れていただくとか、今後町と関わり合っていただくとか、そういったようなことをやっていきたいというふうに考えております。

そういった中で、まず当初につくったリーフレット、そういったようなものを少し新しいものにつくり替えてまた配ると。そういったようなものとか、それからあと、今新宿の街頭ビジョンに、ずっと予算のほうでも御説明しましたけれども、動画をずっと上げさせていただいております。そういったようなものもまた新しいものをつくらせていただいて、和気町の魅力を広く発信させていただいたりとか、あとはウェブ広告、そういったようなものも取り組んでいきたいと。そういったようなものを予定して、今回89万1,000円といった形でのシティプロモーションの業務の委託料ということで増額をさせていただいているものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼します。

それでは、53ページの農業振興費の12委託料629万7,000円の調査委託料について説明させていただきます。

これにつきましては、先日の全員協議会でも説明させていただきましたが、産業振興施設整備事業の基本計画作成業務についての予算計上でございます。この事業につきましては、佐伯地域に新たなにぎわい、それから活性化を図ることを目的に、施設整備に向けての検討を平成27年度からスタートし、一時休眠状態の時期もございましたが、産業振興施設を土台とした小さな拠点づくりをイメージしながら、地元も含め検討を再開しております。

この事業の構想案としましては、佐伯地域に新たなにぎわい、地域活性化、地域資源を活用した観光の拠点づ

くりをキーワードとしまして、地元産を中心とした米、野菜などの農産物や町の特産物の販売や、それから隣接している片鉄ロマン街道、天神山登山道などの地域の名所を生かした観光情報の発信、それから地域資源を活用した新たな魅力を創出したいと考えております。

計画地につきましては、和気町岩戸の河本地区内を予定しております。一つの理由としましては、隣接している片鉄ロマン街道、天神山登山道、国道374号線など、サイクリング利用者、登山客、ドライバーなどが気軽に立ち寄れる場所としての整備が可能、また地元の川で魚のつかみ取りや川遊びなどの体験や、それから遊休施設を利用した地元産の米粉を使ったパンの販売、製造、また地元産のジビエ商品の販売、加工や地域の特産品の販売など、周辺の地域資源を活用することで、点として結び、一つのにぎわい創出施設とした整備が可能と考えております。また、併せてキッチンカーとかテナント出店も想定しまして、交流人口の創出、また地域の憩いの場へもつなげていきたいと考えております。

このような構想案をベースに、地域の意向も盛り込みまして、特色ある事業の基本計画の作成を考えていきたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 教育次長 新田君。

○教育次長（新田憲一君） 失礼いたします。

53ページの下から2段目です。事務局費の工事請負費の210万円の追加でございますが、これは学校長寿命化計画に基づきますトイレの改修工事というのを現在施工しております、今年度も予定しております、実際工事に入ってみますと、排水管の流れが悪い、逆勾配が長年のあれによって逆になっていたりするような箇所が判明をいたしまして、現予算とそれから追加工事費との差額分について今回補正をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） 大体分かりました。

1つだけ。今、シティプロモーションのほうで、なかなか高齢の方にはちょっとこの「推し武道」という映画とか、漫画というんですか、あれは何ですか、コミックであった分なんですか、それが映画になったんですかね。へえから、実写の映画もあったんですか。そこに和気閑谷高校の生徒が出てくるのはどうかということをやっているだろうと思うんですけど。

先ほど言われたウェブの広告、一つは、それから何か新宿のどうのこうのって、いわゆるアルタのビジョンじゃないんですか。その新宿のどうのこうのって、そこがどういうことかなと思って。何かそういうビジョンに出るようにするんじゃないかなと思ったんですけど。

それからあと、リーフレットを新たにつくり替えるということでございますかね。ウェブの広告っていうことでは、町のホームページだとか、そういうところでやるんでしょうか。そこだけ詳しく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

まず、街頭ビジョンでございますが、こちらは新宿3丁目にある街頭ビジョンに3月あたりまで、長期にわたって動画のほうを流させていただいております。もちろん常時流れているものではなくて、1時間に幾らとかという形の時間でございますが。ここあたりの、定期的に動画を変えることができますので、同じ動画を流し続けるということではなくて、時期に合ったもの、それからこちらがやりたいことというのをタイムリーにさせていただければということで上げさせていただいてるものでございます。

あと、リーフレットにつきましては、当初企画を始めますよといった形でスタートアップ的につくったものでございます。今度は、動き出して次の段階です。今度は、安定させて皆さんに使っていただけるというか、見ていただけるようなリーフレットをつくる必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういっ

たあたりのものを本年度中につくらせていただけたらと思っております。

それからあと、ウェブ広告につきましては、こういった媒体を使うかというのはまだ決めておりませんが、インターネット上でも和気町をPRするようなものを上げていきたいというふうに考えておるものでございます。よろしくお願いいたします。

(11番 西中純一君「分かりました」の声あり)

○議長(当瀬万享君) ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

○議長(当瀬万享君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番(居樹 豊君) それじゃあ、2点ほどお聞きします。

45ページ、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金です。

これは、御説明にあったように、県からの委託ということでございましたけれども、その内容的には中学校の部活の後援ということでしょうけれども、具体的にこれをもう少し詳しく、どういう形で、どういうところへお願いしながら指導を受けるのかなというようなことを、今段階でまだそこまではなければいけないでよろしい。

それからもう一点は、49ページの集落内防犯カメラの設置事業で、想定は5地区を想定ということで、上限20万円の2分の1ということで、これについてはもう5地区は決まっておるのか。先ほど終わった分の決算がありましたけれども、この補正での考え方。

それからもう一点、53ページ。これは、中身については何となく分かっただけですけども、産地生産基盤パワーアップ事業補助ということで、父井原のほうでということで、これの事業の概要というんか、もう簡単で結構です、その3点ぐらいをお願いしたいと思います。

○議長(当瀬万享君) 社会教育課長 森元君。

○社会教育課長(森元純一君) 失礼します。

45ページの委託金のことについて御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

文化部活動改革委託金、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金ということで、それぞれ部活動の地域移行に向けた委託ということになります。文化部のほうは文化庁からで、下の地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金はスポーツ庁のほうから下りてきて、これに関しては和気町でかかる費用、例えば研修費用等々をのけたものはさらに再委託ということが可能になってまして、これは実は文化部、スポーツのほう共々総合型和気クラブのほうを窓口にして、そこに委託をするという形で進めていっているところでございます。具体的に、文化部のほうは額が小さいのは、まだ今から立ち上げていくということで、吹奏楽のほうを何とか地域移行できないかということで今準備を進めているところでございます。

それとともに、スポーツ、体育のほうは、ソフトテニス、陸上、卓球、バスケットボール、総合型スポーツクラブのほうとプラス、剣道はスポーツ少年団のほうに再委託をすることになっているところで。さらに例えばバドミントンなどに広げていけないかということで今準備は進めているんですけど、当面スポーツのほうは今言ったようなところからスタートをしているところでございます。

○議長(当瀬万享君) 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長(河野憲一君) 失礼いたします。

49ページの一番上、負担金・補助及び交付金、集落内の防犯カメラの設置事業の補助金でございますが、この事業は犯罪を防止する目的で不特定多数の方が利用するであろう道路、公園、駐車場、駐輪場などということ

で、実際には町内会を対象に、区長の要望に応じて設置をするという、新しく追加をした項目でございます。これは、議員がおっしゃいましたように、事業費の2分の1の補助事業で、上限20万円ということで、1地区当たり1年間に1回というのを限度としております。

それで、設置についていろいろあると思いますが、例えば映像の保存であるとか、そういったことは岡山県のガイドラインも出ておりますので、それに基づいて保管をしたり、映像を提供したりということで考えております。御議決いただきましたら、早速10月1日からスタートさせようかなというふうに思っております。もう当然区長会でも周知をさせていただいて、区長にも呼びかけていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

それでは、53ページの農業振興費の負担金・補助及び交付金、産地生産基盤パワーアップ事業補助金245万5,000円についてでございます。

まず、この事業の目的としましては、野菜それから果樹などの収益力強化を目的としまして、計画的に取り組む産地に対しまして、農業者それから農業者団体に必要な機械、それから施設設置に必要な資材等に対して補助金が交付される国庫補助事業でございます。

この事業主体につきましては、計画的に取り組む産地ということで、JA晴れの国岡山でございます。旧岡山東農協管内をベースに、7名の方がこの事業を実施するというところでございます。ぶどう農家ということでございます。その中の1人の方が、和気町分ということでございます。

予算につきましては、事業の性質上、業者を経由しての事業主体への交付となっておりますので、今回の予算計上となっております。

事業内容につきましては、農業機械のリース、購入、取得とか、それから生産資材の導入に対して、事業費の2分の1以内の補助でございます。今回は、ぶどう棚の支柱パイプ等の資材に対する補助事業でございます。今回、和気町分としましては、佐伯地域の父井原地内でぶどうを栽培している農家の方でございます。令和2年度からぶどうの栽培を始めまして、現在ピオーネとシャインマスカットを作っておられます。なんですけども、そのぶどう棚のほうはもう老朽化等に伴いまして、ぶどう棚のほうを今回の補助事情でリニューアルするものでございます。

補助事業の対象の経費につきましては491万円でございます。その2分の1ということで、補助金245万5,000円を計上させていただいております。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） ありがとうございます。

まず、説明のありました45ページのクラブの振興ですけども、一応和気クラブを中心にとということで、和気クラブの方もそれぞれいろんなスポーツがありますけども、それぞれ専門家というのがおられるんかどうか、それを1点お聞きしたいと思います。

それから、集落の防犯カメラ、これにつきましては、これから区長会等を通じて手を挙げていただくというようなことで理解しとんですけども、多分これは結構手を挙げる方がおられるかも分かりませんが、その辺の考え方を。うちらもできれば集落の出入口につけてほしいと、1基、2基とか、あると思いますが、その辺の5件というのは、どういう考えに基づいて5件に決定したのかどうかということ。その2点で結構です。お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 森元君。

○社会教育課長（森元純一君） 失礼します。

総合型和気クラブですけれども、今現在やはりそれぞれの種類によって専門家の方がおられて、指導に当たったりとか、あるいは一緒になってやるというか、そういうことをしているんですけれども、これからはもし部活動にあって総合型にないものは、人材を発掘しながら総合型和気クラブのほうに所属をしていただいてという形で進めていければというふうに思っているところです。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

先ほど聞かれてたんですけれど、答弁漏れみたいな形になりまして、すみません。

5件なんですけど、実は、令和5年になってから、2つの区のほうからこういうこととということで、例えば家に空き巣に入られたような感じであるとか、それからこういうことでつけたんだというような御意見をいただきました。それから、3月の一般質問の中でも山田議員のほうからもおっしゃっていただいて、非常に犯罪が多くなってきている中で、何とか対応、研究、検討をしていきますという中で、これをやっていこうというふうなことで、今回上程させていただいておりますが、5地区につきましては、まず御相談をいただいたその2つの地区には区長にお伺いしようと思っております。それと、今おっしゃったように、もしかすると複数出てくる可能性があるもので、一応5件という形で組ませていただいておりますが、もし要望が多いようであれば、また補正をさせていただかないといけないかなというふうにも考えております。今現在は、2区の区長にお声がけをするともに、残りの3区は、要望があるのではないかとということで組ませていただいております。

以上、5件ということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（当瀬万享君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第83号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会に付託したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第83号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第84号令和5年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第85号令和5年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第86号令和5年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第87号令和5年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第88号令和5年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第84号から議案第88号までの5件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第84号から議案第88号までの5件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第84号から議案第88号までの5件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第89号令和5年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第89号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第89号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第90号令和5年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第91号令和5年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第92号令和5年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第93号令和5年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、次に議案第94号令和5年度和気町下水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、議案第90号から議案第94号までの5件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第90号から議案第94号までの5件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第90号から議案第94号までの5件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第5）

○議長（当瀬万享君） 日程第5、請願第2号及び請願第3号の2件を一括議題とします。

まず、請願第2号「学校給食費の無償化」を国に求める請願についてを議題とします。

これから請願第2号の紹介議員であります西中純一君から説明を求めます。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） 請願第2号「学校給食費の無償化」を国に求める請願の紹介議員になっているので、趣旨説明をさせていただきます。

大体この文書に書いてあるとおりでございますけれども、コロナとかそれから経済的な物価がどんどん値上がりするような状況で、なかなか子育てが大変だと。その中で、地方自治体、市町村が今5年間で76から256と、そのように無償化を実施した自治体の数は増えていて、8月の何日かの時点では482になっているということでございます。それは、恒久的にはなくても、時限的にやっている場合もあるんですけど。和気町も今度第2子は半額、第3子は無料ということで、たしか1,370万円ですか、それぐらいの費用を使ってやって、部分的にある程度前進しているわけでございますけれども、そういうことについて今国がその費用を認めると、無償化について国がやってくれば、その分はまた別の事業に使えるということでございますし、今日本は少子化で大変な状況で、経済的にもアジアの例えばインドだとか、子供が増えるということは今後の資本主義というんですか、国の勢いも出てくるわけでございます。そういう意味で、ぜひ日本をもう一遍子供が増えるように、岸田政権も異次元の少子化対策とあって、内容的には若干問題があると思うんですけど、子育てを援助しようという考え方もあるということなので、全面的に給食費の無償化を国のほうでやっていただきたい、その意見書を上げてくれというのが趣旨でございます。

じゃあ、取りあえず以上です。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） これから請願第2号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

西中君、御苦労さまでした。

次に、請願第3号従来型の健康保険証の存続を国に要請することの請願書についてを議題とします。

これから請願第3号の紹介議員であります西中純一君から説明を求めます。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） 従来型の健康保険証の存続を国に要請することの請願書、その紹介議員になっておりますので、趣旨説明をさせていただきます。

今、マイナンバーを普及しようということで国がその事業を実施しようとどんどん頑張ってやっておられるわけですが、どうも今法案としてそれをどんどんやろうということで健康保険証を来年10月で廃止しようというふうな法案が通っているということで、それによって本来的にはマイナンバーは自主参加というか、強制ではないということだったんですけど、それがそういうことで強制的になりそうな、そういうふうな状況になってきているということで、それはその中で保険証の事務手続が不備なために、例えば高額療養費が他の人に振り込まれたり、いろいろとトラブルが起きている。あるいは、保険証の確認ができないので、一旦10割全部払って、後から、例えば一部負担が3割であればあと7割をお返すするというんですか、というふうな形で、お金がかかったら医療にかかれないようなそういうおそれも出てきて、それから医療従事者もその点検で非常に仕事が難しくなっているとか、トラブルが起こって困っているというふうなこともあるわけでありまして、それを回避する上で、申請書を出そうというふうなそういうまた面倒くさいことも今言われているんですけど、健康保険証の書類ですか、それでは余計面倒くさくなるので、いっそのこと取りあえずは健康保険証を存続すれば、本論マイナンバーカードを普及するにしても、そのことのほうが安全ではないかということで、そのような意見をぜひ上げていただきたいということでございます。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） これから請願第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

西中君、御苦労さまでした。

請願第2号及び請願第3号の2件を会議規則第92条第1項の規定により初日に配付した請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、審議をお願いします。

（日程第6）

○議長（当瀬万享君） 日程第6、今回陳情1件が提出され、これを受理しております。

陳情第2号を会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しますので、審議をお願いします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日、9月12日は本会議は休会で、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会が開催されます。また、特別委員会終了後に議会全員協議会を開催いたしますので、御出席ください。

本日は、これで散会といたします。

御苦労さまでした。

午後1時26分 散会

令和5年第8回和気町議会会議録（第14日目）

1. 招集日時 令和5年9月19日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和5年9月19日 午前9時00分開議 午後2時16分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 山野 英里	2番 山田 浩子	3番 我澤 隆司
4番 従野 勝	5番 神崎 良一	6番 山本 稔
7番 居樹 豊	8番 万代 哲央	9番 山本 泰正
10番 広瀬 正男	11番 西中 純一	12番 当瀬 万享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名

遅参 8番 万代 哲央
遅参 9番 山本 泰正
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 太田 啓補	副 町 長 今田 好泰
教 育 長 徳永 昭伸	総 務 部 長 永宗 宣之
危機管理室長 河野 憲一	財 政 課 長 海野 均
まち経営課長 寺尾 純一	税 務 課 長 豊福 真治
民生福祉部長 万代 明	住 民 課 長 竹内 香
生活環境課長 山崎 信行	健康福祉課長 松田 明久
産業建設部長 田村 正晃	産業振興課長 岡 恵一
鵜飼谷温泉支配人 大竹 才司	都市建設課長 西本 幸司
総務事業課長 井上 輝昭	会 計 管 理 者 清水 洋右
教 育 次 長 新田 憲一	学校教育課長 嶋村 尚美
社会教育課長 森元 純一	
8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 則枝 日出樹
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 2番 山田浩子 2. 7番 居樹 豊 3. 4番 従野 勝 4. 1番 山野英里 5. 3番 我澤隆司 6. 5番 神崎良一	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、10名です。遅参申出2名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

ここで、議事に先立ち、11日の本会議での発言に関し、11番 西中君から発言訂正の申出がありますので、この際許可します。

11番 西中君。

○11番(西中純一君) じゃあ、この場所でよろしいですか。

失礼します。おはようございます。

11日の本会議、質疑のときに、一般会計の決算のほうです。歳入のところで、ぶどうの売上金の件で質疑をいたしました。表現が不正確で誤解を招くということで、再質問について訂正をさせていただきたいと思いません。訂正した文章は、「額が少ないが、正確に処理されているのですか」と、そのように訂正したいと思いません。よろしくをお願いします。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてですので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いします。

それでは、通告順位に従いまして、2番 山田浩子君に質問を許可します。

2番 山田君。

○2番(山田浩子君) ただいま議長の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

1番目、自転車用ヘルメットの購入における助成について質問いたします。

改正道路交通法の施行により、本年4月1日から全ての自転車利用者へのヘルメット着用が努力義務になりました。先週の新聞にも掲載されておりましたが、警察当局が7月に初めて全国調査した結果、着用率は13.5%でした。岡山県では、努力義務化前の2から3月の着用率は4.3%、7月の調査では7.4%に増えていますが、まだ着用率は低い状態です。自治体によっては、SGマーク付のヘルメットを購入した場合に上限2,000円の助成をしているところもあります。先日は、新見市が購入助成制度を設ける方針を示しております。和気町におけるヘルメット着用率向上に向けた取組、またヘルメット購入費の助成についての考えをお聞かせください。

○議長(当瀬万享君) 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長(河野憲一君) 失礼いたします。

山田議員の自転車用ヘルメット購入における助成金についての御質問にお答えをいたします。

まず初めに、現在の岡山県の自転車の事故状況やヘルメット着用の現状についてでございますが、現在、岡山県下では、令和5年7月末時点で553件の自転車が関係する事故が確認されております。昨年7月末時点より33件増加をいたしております。また、令和4年中の自転車乗車中の負傷者のうち、ヘルメットを着用していたのは約1割でございます。自転車事故による死者は、全員ヘルメットを着用していなかったことが確認をされております。過去10年の統計からは、自転車乗車中の交通事故でヘルメットを着用していなかった方の致死率

は、着用していた方に比べまして約4.7倍高いものだというふうに言われております。

山田議員からの御質問にありましたとおり、令和5年4月1日から、道路交通法の改正に伴いましてヘルメット着用が全世代で努力義務化になっております。コロナの収束に伴い人の動きが増えていることが、自転車事故数増加の要因の一つであると考えられますが、事故数が増えると同時に死者数も増えてくるのが通常であるかと思えます。そのような中で、和気町では、どのようにヘルメットを着用していただくか、事故数を減らすかが大事であって、そのような啓発に力を入れて取り組むことが、交通事故、死亡事故ゼロに向けて必要であると考えております。ヘルメットの着用が努力義務となりまして、春の交通安全運動期間中には、自転車事故で当時中学2年生の娘さんを亡くされました秋田明美さんに御講演をいただくなど、ヘルメット着用の大切さの周知に努めてきております。

ヘルメットを着用しない方の理由といたしましては、容姿を気にする方やヘルメットをかぶらなくても安全であると過信をしている人がほとんどであると思えます。ヘルメットは、もう御存じのとおり、自らを守るものでありまして、比較的安価で購入することができるということから、現時点ではヘルメットの購入補助は考えておりませんが、ヘルメットの大切さや安全性、命を守ることの必要性を今まで以上に啓発をいたしまして、自転車に乗るときはヘルメットをかぶるように努めなければならないという認識を持っていただけるよう、引き続き啓発に努めてまいりたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） ありがとうございます。先ほど言われましたように、ヘルメットを着用していなくて亡くなった方が、着用していた人の4.7倍というデータのほうも出ております。最近、小さいお子様にしっかりとヘルメットをかぶせておられる親御さんもたくさん見受けられるようになっておりますが、まだまだヘルメットをかぶるといふ、今までの習慣がなかったということもありますし、努力義務という状態の中で、ヘルメットを着用していない方もたくさんおられます。助成金を出しているところは、昨年の12月に遡って購入した分まで出されている自治体もあります。今後、周辺のそういった自治体の取組とかも考えて、和気町として考えていくということではできないでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） ありがとうございます。現在、岡山県内では6市2町1村が取り組まれております。基本的な考え方なんですけど、自転車乗車中の事故というか、自転車に乗るときにはヘルメットをかぶりましょうと、ずっと昔から言ってきておりました。そのことがかぶるように努めなければならないというふうに変ったというふうな認識でおります。結局、ヘルメットをかぶっていただかないと意味がないので、乗車される方が万一事故に遭遇した場合に、身の回りの多くの方が非常に悲しまれるということを実感していただいて、ヘルメットを必ず着用していただくように、まず啓発をさせていただいて、その後、岡山県内にかかわらず県外にも取り組まれている自治体もございます。そこを研究させていただきながら、取りあえずまずかぶってくださいということで啓発をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） ありがとうございます。和気町としましても、先ほど言われましたように、講演会などを催して、そういうふうヘルメットをかぶっていくという啓発のほうもしっかりされておられるということも、私は評価をしております。今後ともしっかりと、また町民の皆様の安心・安全を守っていくための取組として、ヘルメットをかぶることに対する啓発の運動をしっかりと和気町としても取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

防災対策について質問をいたします。

各地で予想できない様々な災害が起こっております。和気町は災害の少ない地域という認識もあり、それが移住促進にもつながっているという現状もあると思います。しかし、過去には水害も起こっており、今後、大きな災害が起きないという保障はありません。次の3点について質問をいたします。

1、太田町長の所信表明の中に、防災都市公園整備事業を中止し、その代わりに各旧小学校区に避難所を整備するとありました。和気町の現在の避難所の整備状況はどうなっているのでしょうか。

2、各避難所の備蓄品の種類や数量などについて教えてください。

3、9月3日には各地区で避難訓練が行われましたが、指定避難場所における開設訓練や防災訓練の取組はどうなっていますか。

以上、3点、よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

山田議員の各旧小学校区における避難所の整備状況はということで御質問をいただいたと思います。

現在、町内には、各地区のコミュニティハウスなどの指定緊急避難場所、町が災害時に開設をいたします体育館などの指定避難所、合わせますと99か所の施設を避難所として指定をいたしております。指定避難所については、おおよそ旧小学校区ごとに1か所程度、町職員を配置いたしまして、災害時に開設をすることといたしております。各地区の防災拠点として、各施設の環境整備や設備の充実を図ってまいりました。誰でも利用しやすいように、トイレの洋式化や災害情報、気象情報を入手するためのテレビの設置、停電対策といたしまして、発電機の整備、投光器の配備、インターネットへ接続するためのWi-Fiの環境の整備、適切なタイミングで迅速に避難所を開設するための簡易備蓄倉庫の設置、感染症対策として、パーティションや体温を計測するサーマルカメラの整備、避難所生活において、身体的負担を減らすための折り畳み式のベッドやエアベッド、授乳や着替えなど、プライバシー確保をするためのプライベートルームの購入など、様々な整備を行ってまいっております。今後も誰もが安心して過ごせる避難所を目指しまして、取組を続けてまいりたいと考えております。

次に、各避難所の備蓄品の種類、数量はということの御質問でございました。

本町では、平成29年に南海トラフ地震の被害想定を基にいたしました和気町備蓄計画を策定いたしまして、計画的に備蓄品の購入を行ってきました。備蓄品の種類は、発災直後から避難所生活において特に必要とされる品目といたしております。例えば、食料につきましては、発災後3日間はライフラインの機能不全等により、電気、ガス等が復旧していないことが想定されますので、調理しないで食べることができる長期保存が可能なアルファ米、クラッカーなどの備蓄をいたしております。災害時に必要となる物資の量は、災害の種類、規模などによって異なりますが、地震災害の被災地では、道路の寸断等により、被災地内の物流、流通機能が停止し、災害発生から3日間程度は被災外から孤立した状態が続くことが懸念されております。そのために、本町では、最低限、この間に必要な物資について備蓄することにしております。本町では、想定されている南海トラフ地震による避難所生活者は、発災後1週間で最大476人と想定をされております。これに帰宅困難者や応急対策要員など、想定される人員を合わせた人数の3日分を備蓄することといたしております。

また、賞味期限が近くなった備蓄品につきましては、各区の防災訓練などに使用していただきたいと考えておりますが、新型コロナの影響もあったため、現在までに使用いただいている実績はございません。先ほどの質問と同様になりますが、住民の皆さんが安心して避難できる避難所を目指して取り組んでまいります。

次に、避難所での防災訓練はとの御質問でございました。

さきに申し上げましたとおり、旧小学校区ごとに1か所程度、職員を配置して、災害時に開設する指定避難場所を指定しております。有事の際には迅速に開設ができるように体制を整備いたしております。新型コロナの

感染症の拡大が始まった令和2年8月には、岡山県と共催で、本荘小学校において避難所の開設訓練を行いました。この訓練では、避難所で受付をする際に、混雑をいたしまして3密の状態になり、住民の方が避難をためらうのではないかと懸念から、岡山県や他市町の職員にも避難者役として参加をしていただきながら、受付をスムーズに行うための、いわゆるスクリーニングというものを中心に訓練を実施いたしました。また、令和2年、同年の11月にも、岡山県総合防災訓練を和気町体育館で行いました。この訓練では、避難者の受付だけではなく、避難所の運営も想定いたしまして、体育館のメインアリーナに一定間隔を空けてパーティションを設置するなど、いわゆるゾーニングというものを、岡山県が協定を結んでいる企業から実際に物資を輸送してもらうなど、実際の災害時に近い想定で訓練を行っております。今年の5月に行われました吉井川の総合水防演習では、田ヶ原区、宿北区、坂本区の皆さんに避難訓練を行っていただきまして、それぞれの区での避難者の受付、日本赤十字社から避難所生活についての研修を受講していただきました。そのほかにも、指定避難所と災害対策本部をウェブ会議システムでつなぐ通信訓練を定期的に行っております。今後も岡山県などと協力をしながら、訓練には積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 先ほど山田議員のほうから所信表明のことについて御質問があったように思います。私、所信表明と、また選挙の公約として、避難所を整備するというようなことを言わせていただいています。御質問をいただきました防災対策についてでございますけれども、避難所を整備させていただくと言いましたのは、避難所というのは、住民の方々に近いところにあるものが重要だろうというように考えていますので、指定避難所と言われるところ、職員が配置をされるところが各小学校区に整備をしていくという意味のことでございまして、その避難所を充実させることが先決だというふうに考えているわけです。先ほど担当課長も申し上げましたように、その指定避難所には数多くの設備といたしますか、整備をしています。いろいろ、食料の備蓄やトイレの改修、それから段差の解消など、高齢者や子供たちをはじめ住民の皆さんが安心して避難をしていただける避難所を目指して整備を進めているところでございます。今後できるだけ不安やストレスのたまらない避難所となるように、引き続き取り組んでまいりたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 様々な整備をされているというふうにお聞かせいただきましたが、全ての指定避難場所のほうへ備蓄品というものは置かれているのでしょうか。

また、トイレの改修や段差の解消など、高齢者や子供たちが安心して安全に避難できる場所を整備するという町長の所信表明の中にもありましたが、そういった取組はされたのでしょうか。

また、町政懇談会におきまして、町民の方からも備蓄品についての質問があったかと思えます。そのときに一覧表を作ると言われておりましたが、それはどうなっていますでしょうか。

また、防災自主組織としてのモデル地区があるというふうにお聞きをしておりますが、その取組をほかの地区、全体的に共有をして取り入れていくような仕組みがありますでしょうか。

また、町民の方からもお話がありましたが、避難をする際に、飼っているペットについて、それを連れていっても大丈夫な避難場所があるのかどうかという問合せもございました。そのことについて質問いたします。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） ありがとうございます。まず、指定避難所の備蓄品の件でございますが、パーティションとか毛布、それから飲料水、アルミマット、エアベッド、それから発電機などを全て用意をしております。災害の規模によってはそこの中で不足が生じてくると思いますが、それは随時、その規模によって、それから避難者の数によって、補充をするような体制を取っております。

一覧表につきましては、既に作成をしてあるんですけども、それなりに公表していこうというふうに考えております。町政懇談会のお話があったものにつきましては、また一覧表の中でも、個人のものというのが、人によって、高齢者や、それから女性の方、独特のものがあると思います。非常用の持ち出し袋というのを各御家庭で用意していただいて、その中にお薬であるとかそういったものも入れていただいて、実際に避難のときにお持ちいただけたらというふうに考えています。大体大きなものを町のほうでは用意をさせていただいているというのが現状でございます。

それから、モデル地区のことですが、これは先ほど申し上げました田ヶ原区のほうにおいて、要支援者の個別避難計画を県のモデル地区として取組を行いました。それから、また別なんですけど、もう一つは、これも岡山県のモデル事業ではありましたが、宮田区のほうで、地区の防災計画、宮田区の防災計画というものをつくっていただきました。これをモデル事業としてさせていただいた中で町内に広げていこうというところで、コロナが少し増えまして、取り組んでいくことができてないのが現状でございますが、本年5月に5類になったことから、今年からぼつぼつ動き出して、それを広げていこうというふうに考えて、計画を立てていっております。

あと、ペットを連れての避難なんですけど、ペットを連れて避難していただかなきゃいけないんじゃないかなとも思います。ただ、避難所の中には、ペットがちょっと苦手だとおっしゃられる方もいらっしゃるかもしれません。安全な場所へ一緒に連れてきていただくのは構わないかなというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） ありがとうございます。コロナ禍ということもありまして、今までやろうとしていたことができていないという現状があるのは確かなことかなと思いますので、ぜひ今後も取り組んでいただきたいと思うんですが、備蓄品の、例えば食品とかは賞味期限とかもありますので、そういったものを防災訓練のときに、なかなか避難所で食べるような食事っていうのはふだんしないと思うんですけども、そういったものを食べていくっていうことも防災訓練の中に取り組んだり、また子供たちも巻き込んで、本当に防災意識を高めていけるような取組もしていただきたいと思います。そういったあたりの今後の展望があればお聞かせください。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） ありがとうございます。先ほども申し上げましたとおり、実際に備蓄品の中に飲料水であるとか、それからアルファ米などの御飯になるようなものがありますが、もちろん賞味期限がございます。毎年毎年ではないんですが、これを更新する時期がやってまいります。数に限りはありますが、ぜひ取り組んでみたいという地区から申出をいただいて、これを活用していただけたらというふうに思います。今持っているもので言いますと、レトルトの防災食で言うと、3,600食ぐらいは常時備えております。ただこの賞味期限が、時期が何年に一度というようなことなので、全地区に行き渡ることがなかなか難しいかもしれませんが、申出に応じて対応していけたらなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 和気町におきましても、ぜひ防災意識を高めていく取組を今後とも続けていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

ひきこもり対策について質問をいたします。

内閣府によりますと、全国でひきこもり状態にある人は、15から64歳で推計146万人に上ります。また、ひきこもりが長期化し、高齢の親と子供が生活に困窮する8050問題が深刻になっております。今年度、厚生労働省がひきこもりの人や家族を支援するマニュアルづくりに反映させるために、全国の自治体を対象とした実態調査が行われるとありました。

次の2点について質問いたします。

1、和気町も実態調査を行ったのでしょうか。

また、ひきこもりの実態はどうでしょうか。

2、相談する専用の窓口がありますか。

以上、質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、山田議員からのひきこもり支援についての御質問にお答えいたします。

先ほども山田議員がおっしゃられましたとおり、国では、今年3月にこども・若者の意識と生活に関する調査、2022年度結果を公表し、15歳から64歳までの約2%がひきこもり状態にあり、全国では146万人がそうしたひきこもり状態にあるとなっております。

和気町内のひきこもりの実態についてでございますが、令和4年度に町社会福祉協議会が、民生委員の協力により和気町内のひきこもりに関する実態調査を実施しております。この調査でのひきこもりの定義は、15歳から64歳までで、仕事や学校に行かず、家族以外の人と交流をほとんどせず、6か月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態の方として調査を実施いたしました。調査結果は、該当者数は49人で、年齢構成では40代が最も多く15人、次いで50歳以上が13人、30代が11人、20代が6人となっております。

また、ひきこもり期間については、1年から5年未満が8人、5年から10年未満が9人、10年以上が19人となっております。該当者の3割以上が10年以上ひきこもり状態にあるという調査結果となっております。

相談する専用窓口についてでございますが、和気町の現在の体制としましては、ひきこもり全般の専用窓口としてではなく、年齢や障害の有無など、相談者の状況や相談内容によって相談窓口が分かれております。例えば、障害をお持ちの方からの相談であれば健康福祉課が相談窓口となり、相談内容に応じて、医療機関の受診や東備生活支援センターと連携し、障害福祉サービスの利用などの支援につなげております。そのほかでは、高齢者の関係であれば地域包括支援センターや社会福祉協議会、子供の関係であれば教育委員会やこどもまんなか支援室で相談をお受けし、必要な支援につなげることとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） 和気町の実態については分かりました。ありがとうございます。

先ほどもおっしゃられましたように、ひきこもりの定義というのが、原則的に6か月以上、家庭にとどまり続けている状態とされております。従来、医療機関の受診を勧めるという対応が取られてきているのが現状でございます。しかし、必ずしも問題行動や疾患があるとは限らず、ひきこもりの理由は様々あります。厚生労働省は、どんな悩みにも幅広く対応できるような体制づくり、当事者や家族とつながり続ける伴走型の支援づくりを進めていこうとしていると思われまふ。和気町はどのように支援に取り組むのか教えてください。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

国はひきこもり支援として、これまで都道府県にひきこもり地域支援センターの設置を進め、令和4年度からひきこもり地域支援センターの設置主体を市町村に拡充をしております。ひきこもりという言葉がネガティブに感じられ、家族が相談することに抵抗を感じているケースや、ひきこもりと思っていないケースもあるかと思ひます。家族にひきこもり状態の方がいる家庭にとって、支援は必要ない、ひきこもりは家庭の問題なので自分たちで解決するなどと考えている御家庭も多いことから、長期的な対応にはなるかと思ひます。相談窓口の明確化と周知、支援対象者の実態やニーズの把握、関係機関との連絡体制構築のための市町村プラットフォームの設置運営に向けた取組、相談体制の充実を図っていきたくて思ひます。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） ありがとうございます。伴走型のよい事例として、先日、新聞のほうにも載っております、総社市の取組がでございます。総社市では、2017年に支援センターワンタッチを市社会福祉協議会内に立ち上げ、相談支援を行っております。また、当事者の居場所を用意して、家から出てボランティアらと交流し、社会復帰のきっかけをつかんでもらうような場所をつくっております。その管理運営を担うサポーターの養成講座を開き、市民の理解を深めたり、支援の在り方を考えるフォーラムを開催したり、県内でも先進的な取組を行っております。6年余りで400人以上の相談に応じ、約80人が社会参加につながっているという結果が出ております。こういった取組を和気町でも研究していったらどうでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） ありがとうございます。総社市の取組につきましては、町の社会福祉協議会のほうで何度か話をお伺いして、できるところから進めていこうというように、体制を整えているところでございます。

ひきこもり問題につきましては、まずはこういった形での相談窓口があるかというようなことを住民の方にお知らせするのが、一番最初ではないかというように考えております。その次に、対応に当たる職員のスキルアップ、それから最終的には当事者会、家族へのアプローチというようなことになるかと思いますが、そのあたりは順を追って、先進地であればそういったところを参考にしながら、町としても進めていきたいというように考えております。

○議長（当瀬万享君） 町長、一言。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） ひきこもりにつきましては、早急に取り組んでいく必要があるというふうに考えています。昨年から、実は社会福祉協議会とも、このひきこもりの問題について、アンケートを取る段階から既に相談をさせていただいて、そのようなこともさせていただいています。相談窓口を拡充することも必要でしょうし、ひきこもりへの理解や認識を持つことが重要だろうというふうに考えています。今後も、先ほど担当課長が申しましたように、様々な場面で、各団体とも協力しながら、和気町としてもひきこもりの解消に向けた対策に取り組んでいきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 2番 山田君。

○2番（山田浩子君） ひきこもり対策について、様々、和気町のほうでも取り組んでいるということをお聞きして、安心をいたしました。ひきこもりという認識を、親の関わりが悪いからとか、そういったことで済ませてしまっているようなところもありますので、職員、私たちもそうですけれども、そのひきこもりという、なぜ引き籠もっていくのかということをお勉強するということもすごく大切なことではないかと思っております、いろいろと先進的なそういった取組を研究され、また今後ともそのひきこもり対策について、和気町のほうもしっかりと取り組んでいけるようにしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（当瀬万享君） これで山田浩子君の一般質問を終わります。

次に、7番 居樹 豊君に質問を許可します。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは、議長のほうから許可をいただきましたので、私は、3問、一般質問したいと思います。

まず、最初にありますように、令和6年度の予算編成の考え方という項目ですけれども、まず最初に、太田町政、令和5年度の予算編成ということで、もう昨年4月から約1年6か月が経過しようとしております。これま

で町長は、3つの基本姿勢、こういうものを掲げながら、手堅く行政運営をされてきたというように私は認識をしておるところでございます。町民の皆さんの生の声を聞くべく町内を回っていますと、太田町政に対する関心、これ、非常に高いということでございます。それにひきかえ、我々議会に対する関心というか期待は、私の感じとるところではあまりにも期待度が低いと。あまり議会に対するあれはということで、これは私も回ってみて、生の声として、肌感覚として、私ども議員の一人として、もう少し考えていかにかいかなかなということ、責任を少しは感じておるところでございます。その辺については、これからも信頼される議会という形をもって、我々も努力していかにかいけんなというように思っておるところでございます。

まず、本定例会が終わりますれば、皆さん御承知のように、町民生活にとって身近で最も重要な来年度予算、これの編成が始まります。先ほど言いましたように、町長が手堅く、こつこつという形で、これ、皆さん御承知のとおり、町政懇談会等でも述べられましたけども、これは大事なことだと思っております。ただし、これからは、約1年半経過ということで、攻撃は最大の防御とも言われますが、こうした町民の期待に応えるべく、トップリーダーとして、来年度に向けて思い切った骨太の政策といいますか考え方を、細かいところはよろしいですけども、その辺の、リーダーとして何年度はこうだということを少し大きな絵をもって、それを今日、この場で示していただきたいというのが、この一般質問の趣旨でございます。御承知のように、和気町の場合は、第2次和気町総合計画、これに基づいてやっていますけど、事務方の方はこれに基づいて忠実にやられとんですけども、私が言いたいのはこれじゃなしに、あくまでもトップリーダーとしてこうだという、和気町はこうだということ、大きく言えば、和気町の将来ビジョンということは、ちょっと大きいかも分かりませんが、そういう類いの、大きなところをそれぞれの方に適切な指示をしていただくという方針を示していただけるというのが趣旨でございます。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、居樹議員の令和6年度予算編成の基本的な考え方についてという御質問にお答えをいたします。

予算編成の方針については、毎年、先ほど議員がおっしゃったように、10月中旬に各所属長に向け依命通達をし、次年度当初予算の要求における基本方針を周知しています。この予算編成方針では、国の動向や経済の状況、和気町の財政状況などを踏まえつつ、直面する課題解決に向けた方針や、先ほど示されました第2次和気町総合計画の目標達成に向けた予算要求における基本的な考え方を示しています。2024年度、来年度の予算編成の基本的な考え方につきましては、現在、10月中旬に向けて検討段階でございます。基本的な考え方は継続をしていく予定にしていますが、和気町を取り巻く環境を考慮しながら、第2次和気町総合計画の目標達成に向けた方針を示していきたいというふうに考えています。

具体的には、2023年度予算編成の基本方針で示しました総合計画の着実な推進、町民の安全・安心への対応、人口減少、少子・高齢化社会への対応を念頭に置いた行政運営、財政健全化への対応などの基本方針を踏襲をし、4年目に当たる第2次和気町総合計画の各指標の目標達成に向け、事業の展開を加速していきたいと考えています。

また、各指標の目標達成のため、どういった施策を行うのかという御質問でございますけれども、具体的施策や新規事業については、今後、予算査定の中で、あるいは予算編成の中で検討をしてみたいと思いますけれども、幾つか例を挙げますと、基本目標の1であります安全・安心でやすらぎを実感できるまちにつきましては、再生可能エネルギーの利用など、環境に配慮した施策を引き続き展開をしていきたいと考えています。また、基本目標の2である、変化の時代を生き抜く力を育み、共に学び続けるまちとしましては、和気閑谷高等学校の魅力化や学習交流センターの整備などの事業を実施してまいります。このような事業を実施するとともに、基本目標7である、人口減少社会に対応した、効率的で持続可能な行財政運営にあるように、持続可能な財政運

営にも取り組んでまいりたいと考えています。

以上のように、2024年度の具体的な予算編成方針の内容、施策につきましては、今後、先ほど申しましたように、予算編成の中でまとめていきたいと思っておりますけれども、いずれにしましても、第2次和気町総合計画に掲げる、人と地域が輝く晴れの国の和気あいまのまちを目指し、住民一人一人が安心して住み続けられる持続可能なまちづくりの実現に向けた施策を今後も展開をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） ただいま町長のほうから考え方を述べられまして、基本は総合計画、この辺を、いわゆる基本踏襲という、そのことについて異論はございません。ただ、私がここであえて言いたいのは、新体制の一つ、色といたしますか、もちろん継続は大事なことです。それに対して、もう一つ、味つけといたしますか、そういうことを言いたいの趣旨で、あえてここで言いました。ですから、答えとしては、今言う安全・安心の問題とか全て、基本の7つのフレームがありますんで、これを逸脱したんではいかんので、それにプラスアルファとしてどうかということが言いたい趣旨でございます。そういう意味で、私は個人的に言わせていただければ、あえて言わせてもらえば、和気町とはどういう町だと言うたら、今ですと教育の町とか人権の町とかありますけども、私はあえて個人的に言わせてもらえば、和気町は、27市町村、県下の中でも福祉の充実ということで、福祉の町だというぐらいの絵を、できるかできんは別にしながら、絵を示していただいて、これ、福祉も幅が広過ぎてなかなかあれですけども、町民が自分の生活が一番、生活一番ということは、そういう福祉政策をきちっと隅々までということで、後ほど、私、一般質問にありますけども、和気町の場合は、確かに福祉関係、関係部局で一生懸命やっていただいておりますということですけども、これはこれで、現状後退したんでは進歩がないんで、現状維持は後退という言葉がありますように、これは、今やっとなのはこれでいいんだというんでなしに、常に次を目指すということで、特に福祉関係の部分で町として、和気町は福祉の町だというぐらいの、例えの話ですけども、そのぐらいの福祉充実というようなことを、これからもやっていただければということでございます。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） ありがとうございます。後ほど居樹議員のほうから3つ目の質問で福祉の問題も出されていますけれども、先ほど議員おっしゃったように、非常に和気町も福祉政策は以前から充実をしているというふうに、私も議員時代を通じてそのように考えています。また、万代部長のほうで答弁をさせていただきますけれども、そのように考えています。福祉の町、そして教育の町というような形で、私も今後進めていきたいというふうに思っています。

それから、具体的などころで申しますと、今年度から続いております駐車場の問題や和気駅のエレベーターの問題、それから今回も補正予算で出させていただきます、道の駅構想のことや、様々な、具体的にはございませんから、これも着実に一步一步進めてまいりたいと考えていますので、また今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは、次に入りたいと思います。

2番目は、米飯給食と子供の健康保持増進についてということで、これにつきましては、以前、令和元年9月に一般質問させていただきました。そのときの答えは、私も議会だよりを読み直しますと、少し十分じゃなかったもので、再度、この場でお聞きしたいということでございます。

御承知のように、学校給食は、子供にとって、本当に将来にわたる健康にとって、体づくりの基本でございます。成長期に御飯をしっかり食べて、そういう習慣が大切であるということから、今回、質問させていただきますけども、これの趣旨、中身は、今、和気町の場合は、御承知のように週3日が米飯で、あと2日間はパンと麺

ということですが、その辺を、質問の中にもありますけども、今後のこと、専門的な見地から、少しパンやこうも、毎週じゃなしに、1週間、ローテを少し延ばして、子供のかむ習慣とか、米飯給食って一般的に、私、専門家じゃございませんけども、思ってますんで、その辺を踏まえての、ここに書いてありますような趣旨で回答をいただければということでございます。時間の関係がありますので、逐一読みませんけども、お手元の質問の要旨のとおりで、答えていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 居樹議員からいただきました米飯給食と子供の健康保持増進についての御質問にお答えいたします。

まず、米飯給食についての検討状況ですが、年2回程度、学校関係者、行政関係者、保護者代表、地域代表、有識者である保健所職員により開催しております町学校給食献立委員会を中心に、給食の献立や食材について協議しております。その中では、多様な食経験ができて現在の献立について、おおむね肯定的な評価をいただいております。学校に行き渋った子供が給食を楽しみに登校している、家庭でも給食の献立を再現して栄養バランスに注意しているなどの例も聞いております。学校給食が子供の心身の健全な発達に資するものであり、かつ子供の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることから、学校給食の普及充実及び食育の推進を図ることを目的に施行されている学校給食法に基づき、給食の在り方について検討を続けているところです。

次に、米飯給食を実施している自治体の状況把握ですが、令和3年5月1日現在の調査によりますと、全国では、実施回数が週当たり4回以上の学校数割合は42.1%となっております。岡山県では、米飯給食の実施回数が調理場により異なっている自治体もありますが、週4日以上、米飯給食を完全実施している自治体は27市町村のうち5市町であり、週当たり実施平均回数は3.35回という結果でした。週4日以上実施の理由としては、自治体の方針や近隣地域にパン、麺業者がないことなど、様々です。

なお、和気町では、学校給食の週における主食は、議員がおっしゃったように、米飯3回、パン1回、麺1回としており、パン、麺業者とも相談しながら、学期当初は米飯の回数を増やすなどの対応をすることもあります。

なお、白米を主食とすることのメリット、デメリットですが、メリットとしては、日本の伝統的な食文化の根幹である米飯の望ましい食習慣の形成、地域の食文化を通じた郷土への関心の進化、食料自給率の向上等が上げられます。また、デメリットとしては、塩分摂取量が増加する傾向になること、パン、麺が主食である場合と比較して副食の調理に充てられる時間が少なくなること、配膳に時間がかかること、子供によっては食べ終わるまでの時間が十分でなく、残量が多くなることなどが上げられます。

子供の健康保持増進においては、食生活が多様化する昨今、学校給食への期待や担う役割は大きいものがあります。令和3年度に町内の小学5年生と中学2年生に対して実施した調査では、毎日朝食を摂取している子供は、小学5年生で86.2%、中学2年生で73.6%、ゆっくりよくかんで食べている子供は、小学5年生で82.4%、中学2年生で81.5%という結果も出ており、年齢が上がるにつれて、食生活や食習慣が整いにくくなっていることがうかがえます。議員がおっしゃったように、かむ力等も考慮しながら、子供たちにとって、学校給食が、今後、自ら食生活、食習慣を築いていく上での基盤となり得るよう、実施の在り方について検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） ただいま御答弁いただきました。内容的には十分理解できましたけども、ここで私が言いたいのは、前回は令和元年に言いましたけども、教育長のほうからも返答がありました。きちっと献立委員会

とか、今日、課長が言われたような検討ですけども、私はここであえて申し上げたいのは、献立委員会なんかの定例的な会議は、それはこれで結構なんです。それを私、ここであえて一般質問とする意味は、多少専門的なことを、それから先例の多い、例えば週4日やっとならとことかの情報交換というんか、そういうようなことをもう少し掘り下げて検討していただくという、この議会でのただ単なる答弁じゃなしに、やはり具体的に。私は素人ですけども、今言う朝の御飯の話もありましたけども、今頃は食生活が朝はパンという家も多いんじゃないかと、データは分かりません。多いんじゃないけども、せめてお昼ぐらいはきちっと、3食の中心、そういうものを据えてやったらいいのかなということで、これ、全く医学的な、科学的な見地もありませんけども、私がなぜ言うたら、前回も3年前ですか、僕が聞いたのは、ある女医さん、歯医者の人から聞いて、その人らの聞いたから、私はそのままストレートに、そうだなと思いながら、三、四年前に質問してみたけど、その辺を、皆さん、そりゃあ現状維持で今のままでいいと、誰でもそうです。変えたりするのは面倒くさいとか、現状維持がいいかも分からんけども、その辺を含めて、本当に子供の健康というんか、そういうものをしたときに、3食の中の中心、これにもっともっと、教育はもちろん、知識教育は大事、しかし食育というのも、これ何十年、生活習慣じゃありませんけども、それはやっぱりこの義務教育の中で身につけていくということは、長いスパンだから目に見えない。知識教育はペーパー試験をやればすぐ分かるけども、そういうもんじゃなしに、もっともっと目に見えない形の、本当の内面的な健康、そういうものはなかなか教育行政の中でもちょっとね。あまりどっちか言うとなかなか力の入れようが難しいかも分かりませんが、分からんところは少し、今回、せつかくの機会ですので、外部の専門家といえますか、県の教育関係の方もよろしいけども、そういう見地で、もちろん献立委員会で研究しますという言葉もいんですけども、その辺の少し、今回は2回目の質問ですので、何が何でも増やさないかということではございません。たまたま余談ですけども、和気町の場合は、先ほど地元業者に業者がいなかったということがありましたけど、和気町も実はパンも麺も地元の業者はおられないので、私もそれを調べて、もしおられたら、それをあまり言うと、回数が1週間に1回が2週間に1回、ローテ、2分の1になるんでということも気にはしながら、しかし子供の健康ということを最優先で考えたらということで、今回、あえて質問させていただきました。その辺で教育長、前回の答え、私、読ませてもらいましたけども、再度、どういう形を、少し掘り下げた考え方がありますれば答えていただきたい。

○議長（当瀬万享君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼します。議員がおっしゃられている趣旨について、私も十分理解をしております。私も専門的な部分についてはなかなか分からないんですけども、学校給食については県教委の保健体育課が管轄しておりますので、そういうあたりにもいろいろ資料等もお聞きしてみたいと思っております。

ただ、この食生活ということにつきましては、給食については学校給食法、あるいは食育推進法等の趣旨に沿って運営をしておりますのでございます。私が現場におったときも、生徒会の給食委員会が中心になって、毎年のように、生徒全員に、自分たちの好きな給食は何かとか、こんな給食を出してもらいたいとか、そういうあたりのアンケート調査も実施をしておりました。その中で、うろ覚えなんですけども、上位に入ってきたのが、きなこ揚げパン、それからミートソーススパゲティ、それからカレーライス、そういうあたりが常に上位に上がってきたんではないのかなと。そういうなんを基に、栄養士のほうにこういうメニューを出してほしいというような希望を生徒会がやっていたのを覚えております。子供の心身のバランスある発達のために、この給食が果たす役割というのは大変大きいものがあります。議員が言われた趣旨も踏まえて、今後、どういう給食の在り方がいいのか、研究をしてまいりたいと。特に町長も、お米のオーガニック米を給食に取り入れて安全・安心な給食を提供できないかということで、我々も指示を受けております。給食の場合には安定供給というのが大きな課題になりますけども、その部分がクリアできたならば、ぜひオーガニック米も取り入れながら、子供たちの安全、また子供たちの後ろにおられる保護者に対しても啓発をしていく、安全・安心の給食を通して、町全体にもそういう

あたりも広まっていけたらなと思っております。いろんな形で、今後、同じような、前回とあまり違ってないということもあるんですけども、常に我々、いろんな形で考えていかなければいけないと思っておりますので、今後、引き続き研究、検討はさせていただくことをお約束して、議員に対する御答弁とさせていただきます。いろいろありがとうございました。お世話になりました。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） これについては、細かい部分じゃなしに、いろんな関係を思うと、今まで以上にいろいろ努力されるというのは今のあれですけども、子供の健康というんか、それを一にも二にもよく考えていただいて、成長期の食育というんか、特にお昼というのは、変な話ですけど、私らも自分の経験で言いますと、会社生活で約40年近く、お昼、会社で、あんまりおいしくないけども、栄養士が作った御飯をほとんど40年、私は給食施設のあるところにおりましたけども、そういうのが、今もってひょっとしたら、要因は分かりません。私がこうやって元気なのは、会社で給食をずっと食べてきて、朝晩はええ加減でしたけども、昼だけはきちっと食べておったということも、今、この自分の体といいますか、そういうこともあるのかも分かりませんが、いづれにしても生活習慣というの、食生活ですので、もうそういうことを踏まえて、これからの子供にということで、学校給食を通じて指導していただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは、最後になりますけども、3番目、本町におきます高齢者福祉、この施策につきましては、先ほど同僚議員からもありましたけども、関係部署の努力によりまして、県下の中でも充実が図られているというように私も認識をしております。住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、そういう町といえますか、高齢者に対する、特に高齢者福祉、これが現在もそういうモットーを基にサービスが行われているということで、私も多少、担当部署で教えてもらいながら勉強してるところですけども。ただしかし、これでいいということじゃなしに、今現在、御承知のように、本町の高齢化率、直近の本年8月末時点における高齢者率は40.2%ということでお聞きしております。県下でこれは8番目の高齢化率というようなことでございます。今後、ますます高齢化が進んでいくという中で、こういう高齢者に対する行政ニーズ、これは高まることが予想されます。福祉ですから、これでいいというのはあり得んですけども、まだまだ高齢者に対するニーズ、福祉全般もありますけども、特に今回、私は、質問の趣旨は高齢者に向けてますけども、健康者からいろんな福祉がございまして、今回は一人暮らしということの中の、一人暮らし世帯の見守りの体制といえますか、見守りの強化ということで、今、いろいろ担当課長にもお聞きしながらいきますと、いろんな高齢者福祉サービスとか、それから地域包括センター、いろんな業務を幅広くやられるということ、今回も一般質問の中で少しかじったわけですけども、そういうことで、幅広くというのは、ただ現場を細かくは私も知りませんが、されとるということは理解をしております。そういう意味では特に、高齢者福祉と言いますが、その中でも一人暮らしということにスポットを当てて、あれもこれもできません、ただせめて一人暮らしの世帯の見守りについての強化、今やられとんですけども、それをきちっと強化していくという、そういうことで、どのように考えておるのかお聞きしたいということでございます。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 万代君。

○民生福祉部長（万代 明君） 失礼いたします。

それでは、一人暮らし世帯の見守り体制の強化についての御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の一人暮らし世帯の現状と課題をどのように認識しているかとお尋ねにお答えします。

町では、毎年、民生委員に一人暮らし老人等の調査をお願いしております。独居老人、老人のみの世帯、寝たきり老人、認知症老人等の分類により調査をお願いし、その調査結果を民生委員と町とで共有しており、今年度の調査では、767名の一人暮らしの方がおられると把握しております。

一人暮らしの方の生活状況については、御本人からの相談はもちろんですが、家族や親族、民生委員、医療、介護従事者などからの情報提供などにより、現状を把握しております。また、地域包括支援センターにおいて、高齢者実態把握業務として、80歳以上の一人暮らし世帯及び高齢者のみ世帯を対象に専門職員が自宅を訪問し、安否確認や健康状態、生活状況、困り事などを把握しております。その際に、支援が必要な場合は、医療、介護サービス等の紹介などの対応を行っております。特に心配な高齢者の方に対しては、地区の民生委員や見守りボランティアなどの地域福祉関係者と連携した見守り支援を実施するとともに、町の福祉部門、介護部門で情報共有を行い、適宜必要な支援ができるよう、体制を整えております。年々、一人暮らし世帯は増加傾向にある中で、支援が必要な方の早期発見、対応や各地区での見守り体制の構築が課題として上げられております。また、認知症を有していたり、身寄りがいないなどの方が増加しており、生活上の様々な問題を抱えていても、御自身で判断することが難しくなっていることや、地域で孤立することなどにより、適切な時期に必要な医療、介護サービスなどを受けられていないといった状況が見受けられます。

次に、2点目の関係機関との連携など、現体制で万全な対応が図られているかとお尋ねにお答えします。

町では、民生委員や社会福祉協議会等との見守り体制を構築しております。具体的には、町内の全ての地区に民生委員や社会福祉協議会の福祉委員を配置し、住民が安心・安全に生活できるよう、地域の見守り活動を行っています。また、和気地域では、高齢者安否確認事業で、75歳以上の一人暮らし高齢者に対してボランティア団体による安否確認を実施しており、万が一のときには、民生委員と協力し、関係各所へ連絡対応するようになっています。佐伯地域では、70歳以上の一人暮らし高齢者、70歳以上の高齢者のみの世帯に、年間10回、地域のボランティアグループが有料でおすしの配達サービスを行い、併せて安否確認を実施しております。さらには、地域包括支援センターにおいて、先ほど述べましたとおり、高齢者実態把握業務を行うとともに、医療、介護従事者や警察、消防等との連携による見守りネットワークを構築しております。

最後に、3点目の民間との連携協定の必要性について考えているかとお尋ねにお答えします。

町では、地域の企業、事業者等と連携を図り、高齢者等を見守ることにより、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを構築することを目的に、地域見守り・支え合いネットワーク推進事業を実施しております。この事業は、窓口や訪問等で高齢者と接する機会が多い民間企業、事業者等と町が見守り活動にする協定を締結し、通常業務において地域の高齢者等を見守り、異変、またはそのおそれがある場合に、速やかに町及び関係機関へ連絡、通報することで、早期発見、対応を図るものです。

また、連絡、通報以外にも、介護、福祉や認知症等の相談において、高齢者総合相談窓口である地域包括支援センターの紹介などの支援をいたしております。現在までに、新聞配達業者や郵便局、宅配業者、タクシー会社、金融機関など、30事業者と協定を締結しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 御説明いただきまして。ここでもう皆さんも御承知のように、民生委員中心ということは、もう常識的に皆さん、御存じですけども、ここで私、体制強化という言い方をしたのは、現状はもう把握しながら、これでいいのかということが質問の背景にあるわけです。例えば今の協定を一つとっても、私も一覧表をもらいました。これから少し話したのは、電気とかガスとか、そういう業者が結構地域を回られるんで、そういうことも、要は協定の幅を、民間との幅を広げて、協定をね。隅々までということで、早期発見とかという話もありましたけど、なかなか実際問題、個々にということ、現実問題としては難しい問題があります。それはネットワークを張るしかないんで、そういうのを含めて体制強化ということでございます。

それから、もともとの本体の民生委員に戻りますけども、私も福祉委員という形ですけども、何年も委嘱してから、正直言ってもう恥ずかしいけどほとんど何もしてないんですけども。ここで言いたいのは、もっともっと

民生委員のフル稼働。民生委員だけに押しつけたら悪いんだけど、今、どっちか言うたら、全ていつも民生委員ということですけども、これからの地域、和気町は52行政区ある中で、地域で安心したというと、隣の地区の民生委員や区長ではなかなか顔も知らない。やはりそれぞれの地域、地区の区長。民生委員なんかの推薦でも、実際には区長が中心でやりよるといこと、今でも新任の民生委員の方は区長に聞かんと分からんという状況ですので、もう時間もありませんので簡潔に言いますと、もっともっと地域の区長方と連携をしながら、そういうことを区長会では当然言われとると思うんですけども、今現在、我々が思つとる以上に区長の位置づけ、地域における、いろんな意味で、特にそういうケアという分野では、民生委員、一生懸命やられとんだけども、なかなかそこまでというところがありますんで。

それと、特にそういう会議の中では、福祉委員みたいなものをもっともっと使うような形で、私は本当は何かありませんかというのがいいんかも分かりませんが、恥ずかしながら、特にそこまでは能動的にやってないんですけども、ぜひ福祉委員の方には、少しでも民生委員の負担を軽くする意味も含めて。それから、地域の連携、そういうことできめ細かい、もう皆さん、それぞれ、特に冒頭言いましたように、和気町の場合は民生福祉、細かくやられとんだけども、それをもう一歩というのが趣旨であって、その中で具体的に体制強化なんかしないと、なかなか言葉で言うたってしょうがないんで、そういう組織を行政がバックアップされることに持っていけばいいと思いますんで、そういう立場で、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に一言、もう時間がありませんので、副町長、よろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） 副町長 今田君。1分以内に。

○副町長（今田好泰君） 先ほど担当部長のほうで答弁したとおり、一人暮らしの高齢者が増加しているのはもう承知しております。将来にわたって持続可能な見守り活動をしていくためには、区長、地域包括支援センター、それから民生委員等、特定主体の見守り活動だけではなく、地域住民や民間事業者の多様な主体による複層的な互助としての見守り活動が重要になってくると考えております。私は、見守り活動の担い手不足といった課題に対しては、デジタルツールの活用を進めるなど、見守り活動の主体に係る負担軽減、自助による見守り活動についても、これから検討する必要があるんじゃないかと考えております。地域のつながりが希薄し、近所付き合いを通じて見守りが減少している中、サロンといった交流活動による地域住民同士の見守りの取組がより一層重要になると考えております。

以上で終わります。

○議長（当瀬万享君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） すみません、長話で時間切れになりましたけども、趣旨は十分、意が伝わったかどうか分かりませんが、ひとつ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（当瀬万享君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、10時40分まで暫時休憩といたします。

午前10時22分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで遅参申出のあった8番 万代哲央君及び9番 山本泰正君が出席されましたので、ただいまの出席議員数は、12名です。

また、和気閑谷高等学校普通科2年生20名が公共の授業として傍聴されますので、御報告申し上げます。

次に、4番 従野 勝君に質問を許可します。

4番 従野君。

○4番（従野 勝君） それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、私は、今回3点、産業施設整備事業、学校施設長寿命化、それから町職員の教育指導について、3点、お願いをしております。

まず最初に、産業振興施設の事業計画について質問をします。

先般の町政懇談会で、途中、休止しとった、山田地区の小学校前のところに道の駅を造るという構想があったわけですが、途中いろいろの過程がありまして、休止のやむを得ない状態になって、約4年間程、休止しとったわけですが、せんだっての町政懇談会で、地元との協議を再開するというのを町長が答弁されました。その後、地元との協議、それから執行部での構想なんかいろいろあると思いますが、私も全員協議会で町長のほうから説明があった、それから地元の説明会に参加させてもらって、おおむね理解はしとるつもりですが、この産業施設については、地元の山田地区だけでなく、佐伯地区の皆さんも非常に興味を持っております。そういうことで、ぜひとも、本来、私が一々説明すりゃあいんかも分からんけども、そういうことじゃなくて、今日の答弁を、恐らくネットで見とられる方が多いと思います。ぜひその方々に説明するんだというふうなつもりで、佐伯の皆さんに町がどういふふうに佐伯の振興をしていくんだというぐらいのつもりで、ぜひ答弁をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） それでは、産業振興施設整備事業についてお答えをいたします。

昨年11月4日、塩田、山田地区を対象にしました町政懇談会の御質問に対しまして、町長が、産業振興施設整備については、担当課長に地元区の意向を確認するよう指示しているとお答えをしております。その後の経過につきましては、地元関係者との協議を重ね、本年4月26日に、関係者で組織する第6回の検討会を再開いたしております。8月11日に検討会の代表、副代表会議、9月2日に第7回の検討会を開催しております。この検討会におきましては、整備する施設について、どのような特色を持った施設にするか、何を目玉にして集客を図るかなどを基本に検討を進めております。

今後の対応につきましては、今議会で補正予算を上程しております基本計画作成業務において、専門知識を有する業者を交え、地元の意向を反映した新たなにぎわいを創出する施設となるよう、計画を練ってまいりますと考えております。基本計画作成後は、改めて計画内容につきまして御提案させていただき、事業実施、計画内容につきまして、議員皆様方の御意見をお伺いしたいと考えておりますので、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 4番 従野君。

○4番（従野 勝君） ありがとうございます。もう一つ、何か心の籠もった挨拶が欲しかったんじゃけど。

佐伯地域で、結局、民間の、佐伯地域にはローソンがあるわけですが、それ以外には全くお店がなくなりました。ほいで、昨年の末までは、佐伯庁舎のところにふるさとというお店があつて、コーヒーを飲んだり食事をしたり、そういうことで人が集まって、コーヒーを一杯飲みながらゆっくり話をする場所があつたんです。ところがそれももうなくなりまして、全く、コーヒー飲みながらゆっくり世間話をする場所、そういうものがなくなりました。だから、地元の住民だけでなく、いろんな方々が寄って、コーヒー飲みながら、世間話をしながら集う場所、何とかかならんかというふうな話を会うたんびにされとったんですが、何とか前に向かつていこうという形になってきてます。ぜひとも、これ、農産物とかというふうなこともありますし、農産物を作られる方も佐伯の方がほとんどなんで、佐伯の方も売る場所、選択肢は非常に多いほうがいいんです。1か所でも2か所でも。そういうことで期待もされてますし、お年寄りの方々が集って、ゆっくり話合いができる場所ってのを非常にもう求められてますので、ぜひ地元の皆さんにくつろいでもらえる場所、そういう意味で、できるだけ早くできる

ような形で進めていただければありがたいなと思ってます。その件について、町長のほうから一言、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 先ほど副町長から答弁がありましたように、現在、産業振興施設整備事業検討委員会というのを4月26日から再開をさせているということでございますので、地元の意向を十分酌み取って、地元の意向を最大限に反映させる施設にしていきたいと考えています。佐伯地域の活性化、新たなにぎわいの創出には必要な事業であろうと考えていますので、そういう方向で取組を進めてまいりたいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） 4番 従野君。

○4番（従野 勝君） それでは、2番目として、学校長寿命化に佐伯小学校も含まれるのかということでお尋ねをします。

小学校が、生徒数が非常に少なくなってきたりすることもあって、学校長寿命化をするということになれば、相当なお金が必要なんじゃないかと思うわけですが、そういういい機会を踏まえて、ぜひ佐伯中学校、佐伯小学校を小中一貫校として、町内に特色のある学校をつくってみてはどうか、そういうふうにお尋ねをしたいと思ひます。子供たちの授業を、小学校6年間、中学校3年間、これが義務教育で9年間かかれとるわけですが、佐伯の小学校の少ない人数の中でも、一緒に授業しないで別の教室で授業をされている子供もおります。4月生まれと3月生まれでは、極端な話、約1年間、ギャップがあるんですね。だから、当然、授業の進み方、学習の能力も1年間違うんですよ。そういう子供たちのためにも、小学校の課程を中学校3年生までの9年間でこなしていくと。そういうことをすれば、子供にも負担がかからないし、親も安心できると思ひます。また、小中一貫校というものが和気町にできて、それで特色のある学校だと、評価がどういふふうになるか知りませんが、それは学校の先生方と教育委員会の在り方だと思ひますが、ぜひそういうこともやって、佐伯地域の小学校、中学校が小中一貫校になったということになれば、親御さんにとっても、佐伯地域へ住んでみようというふうなことにもなってくるんじゃないかと思ひますので、ぜひ学校長寿命化でただ学校を直せばいいんじゃないかと、この機を捉えて、いいチャンスだと思ひますので、そういう方向に進んでみようかというふうにお尋ねされるかどうか、お答をいただきたいと思ひます。

○議長（当瀬万享君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼いたします。

従野議員から、学校施設長寿命化計画に基づく施設改修に関連してということで、佐伯小学校も長寿命化の対象になるのか、また佐伯小学校と佐伯中学校について、小中一貫校とする考えはないかとの、2点についての御質問をいただきましたので、御答弁させていただきます。佐伯小中一貫校と佐伯小学校の長寿命化とは関係が出てまいりますので、小中一貫校の考えを説明させていただき、後ほど長寿命化についても答弁させていただきますので、答弁が後先しますが、御了承をよろしくお願ひします。

最初に、佐伯小・中学校の小中一貫校についての御質問に答弁させていただくに当たり、従来、検討されていた佐伯中学校と和気中学校の統合についてどう考えるのかというのが重要なポイントになるということから、そのことをまず御説明をさせていただかなければいけないと思ひます。そういうことで、ちょっと答弁が長くなるんですけども、御了承いただけたらと思ひます。

この佐伯中学校と和気中学校の統合につきましては、御存じのこととは思ひますが、私も就任以前のことで、議事録等をずっと見てまいりました。それを見ると、平成24年に立ち上げた学校・園適正規模検討委員会から、平成26年2月に町内の学校・園の適正規模について、3園、3つのにこにこ園、3小学校、1中学校が和気町にとっては適正であるとの答申が出されております。そして、その年の4月に議会全員協議会が開か

れ、答申に沿った形で、教育委員会が統廃合を含めた学校・園の今後の在り方の方針を説明し、協議が行われております。その中では、中学校の統廃合が大きな課題となり、多くの意見交換も行われておりました。その後、佐伯地域の区長全員から議会へ佐伯中学校存続の請願が出されておりましたが、不採択という形になり、再び佐伯地域の区長から存続の要望書が町長へ出されております。そのような状況を踏まえ、執行部内で協議を幾たびか重ねた結果、にこにこ園と小学校の統合は計画どおり進めるが、中学校については、地域の意見と保護者の意見に相違があることから、今後、時間をかけて検討するとして統廃合計画案を議会のほうに提出し、審議の結果、原案が可決され、現在の形になっていると私は理解をしております。私自身、教育長就任以来、佐伯中学校の統合問題についてどう対応していったらいいものか、あるいは、先ほども議員からも御指摘があったように、児童数、生徒数の減少が顕著な佐伯小・中学校の今後について、いろいろと考えを巡らせ、研究もしてきたところであります。また、令和3年度から、国の補助事業を受けた学校施設の長寿命化計画に取り組んでおまして、佐伯小・中学校の今後の在り方の方向性がこの計画に影響をしております。大きな予算を伴う事業でもありますし、統廃合について一定の考えを示す必要があると考えており、以前から教育委員会の事務局内で協議をしてきております。特に教育委員の定例会の中でも、この問題については度々取り上げ、今後の在り方について、検討、研究を重ねてきております。

そういった中で、昨年、教育委員と事務局職員で、小規模校対策に先進的に取り組まれておられる美咲町教育委員会を訪れまして、本年4月に開校された小中一貫校の一つの形であります併設型義務教育学校、旭学園についてのいろいろ教えていただくような研修に行かせていただきました。美咲町は、来年の4月ですけども、柵原中学校区に同じタイプの義務教育学校、柵原学園を開校される予定で、現在、校舎建設に取り組んでおられ、小規模校対策としての小中一貫校設置に積極的に取り組んでおられます。この義務教育学校というものについては、和気町で学校の統廃合が検討されておった時期には設置がまだ認められていなかった学校でありまして、その後、学校教育法が改正されたことによって、平成28年から設置が可能になったもので、今現在、県内の複数の自治体で、小規模校を中心に少しずつ設置が進んでおる新しいタイプの学校であります。義務教育学校制度の開始もそうですが、教育を巡る環境の変化というのは、近年、大変大きく急激でありまして、例えば、御存じのとおり、小・中学校の運営に地域住民が参画するコミュニティ・スクール、本年度は本荘小学校で開設しておりますし、来年4月には佐伯地域でコミュニティ・スクールが開校されます。次の年度には和気小学校でコミュニティ・スクールを開校する、3年計画で取り組んでおります。そのようなコミュニティ・スクール、地域と一体となった学校づくりというのが進んでおります。また、GIGAスクール構想によりまして、1人1台タブレットやICTを活用した授業改革など、議員も非常に聞きされる機会も多いのではないかなと思っておりますけども、そういう授業改革も随分進んでおると。ICT改革の一つの例として、児童数が少ない佐伯小学校の授業に、ウェブ会議システムを利用して、本荘小学校や和気小学校の児童も参加して一緒に授業を受ける、そんな取組も始めており、小規模校でも多くの友達と双方向で授業を受ける、そういう環境もできつつあります。また、小学校5、6年生においては、中学校の教員を活用して教科担任制の授業も始まりつつあります。それから、さらに中学校では、土日休日の部活動を地域に移行し、次の学習指導要領の改訂時には、中学校部活動の全てを地域のスポーツ文化活動として地域へ移行するというのも、国としては考えておるようでございます。

このような、急激な教育環境の変化を踏まえ、また児童数、生徒数の減少が進む中、和気町としての教育環境整備はどうあるべきか、これをいま一度、考える必要があると思っております。特に佐伯の小・中学校の今後の在り方を考える際、議会の皆様には既に平成26年に学校・園適正規模について御審議をいただいており、その結果とは少し異なっておりますが、和気中と佐伯中の統廃合だけを選択肢とするのではなく、議員から御提案があった、義務教育学校を含めた小中一貫校も検討が必要な教育制度であるのではないかと私は考えておりま

す。今年度、佐伯中学校に小中連携のための加配教員が県から配置をしてくれており、佐伯小・中の具体的な連携の在り方の研究を進めております。その研究の成果も踏まえ、来年度には地域保護者の意見を聞く会も設けてみたいと考えております。様々な取組や先進事例も参考にし、教育委員会の考えをまとめ、令和7年度には議会にも具体的な案をお示しできたらと、そして御審議をしていただけたらと考えております。議会には、検討状況につきましては適時適切に御報告をさせていただけたらと考えております。

次に、御質問の佐伯小学校の長寿命化改修についてであります。先ほど説明をいたしましたように、もし佐伯小・中学校を併設型の小中一貫校として整備するのであれば、佐伯中学校では既に本年度から2か年をかけて長寿命化改修工事を進めておりますので、佐伯小学校の長寿命化改修への取組をどうするかが、今後の大きな課題となってまいります。長寿命化計画では、佐伯小学校は令和11年度から12年度にかけて改修工事を行う計画にしており、8年度には具体的な改修計画を国に提出することとなっております。計画を変更する場合には、7年度末までに国へ報告をする必要が出てまいります。このタイムスケジュールによりますと、先ほども説明しました佐伯小・中学校の今後の在り方を決める期限が7年度末までとなっております。在り方の方向と内容が決まれば、佐伯小学校長寿命化の必要の有無も決まることとなります。佐伯小・中学校の在り方の方向性が、現在まだ定まっておきませんので、現時点で長寿命化の改修にするかどうかについてはお答えすることができませんので、御了解いただければと思っております。

教育委員会としましては、今後も児童数、生徒数の推移を考慮しつつ、いま一度、学校現場の意見や地域、保護者の思い、願い、さらに教育環境の変化も踏まえて、佐伯小学校の今後の在り方について、具体的な検討、研究を引き続き、大きく変わる教育環境の中で、制度変更もたくさん出てきておりますので、そういったことを含めて、ぜひ行っていきたいと考えております。大変長くなりまして申し訳ありませんでした。

以上、御答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 従野議員の質問につきましては、先ほど教育長がお答えをしたとおりでございます。令和7年度、2025年度までには一定の方向を定めて、議員の皆様にご報告をさせていただいて、進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 4番 従野君。

○4番（従野 勝君） 教育長のほうから非常に丁寧な説明がありまして、非常に時間がなくなってしまったんですが、本当はこの3番目をじっくりとやりたいなと思ってたんですけど、おかげさんで、担当部長のほうは気が軽くなったと思うんじゃないですか。

まず、町職員の指導について、誰がどのように指導してるのか、仕事の成果が見えないが、今現在、報告は口頭での報告に頼ってるけども、それでは結果が残らないんじゃないかという質問ですが、その前に、これは非常に苦言になるんですが、町民の皆さんから、前の町長は非常に厳しい町長だったと。したがって、職員がぴりぴりして、これも大変だったろうけども、今の町長は非常に優しいから、職員がサボっとると、そういうことでええんじゃないかというふうな、非常に辛辣な意見を言われる方が、最近増えてきました。

そこで、私はなぜこういう質問をしたかって言うと、現在194名の職員がおられると聞いております。そのうち3名、病気、心の病で休まれてると、そういうふうには聞いとんですが、間違っとったら申し訳ないんですが。最近、過保護の子供たちが増えて、社会生活になかなか順応できない、こういう子供が非常に増えてきている。これは町職員だけじゃなくて、一般社会でも当たり前のことで、非常に社会問題になって、先ほどもひきこもりの話がありましたけれども、そういう状況が増えてきて、町の職員も職場へ出てこんということじゃないかと思うんですが。私も議員をやる前に区長を16年ほどやりまして、旧佐伯町、それから旧和気町の職員の方々とは非常に長いこと付き合ってきました。これでまず感じるんですが、佐伯の職員のかは、縦だけじゃなくて横

の連携も結構あったんです。ところが和気のほうに来てみると、縦の連携はきっちりしとんでしょうが、横の連携がないようになってくる。非常に冷たい職員関係の印象を受けておったわけですが、そういうことが心の病になる要因だとしたら、大変大きな問題じゃないかというふうに、私なりに感じております。ぜひ、せつかく職員として採用されてこられたんだから、そういうことのないで、元気で職責を全うしていただきたい。そういうことで、今回、質問をさせてもらってのわけで、職員の監督をしとる人をいじめようと思ってるわけじゃないので、そのあたりについて答弁をいただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 永宗君。

○総務部長（永宗宣之君） 失礼いたします。

それでは、従野議員の町職員の教育指導についての御質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に、横道にそれますが、議員の御発言の中にありました町職員194名中の長期休職者の状況についてでございますが、今現在、長期休職者は3名でございます。そのうち2名は内科的疾患によるもの、心の病気、メンタルに関するものは1名というような状況になってございます。

では、本題のほうへ戻りまして、職員の教育指導につきましては、役場に限らず、企業、団体、いずれにおいても最も重要な命題であるというふうに考えております。地方公務員法におきまして、第30条に職務の根本基準といたしまして、「すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」というふうに規定をされております。町職員の教育指導につきましては、日頃、各所属の上司、管理監督者がおのおの、業務の進捗管理と併せ、仕事に対する取組姿勢等についても、その職務として指導するようということといたしてございまして、このことにつきましては、幹部会、課長会議等において、度々指示をさせていただいているところではあります。住民の身近で職務に従事する役場職員に対しましては、業務の執行、あるいは窓口における接客対応等について、非常に厳しい視線が向けられており、私自身もいろいろと御指摘をいただいているところでございます。これまでの指示や指導が十分でないとの御指摘としますので、今後におきまして、職員の規律保持、あるいは職員指導を改めて徹底をして、自覚と責任を持った職員の育成に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、役場の職務、事務につきましては、その成果が他業種に比べて見えにくいというような御指摘もございました。議員から御提案をいただきました書面によります業務経過報告等々の手法につきましても、業務改善の一手段として検討させていただき、業務の進捗管理、あるいは職員の業務成果の把握等に努めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、職員間の横の連携でありますとか、職員関係の構築、職場環境の整備といったようなところは、個別の業務内容にかかわらず、働く者、職場の環境整備というところで非常に重要なポイントと考えておりますので、以後、しっかりとそのあたりを意識して職務に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 4番 従野君。

○4番（従野 勝君） 2番目の質問が長くなりましたので、本当に聞きたいことが聞けなくて、またの機会に聞きたいと思っております。ぜひ、町長、職員に褒めるべきは褒めてあげて、叱るべきは叱って、特に職員の場合は、町長に褒めてもらう、非常にうれしいもんなんです。だから、褒める、叱る、これは必ず町長の責任としてやっていただきたいと思っております。最後をお願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） これで従野 勝君の一般質問を終わります。

次に、1番 山野英里君に質問を許可します。

1番 山野君。

○1番（山野英里君） 議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

にこここ園、学校におけるユニバーサルデザインと合理的配慮についてです。

文部科学省が2022年に発表した調査結果によりますと、通常級に在籍する小・中学生の8.8%に、高校生の2.2%に、学習面や行動面で著しい困難を示す発達障害の可能性があることが明らかになりました。また、この10年で通級指導を受ける児童・生徒数が約2.5倍ともなっています。しかし、発達障害の可能性があるとした小・中学生のうち、通級指導を受けている小・中学生は僅か10.6%、高校生では5.6%にとどまり、支援が行き届いていない現状もあります。文部科学省によりますと、特別な教育支援を必要とする生徒・児童に対する支援充実に向け、適切な学びの場の確保、個別の教育支援計画などの作成、福祉機関など外部機関との連携体制等を考えていくことが重要だとしています。また、学習指導要領に基づき、ICTを最大限活用しながら、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、主体的・対話的で深い学びの実現による授業改善が求められています。また、障害者基本法によりますと、国及び地方公共団体は、障害者の教育に関して、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、そして適切な教材の提供、学校施設の整備、その他の環境整備を促進していかなければならないと明記されています。このように、個別最適な教育をしていこうという方向性が感じられます。

ここで、和気町での取組について聞かせてください。

1つ目、町内のにこここ園、小・中学校におけるユニバーサルデザインと、特別な教育的支援などを必要とする児童への合理的配慮の現状がどうなっているのかということ。

2つ目は、現状を踏まえて、今後の方針はあるのか。

以上、2点をよろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 山野議員からいただきました、にこここ園、学校におけるユニバーサルデザインと合理的配慮についての御質問に、答弁者は町長、教育長となっておりますが、代わって学校教育課長が答えさせていただきます。

ユニバーサルデザインは、平成14年12月閣議決定の第1次障害者基本計画の中で、「バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方」と定義されています。また、合理的配慮は、平成26年批准の障害者の権利に関する条約の中で、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されています。

まず、現在行っているユニバーサルデザインと合理的配慮ですが、それぞれの定義を踏まえ、各園・校が実態に応じて実施しております。ユニバーサルデザインについては、就学前から、短い言葉や図を用いた明確な説明、活動の見通しを持ち、できたことを確認できる視覚支援、必要なものを自分で選ぶことができる場づくりなど、どの子にとっても分かりやすい環境になるよう努めております。さらに、就学後は、1日の時程を示したり、活動にふさわしい座席の工夫をしたりする時間や場の構造化、掲示を精選したり、色やフォントを調整したりする刺激量の調整、学習規律、係や当番の手順を提示などするルールの明確化などにより、学級環境を整備するとともに、動画やICTを活用したりする視覚化、見通しを持ったり時間を区切って活動したりするスモールステップ化、ペア・グループ活動、ギャラリーウォークなどを取り入れた共有化などにより、授業のユニバーサルデザイン化も図っております。

合理的配慮については、各園・校の基礎的環境整備を基に個別に決定されるものであるため、基本的には本人や保護者との合意形成を図りながら実施していますが、授業のユニバーサルデザイン化により実施した支援が、

結果として個への合理的配慮となる場合もあります。提供されている合理的配慮は、次年度や進学先に確実に引き継がれるよう、研修や連絡の場も設けております。

次に、現状を踏まえた今後の方針や計画などですが、学校・園においては、特別支援教育との関連が深く、令和5年3月に岡山県教育委員会が策定した第4次岡山県特別支援教育推進プランを踏まえ、ユニバーサルデザインの考え方を基に、全ての子供が分かる、できる喜びを実感できるようにすることと、合理的配慮も提供しながら個別最適な学びの充実を図ることの両立が必要であると考えます。しかしながら、集団には、視覚的、空間的なものの捉え方が不得意な傾向にある子供と、聴覚的、時間的なものの捉え方が不得意な傾向にある子供の両方がおり、効果的な指導や支援が異なることなど、子供一人一人の物事の見方や考え方、困難さは実に多様であることから、集団づくりや授業づくりに苦慮する現状が全国的に見られます。そのため、国や県の動向を踏まえながら、現在行っているユニバーサルデザインや合理的配慮の徹底や適否を定期的に評価し、柔軟に見直していくとともに、全教職員が特別支援教育への理解を深め、専門性を高めるための研修の充実などを進めていくことが重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） ありがとうございます。町内でも子供たちのためにユニバーサルデザインや合理的配慮をしてくださることがよく分かりました。

また、今後、インクルーシブ教育のためにも、まずユニバーサルデザイン、誰もが生活しやすい空間にすることが、子供たちの生活する社会においてとても重要です。この土台がしっかりとできていれば、個別に合理的配慮しなくても困らずに生活できる子供たちが増えてくることも考えられます。町内の子供以外の話にはなるんですけど、実際に黒板の内容が見にくくて、内容が理解できず、ノートにうまく書けないということで、先生に申し出てた子がいらっちゃったそうなんですけど、その際には、担任の先生がちょっと難しいということで、その要望は通らなかったということも事例で聞いております。実際、担任だけがユニバーサルデザイン、合理的配慮を決めていくのであれば、そういう今回の事例のように少し偏った決定というか、合理的配慮をすることもあるかと思うんですけど、今さっきおっしゃっていた確実に支援の内容を引き継ぐっていうのは、どうやって具体的に引き継がれているのかということ。

あと、今さっきも少しお話ししましたが、ユニバーサルデザインや合理的配慮について、これは担任だけが決めていくものなのか、はたまたもう少し大きな会議で決めていくものなのか、もう少し具体的にお願いします。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 失礼いたします。

先ほどの合理的配慮の例、このような例がないように努めていくことが必要ではないかと考えておりますが、まず学校・園では、園では授業はございませんが、授業づくり、環境づくり、集団づくり、体制づくり、この4点を視点として、特別支援教育を中心としたユニバーサルデザイン、合理的配慮を進めております。その中で、先ほど担任のみで決定がなされるのではないかというお尋ねがありましたが、基本的には5点の経緯があります。まず1点目、学校で特別支援教育を中心とした理念を共有すること、2点目、具体的な仕組みをつくること。この仕組みは、どの子がどの程度の支援が必要か、現在受けている支援がどのようなものか、それが有効か、有効でなければなぜか、このようなことを検討する場、仕組みです。そして、3点目が助けを求めること、違うことを大切にす文化をつくる。4点目が、多様性を前提とした学級づくり、授業づくりをする。この4点がユニバーサルデザインに関わってくる基礎的な環境の部分と考えております。これを各校・園で実施するようにしています。

そして、合理的配慮ですが、その4点が共有された上で提供されるものでありますので、基本的には、例えば

個人的に担当が決定したりするものではないというように認識しております。また、大事にしているのが、アセスメントです。アセスメントとは、子供一人一人のニーズに応じた教育を行うため、その子の障害の状態、発達段階、特性を、心理、教育、福祉、医療などの観点から客観的に評価する活動、またその内容でございますが、このアセスメントが適切に行われていれば、的確な合理的配慮が提供されるのではないかと。そして、そのような仕組みを各校・園で取るように努めているところでございます。

また、合理的配慮が確実に引き継がれるよう、研修や連絡の場も設けているということですが、これにつきましては、町内で共通の様式を作成いたしまして、その様式に全て記載をして、それを引き継ぐようにしております。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） ありがとうございます。和気町では町内で様式を同じにして共通理解をして引き継いでいくことで、よく分かりました。

ただ、思春期になってくると、配慮が必要であっても恥ずかしくて伝えられない。また、みんなと違うことからかわれたり注目されるのが怖くてといった理由で、授業には参加してるけどただ座っているだけっていう子もよく見かけると聞きます。なので、結局、現状ではまだまだユニバーサルデザインや合理的配慮が十分であるとは言い難い状況であります。

そして、教員の働き方改革や教員不足も、今、深刻化する中で、新たに何か支援をしていくっていうことは現場でもちゅうちょされるかもしれません。ただ、見方を変えれば、今、ユニバーサルデザインをしっかりとしておけば、困り感を抱えている子供が少なくなって、合理的配慮しなくても済むことも増えると思います。また、落ち着いて自分らしく生活ができる子が増えれば、他人とのトラブルなども減っていきますので、みんなが落ち着いて学習できる空間になるかもしれません。そうすれば、結果的には教員の働き方改革につながることも考えられます。そして、そういう困ってる子が減っていけば、医療費や障害福祉サービス費なども減少していくことになります。

ただ、ここで一つ、気になるのが、本人だけではなく保護者や地域の方も、教育において、恐らくこのユニバーサルデザインとか合理的配慮をなかなか知らない方も多いと思うんです。なので、具体的にこういうことをしてるとか、配慮方法などを、本人だけではなく保護者の方、また町民などにも周知していく必要があると思われれます。

しかし、恐らく子供たちは、試しに何か支援道具とか、そういうツールがあるっていうこと自体も知らない子供が多いのが現状だと思います。そして、親自身も、情報があるにしても、新たにその支援用品を買ってみようっていう方は、恐らく経済的な面とか手続の面とかもとても少ないと思うんですけど、そういう配慮とか、もしあれば教えてください。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） ユニバーサルデザイン、合理的配慮について、町民の皆様、何より保護者の方々によりよく知っていただくというのは、大変重要なことだと考えております。

そこで、最近では、学習用具について、多彩な配慮がされているものが発売されていると認識しておりますが、現在、園のほうにはいろいろな学習用具があることを周知しております、そして進学に備えて、先ほど申しました、共通の様式に配慮が必要であると記載されている子供たちなどへは、こういったものも提供できるのではないかとという情報を、まずは提供しているところです。そして、その中で園が、例えば保護者の方々であったり、場合によっては地域の方にそういった学習用具もあるということが周知していければいいというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） 教育長、一言。お願いします。

教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 今、課長のほうで十分答弁をさせていただいたとおりになんですけども、和気町として、本当に一人一人の子供たちを見詰めながら、一人一人の適正な発達を促していくということで、子供たちが小さいときからいろんな点で取組をしております。例えば、にこにこ園でやっておりますスポーツ・アンド・イングリッシュ、和気町のプロジェクトなんですけど、そのスポーツ部門において、子供たちの発達の様子を早めを知るということで、体力検査等をしていただいて、その子供たちの発達の様子の中から課題が見つかった場合には、保護者と連携をし、その子の発達を補う形でのいろいろな運動的な指導をしていただくと、そういう意味で取り組んでおります。早めな対応をすることによって、子供たちの成長に非常に寄与する部分もあるんじゃないかなということで取り組んでおるところであります。

また、先ほど課長も言いましたように、共通支援シートという形で、健康福祉課とこれは共有しております。就学前からの子供の様子を1枚のシートにまとめて、就学後は学校のほうに引き継いで、それに記入しながら、両方の課の職員が1人の子供たちの発達の様子をずっと見ていけるというような形での取組もしております。一人一人を見詰めた形で行っております。

また、授業でのいろいろな困り感を抱えた子供たちには、スクールサポーター等を各学級等にもかなりの数を配置しております。担任だけではなくて複数の目で子供たちを見ていくような体制もつくっております。

議員からいろいろと御指摘をいただいたこと、なるほどなと思いながら私も聞かせていただいております。今の学校での様子も踏まえながら、今後、より授業改善等を進めていかなければいけないし、そのためのいろいろなツール等も、あるいはソフト等もできておるようですので、そういうあたりも教育委員会としてしっかり研究をしていきたいと思っております。いろいろありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 大事なことは、今でも生活で困ってる子供たちがいるということなんですけど、それが本人も周りも気づかないってところが一番問題だと思うんです。発達障害っていろんな症状があるんですけど、特に学習障害って言って、文字が読みにくいや、まずうまく文字が書けない、また数の概念が習得しづらいという症状が主にあるんですけど、そういう子供たちっていうのは、学校へ入学してからも気づかれないのが現状であります。気づかれないまま授業を過ごしていくので、結局、先生とか大人からは、努力が足りないですとか、勉強不足だねとか、頑張ったらできるのにとか言われて、不登校になったりですとか、抑鬱の2次障害につながるケースも存在しています。この発達障害の中の学習障害の分野の専門家っていうのが、まだまだ日本はすごい少なくって、岡山県でも本当になかなか診断がつかないと聞いております。学習障害のある子供のある発言で一言紹介したいのが、私たちの本来の力はこんなものじゃないんだよっていうのをおっしゃってました。もっと周りが理解してくれて、配慮してくれれば、もっと自分の力を発揮することができる。そして、もっと勉強して社会の役に立ちたいという言葉を言っていました。なので、周りが気づかなくとも、学習意欲があるけれども、周りの理解や配慮がないために、自分らしく学ぶ機会や活動参加の機会を失っている子供がいるかもしれないということに重点を置いて、教育を考えていく必要があるのかなと思います。その意味でも、幼少期や学童期、思春期の大半を占めるにこにこ園や学校の在り方は、とても子供の成長に大きな影響を与えていくと思います。そして、障害のある子供たちへの合理的配慮は必要不可欠だと思います。その中でも、目に見えない学習障害には特に重点を置く必要があると思うのですが、そこでちょっと質問をさせていただきます。

多層指導モデルMIMの導入はできないかというお話です。皆さん、多分、MIMを聞いたことがないと思うんですけど、簡単に説明しますと、通常級などで異なる学力層の子供のニーズに対応して、アセスメントや指導を繰り返しながら、子供たちの読みやすさなどを育む指導や支援を行うツールでございます。簡単に言うと、学習障害の子に対して特化してるものなんですけど、こういうものも和気町で導入してみたいという要望で

ございます。岡山県内では、今、笠岡市が導入しております。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 学校教育課長 嶋村君。

○学校教育課長（嶋村尚美君） 先ほど議員がおっしゃった子供の声、こういった声を真摯に受け止めて、またこの声が出ないような教育環境を整備していくこと、これが何より大事であると考えております。

そして、多層指導モデルMIMについての御提言もいただきありがとうございます。自治体において導入している例、先ほどの笠岡市ですとか、他都道府県の状況なども承知しておるところです。先ほど議員のほうから、文部科学省の調査で、8.8%が学習、または行動に困難さを示しているということをおっしゃいましたが、その困難さというのは、非常に様々なものがございます。例えば、聞く、話すことの困難さは2.5%、読む、書くことの困難さは3.5%、計算する、推論することの困難さは3.4%というような推定値も、調査によって出ているわけです。こういった様々な困難さへ対応するものとして、近年、特別支援のためのソフトウェアの開発が進んでおりますので、その開発状況の注視、そして活用例や効果などを研究して、よりよいものをさらに研究してまいりたいと考えております。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 今回、最後にMIMというものの導入を依頼しましたが、このようなツール、困っている子供に対して早期発見、早期支援につながるものを導入して行ってほしいという要望でございます。要するに、今困っている子供たちに対して具体的に何かできるかということでございます。子供は地域の宝です。そして、多様性や個別最適、インクルーシブ教育など、多彩な言葉が飛び交う中、現在も困難を抱えて生活している子供たちは存在しています。自分らしく学べて過ごしやすい場所にするためには、より柔軟な対応と選択肢、そして周りの理解が必要です。今を生きる大人として、今を生きる子供たちのために、できることから具体的に示してあげたいと思います。今後も教育については、子供たちにとって最善策を考えていきたいと思っております。

続きまして、公共施設へのナプキン設置についてです。

近年、生活需要品の値上げが相次ぎ、家計への負担を感じてる人も多いのが現状です。そんな状況の中、女性にとっては生理に伴う経済的な負担も見逃せません。個人差はありますが、女性は月に1回、生涯においては約40年間、生理を経験します。毎月、約9割の方が生理用品の購入に1,000円程度の費用をかけているというデータもあります。また、生理用品以外にも、ショーツや使い捨て懐炉、鎮痛剤や医療費などを考えると、実際はもっと多くの費用が必要となります。また、ふだん生活ができないくらいの痛みやだるさを感じ、学校や仕事を休まなければならない人も存在しています。生理は、身体的、精神的に不快な症状を与えるだけでなく、経済的な負担も個人的に強いているのが現状です。生理の貧困により、食費を選ぶかナプキンを選ぶかという切実な選択すらなされているという世界の声は政治にも反映されて、今、世界は変わり始めています。スコットランドでは、2020年、世界に先駆けて、全ての人に生理用品を無償で提供する法案が承認されました。また、フランス、ニュージーランド、オーストラリア、アメリカなどでも、州レベルや国レベルでこうした動きがあります。しかし、日本では、NPO団体や企業、各地方団体が生理用品を必要な人に届けようとしているのみでございます。そして、最近、私は、ほかの市町村へ視察に行った際などに、よくほかの市町村などでは公共のトイレに女性のナプキンが当たり前のように設置されてることがとても増えてることを感じました。

そこで、和気町でも女性の心身の健康や経済的な負担を考えて、町内の公共施設、学校などに生理用ナプキンを設置していただけないかという要望でございます。お願いします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、山野議員からの公共施設へのナプキン設置についての御質問にお答えいたします。

生理用ナプキンの無料配布につきましては、女性の心理面、経済面などの負担軽減や、ジェンダーギャップの

是正を目的として、全国的に広がっております。和気町での設置状況でございますが、町内の小・中学校では、保健室に予備の生理用ナプキンを常備しております。特に中学校では、女子トイレの小スペース、または個室にも設置し、必要に応じて個別に利用できるようにしております。小学校では、個人差が大きい発達段階であることも考慮しまして、現在は保健室のみの設置としておりますが、必要とする児童については、養護教諭が様子を見ながら、安心して利用できるよう配慮しております。町内の公共施設におきましては、現時点では設置しておりませんが、昨年度末から民間のサービス事業者に相談し、個室トイレに生理用ナプキンを常備し、提供するサービスの導入に向けて検討をしております。これは、瀬戸内市では既に5台、本庁舎や図書館などに設置しているサービスで、個室トイレに設置している機器にアプリをダウンロードしたスマホをかざすと無料で1個配布されるもので、瀬戸内市に聞いた話では、多くの方の利用実績があるとのことでした。ただ、世界的な半導体不足により、設置機器の一部部品が入手困難な状況があり、新規契約がストップしている状態でしたが、最近になってようやく再開のめどが立ってきたとのことで、早急に導入に向けた検討を進めていきたいと考えております。導入に当たりましては、取り付け費やシステム利用料などの予算を伴いますので、今後、議会にも相談させていただきながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 先ほど担当課長のほうもお答えをさせていただきました、生理の貧困と言われる、経済的理由から生理用品の購入や入手に苦勞し、生理用品の交換頻度を下げたり、トイレットペーパーで代用をするというような、身体的、精神的健康状況に悪影響を及ぼしている方々が少なからずいらっしゃることは、私も承知をしております。本町といたしましても、課題解決に向けて取り組んでいるところでございます。学校での状況につきましては、先ほど担当課長のほうが詳しく答弁をさせていただいたとおりです。生理用品もサニタリー用品の一部だというふうに私も考えていまして、トイレットペーパーと変わらないだろうなというようなことも考えています。トイレットペーパーは様々な施設で無料で配布をしているのですけれども、この生理用品はなぜそのようになってないのかなということも、考えさせられるところでございます。私といたしましては、ジェンダーギャップの是正の観点から、この生理用品もトイレットペーパーと同様に無料設置されている社会を目指してまいりたいと考えていますので、今後、また御検討をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（当瀬万享君） 1番 山野君。

○1番（山野英里君） 私も実際、瀬戸内市に行ってその機械を利用して、すごい使いやすかったのを感じておりますので、ぜひ和気町でも早期導入してもらって、少しずつでもジェンダーギャップ解消に向けて、行政としてできることからしていってほしいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） これで山野英里君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計で、午後1時まで暫時休憩とします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、3番 我澤隆司君に質問を許可します。

3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

和気町には、片鉄ロマン街道、全長を全て足すと34キロ、和気町分だけでも恐らく20キロ程度はあると思

うんですけども、自転車歩行者道が南北に縦断してます。自転車歩行者道の充実という面では、ほかの市町には例を見ない充実を誇っていると思います。質問は、この道をどう考えるのか。今回は、観光ではなく、あくまで通勤、通学とか生活道、それから散歩道、それから健康づくりロードとして、どのように考えるかについてお聞きしたいと考えてます。

まず、最初の質問ですけども、和気駅周辺や曾根、本和気地区は、もっと人に優しい、徒歩と自転車中心のまちづくりができないだろうか。中心部については、元気な人はできるだけ自動車を使わない町、体力の落ちた人も体力の回復や維持を目指す町にすべきだというふうに考えます。その中で、片鉄ロマン街道は中心的な役割を果たせるのではないかというふうに考えてます。このあたりをどのように町として考えるのかお聞きしたい。これが1点目です。

それから、2点目につきましては、国土交通省が掲げておりますウォーカブル推進都市、これは、岡山県内では岡山市、倉敷市、高梁市が宣言しておりますが、このあたりへの登録。あるいは、少し飛躍した提案なんですけども、イタリア発祥のスローシティを目指すことは考えられないか。

以上、2点、提言型の質問ですが、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

それでは、我澤議員からの生活道・散歩道・健康づくりとしての片鉄ロマン街道をどう考えるかとの御質問に対し、まずは健康づくりの面でお答えいたします。

片鉄ロマン街道は、多くの町民がウォーキングやランニングなどに利用されており、健康づくりの面でも貴重な資源でございます。町では、現在、町民にウォーキングなど、日々の健康づくりに取り組んでいただけるよう、日々の歩数を記録していただくウォーキングマップ事業や、一定期間の歩数を競うウォークラリー事業などを行っており、片鉄ロマン街道を歩かれている方もいらっしゃるかと思います。また、片鉄ロマン街道を利用したウォーキング大会やサイクリング大会、ロードレース大会などのイベントも行っております。

今後の事業としましては、鵜飼谷温泉と片鉄ロマン街道を活用して、温泉と食とウォーキングを合わせた事業なども考えておりますが、今後も町民の皆様に片鉄ロマン街道で家族や友人、知人と気軽にウォーキングやサイクリングを楽しんでいただくことができるよう、また日常生活の中でも徒歩や自転車での利用が増加するように、この片鉄ロマン街道という貴重な資源を、町民の健康づくりにおいてももっと有効に活用していくことができるような方策を検討してまいります。徒歩や自転車の利用は、有酸素運動の提供や運動不足の解消、ストレスの軽減、環境への貢献、ガソリン代の節約など、身体的健康面だけでなく、精神的健康や社会的健康の観点からも多くの利点をもたらすことから、これらの移動手段を積極的に活用し、健康づくりに役立てていけるメリットなども発信していきたいと考えております。

次に、ウォーカブル推進都市への登録やスローシティについての御質問でございますが、まずウォーカブル推進都市については、国土交通省が心地よく歩きたくなるまちづくりの取組として、まちなかを車中心から人中心へというコンセプトで全国の自治体に募集しており、今年の7月時点で352団体が応募しています。岡山県内では、県庁通りで道路空間創出事業が実施されているようです。この取組によって、住民の健康増進や環境への負荷低減、交通渋滞の緩和、地域経済の活性化など、様々な地域課題の解決や新たな価値の創造が期待できるものではありますが、主に都市部で取組が行われており、和気町にはなかなかない部分があるのではないかと考えております。

次に、スローシティについてでございますが、スローシティとは、イタリアが発祥で、地域の食や農産物、生活、歴史文化、自然環境を大切にしたい、個性、多様性を尊重したまちづくりを目指す取組であり、国内では気仙沼市と前橋市がスローシティ国際連盟に加盟されているようです。この取組は健康的なライフスタイルの推進に

つながるものだと思いますが、和気町にとってふさわしいかどうか、今後、検討する必要があるかと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 答弁ありがとうございます。なぜ私がこんな提言型の質問をするかと言いますと、今、旧大國家住宅なんかも改修が進んでいますが、今後は公民館であるとか図書館であるとか、和気駅前から、和気閑谷高校もそうですけど、その辺りのどうしても一帯開発っていうのは避けて通れない。そういう中で、より人に優しいまちづくり、今どっちか言うともう車に優しいまちづくりになってるんで、その辺、どっかで切り替えていかないといけない。そういう中で、何かうったてが要るんですよ。人に優しいというのは、言うのは簡単なんですけども、何か施策を出していかないと、そこに落とし込むものがないといけませんので、例えばウオーカブル推進都市っていうの、ウオーカブルって単語、造語だと思うんですけど、ウオークとエイブル、歩きやすい町とか、そういう意味だと思うんですけど、岡山県内では、岡山市、倉敷市、高梁市。先日も高梁市へ行ってきました。3年ぐらい前に宣言してますけども、実際には宣言してるだけで終わってるんですけど、やはりそういう目標ができれば、それに向かっていろいろ考えてます。当てはまらないっていうふうな御答弁でしたけども、例えば中国地方で言えば島根県かな、あれは。津和野町であるとか、香川県であれば多度津町ですか、そのあたりも宣言してます。だから、一概にふさわしくないということはないと思います。何かやっぱり先進的なことをやるべきだというふうに考えてます。このあたり、ぜひ、町のトップである太田町長に、どのように考えるか教えていただければと思います。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 1点目の片鉄ロマン街道の関係については、先ほど言われたように、いろいろ活用することを考えていくということでございますけども、中心的には、先ほど言われた駅前から旧大國家住宅のあの辺りのことを念頭に入れられているのかなということ、再質問を聞いて思いました。それで、私も、歩いて暮らせるまちづくり、これ、いいなと思います。駅前の商店街の跡、あっこ、自動車が今通るようになってますけど、あそこぐらいはもう自動車が入れなくてもいいんじゃないかなぐらいなことは思ってますので、今後の旧大國家住宅の利活用の問題も含めて検討していきたいなというふうには考えています。以前もコンパクトシティー化というようなことで、駅前開発のときにそういう議論もいろいろされてきてはいるんですけども、なかなか、担当課長も言いましたように和気町になじむのかということで、駅の南のほうが郊外型のあいうスーパーができて、そういうような形になってますけれども、どこまで拡大できるかという問題もあります。曾根のほうまでできるのかなというようなこともありますけれども、何か考えていきたいなというふうに思っています。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） どうもありがとうございます。積極的に考えていただけるということで、ぜひそういう人に優しい町を、人と地域が輝くっていうふうな標榜をされてますので、現状、どっちかというとも車と地域が輝くみたいな感じになってるんで、そのあたりは中心部、旧和気だけじゃなくて、旧佐伯地域も含めて、そのようなまちづくりができたらいいんじゃないかというふうに考えてます。たった1万3,000人ぐらいの小さな町なんで、何か先進的なことをやらないと、今後、駄目なんじゃないかなということで提案をさせていただいております。

あと、私も全区間、走ってみましたけど、夏場ということで、あんまり人はいなかったんですけども、その分、じっくり路面とか、木の枝とか、そのあたりを見て回りましたが、安全・安心の道のはずなんですけども、随所に路面の割れとか、そういうなものはないことはないです。そのあたりも。特に路側帯、白線が入ってるんですけども、両サイドに。このあたりが夜間に歩くと非常に頼りになる場所なんですけど、今、随所にないところが、消えてるところが多い。特に駅から南に行くほうですか、セブーンイレブン方向に行く、このあたり、横

に側溝もあつたりして、このあたりの、多分、改善計画っていうのは東備地域事務所との連携かと思えますけども、どのような感じになってるかっていうの、教えていただければと思います。

○議長（当瀬万享君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

自転車の白線についてですが、東備の工務及び維持補修からはそういったような話はまだ聞いておりません。ただ、地元要望で御要望がある場合には、町を通じて県のほうに要望するという形を取っておりますので、それは県の関係の施設は全てそのような形で、区から上がってきた要望書の分について上げていくという形が多々あります。ただ、なかなか県のほうから直接こういうふうにしますよというような前向きな件が割合少ないんで、気づいた点も町のほうから指摘していきたいというふうに思っております。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 御丁寧に答弁ありがとうございました。よく分かりました。

続きまして、災害積立基金、災害対策基金です。これを設けることはできないかという質問をさせていただきます。

内容につきましては、大災害時に迅速に町民を金銭的にも救うために必要と考えるが、いかがでしょうか。

それから、2番目に、他地域での大災害時に、和気町の職員の皆さんを迅速に派遣する際にも必要だと思いますが、こちらのほうもいかがでしょうかということです。

3番目として、財源は、例えばですけど、ふるさと納税なども考えられますけども、いかがでしょうかという質問でございます。

この災害対策基金は、ある町民の方から情報をいただきまして、彦根市が災害対策基金を設けているが、和気町でもできないだろうかということで相談を受けて、質問をさせていただいております。私も7月28日、彦根市のほうに、危機管理課にお邪魔して、お話を聞いてまいりました。先ほどの3問について、お答えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 財政課長 海野君。

○財政課長（海野 均君） それでは、我澤議員からの災害積立基金に関する御質問にお答えいたします。

まず初めに、基金の一般的な考え方について御説明申し上げます。

地方公共団体は、地方自治法により、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金を設けることができると規定されています。基金は地方公共団体が任意に設置できますが、特定の目的が必要となります。よって、新しく基金を設置する際には、どのような災害対策に資金を充てるのかといった、具体的な目的を明確に定義することが重要であります。和気町では、地方財政法の趣旨に従い、年度間の財源調整を行い、翌年度以降における財政の健全な運営に資するため、和気町財政調整基金を設けています。財政調整基金は、地方財政法第4条の4に掲げる場合に限り、これを処分することができるものと規定されています。具体的には、第2号において、災害により生じた経費の財源に充てる時に処分することができるとなっております。このことから、大規模な災害が発生した場合、既存の財政調整基金を活用することで、迅速な災害対応が可能であります。そのため、新しく特定目的基金を設置することは必要ないと認識しております。

参考までに、財政調整基金の現状について御説明申し上げます。令和4年度一般会計の決算において、実質収支額のうち、地方自治法の規定に基づいて2億7,900万円を財政調整基金に積み立てました。したがって、令和5年6月末時点での基金残高は約3.1億円となっております。

次に、議員からの具体的な御指摘についてお答えいたします。

1点目は、大災害時に迅速に町民を金銭的に救うために必要と考えられるがについてです。

現在、災害により被害を受けた場合に、町民への金銭的支援としては、和気町災害見舞金支給要綱に従い、1

世帯当たり最大で5万円の災害見舞金を支給しております。また、災害援護資金として、和気町災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、最大350万円の貸付制度を設けています。この支援制度の財源について、災害見舞金は一般財源で対応していますが、災害援護資金は県の補助金であり、町の負担はございません。

2点目は、他地域での大災害時に職員を派遣する際にも必要と考えられるがについてです。

過去の東日本大震災や平成30年の西日本豪雨災害では、応援の職員を派遣いたしました。これに伴う旅費などの経費は、当該年度の一般財源で対応いたしました。以上2点、いずれの場合も、仮に財源が不足する場合には、財政調整基金の活用により迅速な災害対応が可能であります。

3点目は、財源はふるさと納税なども考えられるがどうかについてです。

ふるさと納税は、ふるさとの様々な取組を応援する気持ちを形にする仕組みであること、また子育て支援や教育に関する事業など、町の取組に共感し、寄附者が応援したくなるような使途でなければならぬと考えております。このことから、災害時を想定し、ふるさと納税の寄附金を積立金の財源として検討することは、ふるさと納税の趣旨からして適切ではないと認識しております。そのため、災害関連の寄附としては、事前に積み立てるための財源としてではなく、実際に被災した後に、被災状況などを明らかにした上で、ふるさと納税を通じて全国に支援を呼びかけるほうが適切であると考えております。

なお、過去において、和気町では、平成30年の西日本豪雨災害時には、被災後にポータルサイトを通じて支援を呼びかけ、151件、約250万円の寄附をいただいております。

議員御指摘の災害支援に使途を定めた基金は、いわゆる特定目的基金と呼ばれ、災害関連経費へ充当する以外には取崩しができないものでございます。よって、町の財政状況が窮地に陥った場合には取り崩すことができないといったデメリットがございます。このようなデメリットを踏まえ、災害に特化した基金よりも、財政的に余裕がある場合には、これまでと同様、柔軟に対応できる財政調整基金に積み立てるべきと認識しております。また、財政調整基金の積立てのメリットとしては、特定目的基金に分散させて基金を管理するよりも、財政調整基金にまとめることで資金を一元的に管理することができ、資金運用の面からもメリットがあると認識しております。以上のことから、大規模な災害に備えて特定目的基金を新たに設置するのではなく、既にある財政調整基金を適切に管理し、決算剰余金がある年度に積立てを行い、対応してまいりたいと考えております。

また、ふるさと納税についても、大規模な災害に備えて寄附を募ることは現時点では考えにくく、災害が発生した際には、過去の例にもありますように、迅速にポータルサイトを通じて支援を訴えてまいりたいと考えております。今後、大規模な災害が発生した際には、財政調整基金を最大限に活用し、迅速な復旧と被災者の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。よく分かるんですけども、なぜ彦根市が災害対策基金を設けているか、そのあたり、理由を聞きますと、2011年の3・11があって、そのとき、消防隊で行かれた方が、目の当たりにして、目の前で福島原発が爆発したと。慌てて退避したらいいんですけど、そのときの危機感を持って、その年にもう議会ですぐ提案して、6月議会で取り上げられて、採用されたということもお聞きしましたんで、なぜそのあたりが必要なかっていうことも、今後、今の答弁で分かるんですけど、確かに財政調整基金、それなりにあるんで、それはそれで迅速に対応ができるということなんですけども、そのあたりも、岡山県で言えば、吉備中央町なんか災害対策基金を持っておられます。額としては彦根市よりも大きな金額を持たれておりますが、そのあたりも今後検討していただければと思います。倉敷の真備の水害なんかでも、国からの保障とか義援金とか、いろいろな自治体の補助なんか合わせて、なかなかそれでも実際足りない。家を修繕して二重ローンになって困っているみたいなの、そういう部分も実際大きくあるんで、防災は非常に重

要ですけど、災害は必ず来るんで、そのあたりも含めて、今後の検討課題にしていいただければと思います。

続きまして、最後の質問でございますが、命に関わる施設の老朽化対策。

命に関わるって、非常に大げさに書いてますが、1番として、長年の懸案事項になってます、藤公園の支柱の問題。建て替えを検討して予算も取っていた年度もあるようですが、その後はどうなっているのでしょうか。今後の補修計画はどのようになっていますか。これが1問目。

もう一問は、25年程度経過している美しい森の木製遊具。こちらは今年度、ある程度の予算、90万円ですか、予算を取って、部分補修もされているようです。ただ、こちらのほうも現場の方に御案内していただきますと、この程度の補修では、今後、すぐ駄目になるだろうという意見も聞いてます。私も3層あるこの木製遊具、上まで上ってみました、床板が弱ってるとこもあったりして、塗装もされてないような状況があります。2件とも根本的な作り直しの時期が来ていると思われまますので、このあたりいかがでございましょうか、教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

それでは、我澤議員からの命に関わる施設の老朽化対策についての御質問にお答えいたします。

最初に、藤公園の支柱の建て替えや補修について、現状の状況はどうなっているかの御質問にお答えいたします。

藤公園の藤棚でございますが、設置から30年以上が経過しており、全体的に鉄骨の腐敗が進んでおります。一部では藤の木に押され折れている部分もありますので、町としましては、将来を見据え、全体的な建て替えを行う必要があると判断し、令和3年度の当初予算に関連経費を計上いたしました。しかし、藤の幹が支柱に絡み合っているため、工法の決定に時間がかかること、また樹木に負担をかけず施工できる期間が年間のうち数か月しかないということなどが判明したため、再検討させていただきたいということで、予算を全て減額した経緯がございます。今後、藤棚の取替え工法等を検証するため、試験的に一区画の取替え工事を予定しております。これにより工法が決定いたしましたら、全体的な予算規模や工期等を検討し、改めて予算を計上させていただきたいと思っております。

次に、和気美しい森の木製遊具の劣化についての今後の考え方についての御質問にお答えいたします。

和気美しい森の木製遊具につきましては、設置から20年以上が経過しており、こちらも全体的に老朽化が進んでおります。昨年度までは応急的な修繕で対応しておりましたが、利用者の安全確保のため、全体的な修繕を進めていくことといたしました。しかし、修繕料がかなり高額な費用となる見込みとなりましたので、緊急度の高いところから、複数年かけ、順次修繕を行うこととし、今年度は緊急度の高い基礎となる柱の補強、取替え工事を行いました。今後は、床板、手すり等の修繕を実施したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 答弁としては分かったんですけど、特に藤公園については、施工のやり方、検討中であるとか、時期の問題、剪定との絡みですよね。だから先延ばしにしてもいいっていう問題じゃないと思うんですよ、多分、これ。何万人も訪れて、その下を通るんですよ。私もお邪魔して、剪定の方に聞いたところ、下から見やあ穴だらけなんで、もう腐食して、鉄骨が。剪定の皆さんも、横の鉄骨についてはもう絶対にはしごをかけないように、危ないんで。そういう状況です。そういう状況の下を何万人のお客さんが通ると。これは本当に大問題になるんで、もしげが人とか、大事故が起これば。これは再検討の余地があるのかなと思います。藤公園ということで、渋川の藤公園も見てきましたが、これも30年ぐらいたってるんだけど、割とここは、コンクリートの疑似木というんですか、あれでやって、全く問題ないっていうふうな現場の意見でした。疑似木がい

いは全然私も思いませんけども。そんな感じでした。

木製遊具についても、美しい森の。これも気になったんで、長船の美しい森です。あそこもたくさん木製遊具があるんで、見たところ、同じ時期にできてるんですけども、全く問題ないです、見たところ。特に和気のほうが施設の劣化が激しいというんで、これも子供が、結構高いんで、和気の木製遊具は、ぜひ早く予算を取るなりしてほしいです。実行してほしいです。このあたり、副町長に教えていただきたいんですけど、今後の対策をどのように考えられるか。よろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） 藤公園の支柱の建て替えや補修については、本当に天板が経年劣化により腐食して大変なことになっておるのは、私もよく承知しております。以前から柵の改修については検討してまいったんですが、現状は特に腐食が進んでいる箇所を部分的に補修しております。柵は藤のツタが絡んでいるため、人命に関わる大規模な天板の落下は起こらないだろうという、そういったとこの判断で、今まで改修をやっていないというのが現状でございます。ただし、万が一のことも想定する必要があることから、担当課長が答弁したとおり、試行的にワンスパンの改修を行い、工法等について早急に検討を行うという必要があります。今回の試行的な工事をやった上で、どういった改修がいいのか、早急に検討して対応してまいります。

それから、木製遊具につきましても、今年度、腐食が特に厳しいところについては補修をしておりますけども、来年以降も、安全確保のために、子供たちが安全に遊べるように、早急に改修について進めてまいりたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 3番 我澤君。

○3番（我澤隆司君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。この命に関わる施設については、先日の山陽新聞にもありましたけども、岡山市にある生涯学習センターの太陽の丘公園というのがあるんですけども、これが長年にわたり親しまれてきた、恐竜型滑り台とか、写真が出てましたけども、このあたりが使用禁止になってるというニュースを見ました。これは、2021年に岡山市内であった保育園の遊具での死亡事故、これを受けて、点検をして不備が見つかったので使用禁止にしたという記事を読みましたが、和気町でも、こういった、もっと施設としては、藤公園にしても大きいんで、人数もたくさん来られますし、こういった不幸な出来事が起きる前に、再度、実際、皆さんで見ていただいて、予算や改修の時期の問題もあるかと思っておりますけども、使用禁止なども含めて、抜本的な対策を講じていただければと思っております。

○議長（当瀬万享君） これで我澤隆司君の一般質問を終わります。

次に、5番 神崎良一君に質問を許可します。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 今日最後、6番目で、議長の許可をいただきましたので、2点、質問をさせていただきます。

私は、前回、それから今回と、一般町民の方から私自身に質問があつて、んって、私が即答できないようなことを聞いております。今回は2点で。

まず、1点目、バイオマス発電事業について。

これは、太田町長のほうも、町としてやるのではないけれども、一般企業がやるのであれば積極的に応援する、支援するというようなお言葉はいただいておりますが、一方で、この資源となる広葉樹、これについて少しお尋ねしたい。

1点目が、和気町が今策定してる森林整備計画、こういうのがあります。これが一体どういうものか。

そして、この整備計画は今年4月1日に改定されたと、こう聞いております。その改定点は何か。

そして、もう一方で、和気町森林、今度は経営、経営計画。文字がちよつと違います。整備計画ではなくて、

経営計画たるものも、今、策定中だと聞いております。このあたり、この内容がどういったものなのか、説明願いたい。

そして、それらがバイオマス発電の燃料の確保に何か役に立つのかどうなのか、何かつながりがあるのかどうか、そこらあたりを教えていただきたい。

そして、今、皆さんも御存じだと思いますが、脱炭素への挑戦ということで、ずっと山陽新聞社が連載をしておりますが、その、例えば今年の9月2日号、成長の早い柳に光を当ててというか、注目して、和気町は広葉樹を使ったバイオマスと言ってるので、当然、早く育ってすぐ大きくなる、そして資源として使えると、こういったお話が山陽新聞に出てましたので、新聞に。そして、その中に、ただ単純に柳だけでなく、センダんだとかユリノキとか、寒さや気温も関係しますが、ただ岡山県森林研究所はそういったものを研究してるというようなことなので、広葉樹だから、皆さん、勝手にやってくださいよじゃなくて、和気町の資源である広葉樹を使ってやろうとしてるんだから、当然このぐらいの知識は持ち、かつそういった補完できる、今、刈ってしまったらそういった燃料がなくなるわけだから、燃料資源として、そういった、早く育って使えるものをどのように考えているのかなど。そういった点を質問いたします。お願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

それでは、神崎議員のバイオマス発電事業についての御質問にお答えします。

1点目の、和気町森林整備計画についての御質問についてでございますが、森林整備計画とは、岡山県の地域森林計画に沿って市町村が策定する10か年の計画のことでございます。森林関連施策の方向や森林所有者が行う伐採や造林などの森林施業の標準的な方法などを定めたものとなっております、その市町村の森林、林業のマスタープランとなる計画でございます。

令和5年4月1日の改正内容でございますが、上位計画である岡山県地域森林計画の改定に伴いまして、和気町森林計画も時点修正する必要があり、区域内の資源量の一部変更、それから不要な計画の削除など、軽微な変更を行っております。

次に、和気町森林経営計画についての御質問にお答えいたします。

森林経営計画とは、森林の所有者、または森林の経営の委託を受けた者が、自ら森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5か年の計画のことでございます。森林整備計画との大きな違いは、森林整備計画は市町村が策定するものでございますが、森林経営計画は森林所有者、またはその森林の経営の委託を受けた者が策定するものでございます。

次に、森林整備計画や森林経営計画はバイオマス発電の燃料資源の確保につながるのかの御質問についてお答えいたします。

森林整備計画は、木質バイオマス発電事業にとっては直接的には特段の影響はないと思われませんが、森林経営計画は、バイオマス発電の燃料資源の確保につながる可能性があると思われまして。その理由でございますが、木質バイオマス発電で発電した電力は、基本的には電力会社に売電します。その際、発電に使用した木が森林経営計画の対象森林から伐採されている場合は、国の制度により、売電価格が大幅に高くなります。売電価格が上がるということは、仕入価格もそれに伴い上がる場合が多いので、チップ工場及び伐採事業者にとっては、森林経営計画の対象森林から木を伐採するほうが売値が高くなり、収入増につながります。木質バイオマス発電事業を進めるに当たっては、町内で木を伐採するものを増やす必要があると考えております。そのためには、伐採業者にやる気を起こさせる取組が必要ですので、町では、昨年度より伐採候補地の調査及び森林経営計画の策定支援を行っており、今年度におきましても、引き続き計画の策定支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、早生樹である柳がバイオマス燃料として注目を浴びているが、それを踏まえた今後のバイオマス発電事

業進展について、本町の考えはこの質問についてお答えいたします。

本町の木質バイオマス発電事業の大きな課題としまして、1つは燃料資源の確保がございしますが、もう一つは、伐採後の山の管理の問題があります。当発電事業は、伐採後に適切な更新による森林資源の循環的な利用が求められております。萌芽などによる天然更新が行われない場合は、当然、植栽など、考えていく必要がありますので、その場合は、議員がおっしゃられますような、柳などの成長が早い樹種の活用も検討していく必要があると思われまます。

以上、御説明しましたとおり、今後、本町での木質バイオマス発電事業を進めていくに当たっては、引き続き伐採事業者の育成による燃料資源の確保及び伐採後の山の適切な管理などを検討しながら、誘致対象企業との協議を進めていき、発電所誘致を実現したいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、御理解と御協力のほどをよろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 追加っていうか、2回目の質問ですが、和気町森林整備計画は10年計画だということで、今はいつからいつまでの10年間になっておられるのかというのが1点と、森林経営計画は今策定中って、特に町がするじゃなくて、所有者だとか、所有者から委託を受けた業者がするもんだということを聞いていますが、それらはまだできてなくて、今、そういう方がやっておられるというのが現状でしょうか。

それと、バイオマス発電とそれらの計画の関連性はといったときに、森林計画ですかね、整備計画ですか、どちらもかな。どちらかかどっちもか、はたまた片方だけか、そこの土地で成長した木を切れば売電価格が上がるとおっしゃるから、当然、木の売値も上がるっておっしゃるので、それはもうちょっと具体的に言っていたらと、どこが計画地なのか、今分かるのか、言えるのか、はたまたこれからこの地をするんだというのか、そのあたりの説明をお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） ありがとうございます。まず、1点目の森林整備計画につきましては、計画期間で言いますと10年の期間を定めるということになっております。策定につきましては、5年ごとということでございますので、この4月1日で改正となっておりますので、令和5年4月1日から令和15年3月31日までということの策定でございます。

それから、森林経営計画につきましては、先ほど説明もさせていただきましたが、要は森林の所有者、またはその森林の所有者から、作業等々委託を受けた者が作成するというものでございまして、今後、バイオマス事業を進めていくに当たりまして、ある程度の優遇措置的なものが受けれるということもありますので、それに対して、町が森林計画の支援業務ということで、昨年度、それをつくったということでございます。

それから、森林整備計画につきましては、バイオマス事業と直接の関係はないというふうに思っております。森林経営計画につきましては、先ほどのバイオマス事業に対する優遇措置とか、そのほか森林で得た所得に対しての税制措置とか、そのあたりのところの優遇措置等もありますので、そちらのほうでそういった優遇措置が受けられるというふうに聞いております。

すいません、計画地でございますが、現在、バイオマス事業、検討で進めております。昨年度、町内で12か所の計画地を調査しております。今後、その森林経営計画も併せて、そういう提出等がございましたら、それを基に、そういった計画地、このあたりの山であれば、こういった材積とか面積とか、そういった情報がお伝えできるような状況になっております。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） それでは、少し整理しますが、和気町がこの令和5年4月1日から策定を10年間しま

した。和気町森林整備計画は、一切、売電価格には影響しない。そして、今、策定をされておられるであろう、所有者がやる、もしくは所有者の委託を受けた業者がやる森林経営計画で指定された場所、計画された場所は、そこで育った木を切れば、1つは売電価格、買ってもらえるのと、それから税制面ってというようなところで有利な点があるよということですよ。現段階では、その森林経営計画は、一切まだどこからも提出はされておられないんですか。ということは、今、12か所指定をしてというか、計画地があるというのは、事前の打診みたいなのがあって、町のほうはつかんでおられるということでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼します。

その候補地につきましては、町内で約15ヘクタール以上のまとまった山が確保できる場所を選定させていただきまして、それを基に12か所、選定しております。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 最後の質問になりますが、一応そういう形で和気町森林経営計画が策定中であるということなので、できれば和気町の業者が、多々そういったことに参入されて、有利な資源をつくることによってバイオマスがまた一段とやりやすくなるというように考えておりますので、町のほうのフォローといいますか、今、おっしゃったように、出し手は所有者だったり委託業者ではあるけれども、そういった国のメリットだとかのところをどこまで知ってる分かりませんので、非常にアドバイスをしてやっていただけたらと思います。

それから、柳等も、今度、検討されるということなので、ぜひ、早く木が大きくなれば、それだけ回転率がいいというのか、そういうふうに思われるので、その辺のフォローもお願いいたします。答弁のほうは要りません。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） ありがとうございます。森林経営計画は、町のほうがサポートする形でやっています、先ほど担当課長のほうからありましたように、今、12か所のところを、おおむねもう選定はしてるんですけど、そこがどうできるかというのは、また今後の課題でございます。

それで、林業が盛んではない本町でございますから、木質バイオマス発電を進めていくに当たっても、本当にどれだけ木を出せるかということが、もうこれ、勝負になってきますので、出せる方々の育成を今後進めていかなければいけませんし、そういう民間業者、ここならできるなという民間の業者の方がおられたら、バイオマス発電も勧めてまいりたいというふうに考えているところです。

それから、広葉樹でございますから、広葉樹を伐採すると、大体15年周期でまた再生をしていくというふうに言われてますけれども、なかなか計算どおりはいかないでしょうから、裸になったところでなかなか再生が難しかったら、早く育つ木を植えていくというようなことも、方法の一つとしてはあるんじゃないかというふうに考えているところです。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 2点目、公用車両、町が購入する車は多種、多岐にわたりますので、なかなか難しいんですけど、その公用車を入札する、これは当然、普通入札していきますから、よくそれは議会でも議案として上がって、いいかなってようなことで、我々はオーケーを出しますが、町民の方からいろいろ言われるのは、その庁用車について、必ずその庁用車を落としたところが車検をすると。それはそれでいいんでしょうけど、そうしたらいろんな管理がやりやすい、便利だ、車検の見積りを取らんでええ、いろんなことがあるでしょうけども。そしたら、入札は安く入ったけど、結局ひもつきなので、車検が高く来たらどうなのと言われて、私は説明できなくて、困りまして、2か月ほど前に、町は昨年度の決算が忙しかったから返事が出なかったっていうのは当たり前だけど、私としては、一町民から聞かれて、1というか、二、三人いらっしやるんだけど。公用車の入札

と車検の関係はどうなってるの、資料はないの、何か出してくださいよと言って、2か月たったけど出てこなかったの、やむを得ず、ここで一般質問させてもらってる、こういう状況の質問なので、何かやりづらいもんがあるかもしれませんが、言える範囲でっていうよりは、町民の人がそうやって知りたいと言っとるんだから、ある程度の数字的なものを出してほしい。ということで、1番目が、過去10年間の入札実績。

2番目が、過去10年間の車検実績。ここで言うときますけど、町のほうは5年間しか書類は保管する義務はないので、それは無理な話なんで、その辺は適当に、短くしていただいて結構です。

3点目、それがどういうものかが分からないから、私は、ただその数字が知りたい、それだけの話なんです。知ってからじゃないと3点目は言えないんだけど、見て判断したかったんだけど、数字が出てきてないので。ただ、町民の方が、今後の公用車の入札方法と車検の在り方は、前はばらばらだったということもあったって聞いてるんで、ばらばらであったのが一本化された経緯だとかについてお話をいただけたらいいのかなということで、3点目、そういう質問をしております。お願いします。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 永宗君。

○総務部長（永宗宣之君） 失礼いたします。

それでは、神崎議員の公用車の入札、車検についての御質問にお答えをさせていただきます。

先般の質疑でもお答えはしましたが、初めに公用車の保有、管理状況についてでございますが、町所有の自動車は、令和4年度末現在、乗用、貨物、バス、じんかい収集車等で75台、消防団に管理を願っております消防車両が57台、本庁舎等で庁用車として利用しております、リースにより管理運用しております車両が18台、合計150台となっております。特殊なものを除き、町内事業者からの調達、車検としております。

では、まず1点目の過去10年間の公用車入札実績についてでございますが、先ほど議員おっしゃいました、庁用車購入に係る文書、支出伝票等の保存年限が5年であること、庁用車の購入、入札に係る事務が、総務課並びに各関係課において直接執行される案件もあることなどから、過去10年間の実績の詳細は確認できなかったことをあらかじめお断りをさせていただいた上で、車両の登録年月日、あるいは財務システムの支払い履歴等のデータ等から、考え得る範囲で私のほうでお答えをさせていただこうと思います。

平成25年から令和4年度までの10年間で、町内の事業者からの車両購入は、学校・園の統廃合などに伴うスクールバス9台やクリーンセンターのじんかい収集車等を含めまして、台数が26台、18回の見積入札を実施いたしまして、6者、6つの事業者から納品をいただいております。平成30年度からの直近5か年では、庁用車の調達方法を購入方式からリースの方式へ一部シフトしたこともありまして、5年間では2者から購入が4台、5者からリース18台を調達をしておるとい状況でございます。

次に、過去10年間の車検実績はとのお尋ねでございますけども、令和4年度におきまして、町所有の車両48台、消防団に管理を願っております消防車両30台を、町内13事業者にお世話になっております。また、令和3年度におきましては、町所有の車両が49台、消防関係車両25台を、町内15事業者で車検をお世話になっております。車検は、おおむね1年、もしくは2年ごとということでございますから、令和2年度以前についても、ほぼ同様の実績であったと考えられます。消防車両以外の車検につきましては、町内の取扱い希望の事業者の方におおむね均等な台数の割り振りをさせていただいて、車検を受検しておるところでございます。消防車につきましては、配備されている地域の状況、あるいは諸事情、それぞれ以前からの経緯というような諸事情もございますので、各事業者における取扱い台数は様々で、均等な台数とはなっておりません。

それと、議員の御質問にありました、入札で落札した事業者が以後の車検を自動的に継続的に手配ができるという運用が、返って高くつくようなことにはならないのかというようなお尋ねでございますが、一般的に本庁舎等で運用しております庁用車の車検に当たりましては、事前の見積徴収等によります単価競争等は行っていない状況でございます。これは、行政経費の節減を図るべきという考え方もございますが、町内事業者の育成といっ

たような観点から、これまで特に落札事業者であるかどうかに関係なく、おおむね均等な台数の配分をさせてきていただいております。その単価が高いかどうかといったあたりは、車検を業者のほうからの事後の結果報告、請求書等を基に検収、審査をさせていただいて、支払いをさせていただいております。御存じのように、車検につきましては、自賠責保険料、重量税等の法定費用のほかには、法律に定められました57項目の点検に要する車検の基本料金、保安確認検査料、検査の代行手数料といったような経費となっております。あと、当然、点検の上で交換部品が必要であれば、部品代並びにその交換手数料といったような経費となりまして、各事業者からの請求書等も、私、業務で確認をさせていただくことも多いんですが、それぞれの項目については、単価に幾らかの、若干の違いはある分とも、おおむね適正な内容で車検受検をさせていただいて、請求がいただいているものということを確認をさせていただいております。

もう一点、落札事業者が以後の車検をと、そこら辺が変わった経緯をということでございますが、バスや特殊車両等、各業者に均等に割り振りをするというような形で運用していたものを、平成29年度以降、落札事業者がその以後の車検について受け持つというようなことに取扱いが変更されたと聞いております。ただ、そのときが、どうしてそのような取扱い変更したのかというあたり、資料を探してみたいんですが、当時の担当者も現在おりませんで、資料等もございませんでしたので、その詳細は確認ができておりません。ただ、平成29年以降ということになりますと、購入車両は4台にとどまっているという状況でございます。あと均等に割り振っておるということですから、落札事業者が以後の車検で単価を云々ということはないのではないかとこのように、担当者、私といたしましては考えておるところでございます。

最後に、今回、金額等の数字を示してほしいということでございましたけれども、具体的に、車検に際して、部品交換、あるいはそれに対する手数料、ここの単価設定というのは業者それぞれでありますし、請求書も様式も統一されておりませんので、一般的ところで比較ができるような形での資料提示はできていないところでございます。

併せまして、今回、資料請求はしたけれども出てこなかったという御発言でございましたが、私は今回の一般質問の通告をいただくまで、そういったような資料請求等について正式にお伺いをした記憶がございませんので、念のために申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） じゃあ、2点。

1つは、平成29年ぐらいだから、いらっしゃらない人が多いし、ただ副町長は分かるか分からんけど、全然部署が違うし、教育関係だって、誰も分からない。だから、なぜ車検と入札を一緒にしたかは、全然誰もつかめてないということなんですよ。そこの再確認と、数字が欲しいのは何でかって言うと、そりゃあ、皆さんを信じてるのは事実だけど、こういうときって、町民が言っとるから、私、言っとるだけだから、私は皆さんを信じますし、それをピンポイントで、無作為抽出で3台とか2台、出せませんか、それは。無理ですかね。お答えください。何年何月の何々という車を買った、それと車検の明細を全部出してくれっていったら出せませんか。たくさん言いません、1者か2者になりますけど、そういうことはどうでしょうか。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 永宗君。

○総務部長（永宗宣之君） 資料請求ということでございますので、1台ないし2台ということでございますので、どういったものがということで、もう少し詳細に絞っていただければ、対応はさせていただこうというふうに思っております。

それと、先ほどの答弁とも繰り返しになりますが、従来、均等に、入札には関係なく台数を割り振っておったものを、平成29年以降は落札事業者にとこのようにございまして、今、処理しております台数としては、町内事

業者の方に均等に割り振っておる台数が圧倒的であるという点は御理解をいただきたい。今後におきまして、そういったような懸念が生じるとか、疑念が生じるといったようなことがありましたら、それはもう随時見直しということはさせていただこうというふうに思っております。

ただ1点、私が自動車業者からお伺いをした中の話では、車検は決まった検査項目があるので、とっぴにどうか、初めてでも当然検査はできるけども、1台の車を経年続けて見させていただくほうが、より点検もしやすくていいと思うんだけどなというような声を聞いておるといこともございますので、今の取扱いで問題はないのかなというふうに、私自身、考えております。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 資料請求については、またきちっと議長とよく相談して、やるかやらんかは決めます。一応こうで。

あとは、町長にお聞きしたい。こういった入札と車検が一緒になるようなことで本当にいいのか。それが逆に町の公費が無駄にならないのかどうかというあたりの、町長の御判断をお聞きしたい。ばらばらにするほうが経費がかかると思われるのか、そのあたりのお考えを聞いて、これで終わりますから、お願いします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 入札で車を買われた業者がまた2年後に車検をしても、違う方がされても、同じ車であれば、大体おおむね同じなるのではないかとというのが私の思いです。もう必要経費と言われる部分は決まっています。あと交換部品と手数料ということですから、さほど、どなたがされてもそんなに変わりはないんじゃないかというのが私の思いでございます。和気町で事業をされてる方々は、皆さん、そういうことで、真摯に仕事をされている方ばかりだというふうに思っていますので、今のままでも十分問題はないんじゃないかと思っています。

○議長（当瀬万享君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） この件は、当然、私も和気町に生まれ育って、和気町の業者を信じたい、当然です。一方で、そういう疑念を抱いてる和気町民の方々もおられる。はたまた一方で、ビッグモーターズ、大手だからできるのか、それは知りません。しかし、自動車業界にそんなことがあるとなれば、やっぱり疑うのはよくないと思っても疑ってしまう。申し訳ない。だから、私は、疑ってどうこう言っとるんじゃないかと、数字を示したらちゃんとこうなってるがって言ってたら済む話でしょって言いたいですよ。その数字が出なくて、こんなことを言いたくないから言ってるだけです。町長がおっしゃられたように、どこに出しても一緒でしょと。数字がちゃんとあるんだから、数字で分かる話だから。それが出さえすればいいだけだと私は思ってるし、町内の業者も疑いたくない。それから、こういう話をしてくる人も疑いたくない。当たり前ですよ。ここで生まれ育ってやってるんだから。当然ですよ、そんなことは。だから、それは抽象論、思いじゃなくて、実数値だけです。ありがとうございます。

○議長（当瀬万享君） これで神崎良一君の一般質問を終わります。

本日の一般質問はここで打ち切り、明日9月20日午前9時から引き続き行います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後2時16分 散会

令和5年第8回和気町議会会議録（第15日目）

1. 招集日時 令和5年9月20日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和5年9月20日 午前9時00分開議 午前11時16分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 山野 英里	2番 山田 浩子	3番 我澤 隆司
4番 従野 勝	5番 神崎 良一	6番 山本 稔
7番 居樹 豊	8番 万代 哲央	9番 山本 泰正
10番 広瀬 正男	11番 西中 純一	12番 当瀬 万享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 太田 啓補	副 町 長 今田 好泰
教 育 長 徳永 昭伸	総 務 部 長 永宗 宣之
危機管理室長 河野 憲一	財 政 課 長 海野 均
まち経営課長 寺尾 純一	税 務 課 長 豊福 真治
民生福祉部長 万代 明	住 民 課 長 竹内 香
生活環境課長 山崎 信行	健康福祉課長 松田 明久
産業建設部長 田村 正晃	産業振興課長 岡 恵一
鵜飼谷温泉支配人 大竹 才司	都市建設課長 西本 幸司
総務事業課長 井上 輝昭	会 計 管 理 者 清水 洋右
教 育 次 長 新田 憲一	学校教育課長 嶋村 尚美
社会教育課長 森元 純一	
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝 日出樹
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 6番 山本 稔 2. 11番 西中純一 3. 9番 山本泰正	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、昨日19日に引き続き一般質問を行います。

それでは、6番 山本 稔君に質問を許可します。

6番 山本君。

○6番(山本 稔君) 皆さん、改めましておはようございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私からは、一応通告の3項目質問させていただきます。

まず、1項目めですが、今後の観光振興をどのように行うかでございます。これについて伺いたいと思います。

①として、高原の宿ロマンツェは、指定管理で営業されております。前に、私、こういうことをしたらいいんじゃないかということで、キャンプ場を造ってほしいと言っております。キャンプ場は既にあるんですが、バンガローというんか、ロッジですか、あの下にあるんですが、指定管理の方に言わせますと、あそこのロッジに来るお客とそれからキャンプに来るお客とのいざこざがあって、なかなかお勧めしてないんですという答えが来ました。それで、コロナ禍にはキャンプを通してほかのところはたくさんお客が来られておりましたが、ロマンツェにおいてはもうほとんどキャンプのお客が来てなかったんです。宣伝もしてなかったんですが、そういうことで、キャンプ場はあるんですが、使われてないという状態でございます。

そこでまず、ちょっとお金をかけないといけないんですが、今プールとコンベンションホールですか、あその間に駐車場があるんですが、あそこをすぐ近くまで電気が通ってると思っていますので、電源を何か所か引っ張ってブースをつくって、オートキャンプ場を併設すると、そこら辺にたくさん来られるんじゃないかと思うんですが、そういうようなお考えはまずないでしょうか。

そして、昔ですと、ゴルフ場とタイアップして、ゴルフ場のお客にロマンツェのほうに泊まっていただくというような試みもしておりましたが、今はゴルフ場がありませんので、なかなかそういう取組はできないんです。ですから、りんご祭りとかそれからあとのお祭りとかを利用して泊まり客を誘致できるような感じで運営をしたら、指定管理の人も少し楽になるんじゃないかと考えております。

また、ほかにこのりんご園とか周りの観光をPRして、ロマンツェに泊まっていただくような方策がありましたら、そこら辺もお伺いしたいと思います。

②でございます。

これは、片鉄ロマン街道を利用した取組をもうちょっと増やすべきではないかということで、お伺いしたいと思います。

私も、いろいろと回っておりますと、町外から来られた方はやはりロマン街道はもう和気町の財産だということで、このロマン街道を使っているいろんなことを組み合わせたらどんなんですかということをお伺いしております。ですから、この片鉄ロマン街道を使ってサイクリング大会、それからロードレース大会、そしてウォーキング大会、そういうものをりんご祭りとか、今ふるさとまつりのほうは一緒に何かやってみようと思いますが、そう

いうふうにして合体させて運用したら、もっとお客が時間をかけて和気町にとどまってくれるのではないかというところをおっしゃっていただきましたので、こういうふうなコラボの企画も考えてほしいなということで、こちら辺の考えについてもお伺いしたいと思います。

3番目は、吉井川の河川公園です。

この前まで使えなかったんですが、芝生がきれいになって使えるようになりました。ここはもうサッカー場だけで使用方法が決められるのか、それともほかの使用方法ができるのか、そこら辺の使用方法の事柄を少し教えていただきたいと思います。

そして、一番上です、車が回るところをつくったところですが、その下も芝生の広場ができておりますが、これはどういうふうにするのか、お考えはあるのか。

そして、今下流側にバーベキューをするところがありますよね。あそこは、もうバーベキューだけではなかなか人が来ないと思うんで、あそこら辺、キャンプも併設してできるようにしたらどんなかなと。前、河川公園でキャンプをさせてくれというようなお客さんがおられまして、あそこでキャンプして、お風呂は鶴飼谷温泉へ行って、それでバーベキューなんかをして楽しむと便利がいいんですが、トイレがないのがいけないんではないかということをお伺いしております。まず、バーベキューのところですが、土手をまたいで、今ゴルフ場の管理棟がある辺はトイレがありますので、もうちょっと上側に、土手の周りでもええですが、トイレと、水をくめるようなところがあれば、あそこら辺でキャンプもできるんではないかという話を伺っておりますので、そういう点も少しお伺いしたいと思います。

それから最後に、4番目、和気町の歴史と自然景観を利用した観光ルートの提案をしたらどんなかなと思っております。前にも、何か吉井川流域のことで、そういうふうな観光ルートを考えるというような発想もあったかと思っております。そういうふうな、他市町との組合せも併せて、和気町の自然と歴史を組み合わせた観光ルートの開発をやはりするべきではないかと思っております。もしそういうふうな考えがあれば教えていただきたいと思っております。

今言いました4つとも、和気町の鶴飼谷温泉とかロマンツェを利用していただくためには、どれもなくてはならないような計画だと思っておりますので、ぜひそこら辺のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） 失礼いたします。

それでは、山本 稔議員の今後の観光振興をどのように行うかの御質問にお答えいたします。

最初に、高原の宿ロマンツェの活用方法について。

りんご祭りやりんご狩りのタイアップ企画やその他の活用方法はの御質問についてお答えいたします。

高原の宿ロマンツェは、スポーツ合宿などの団体客をターゲットにした宿泊施設であり、現在は指定管理者制度にて運営しております。近年は、新型コロナウイルス感染症を契機に利用が大幅に減っており、大変厳しい状況が続いております。観光振興におけるロマンツェの活用方法ですが、和気町総合計画にも記載しておりますスポーツを核とした交流の推進における一つの拠点となり得ると考えておりますので、さらなるスポーツ合宿の集客に向けての戦略、またサイクリングやトレイルランなどの立ち寄り場所としての活用などを検討してまいりたいと考えております。

また、りんご祭りやりんご狩りのタイアップ企画についてでございますが、観光りんご園はロマンツェと一体的な施設配置となっておりますので、りんご狩りができる宿泊施設としてSNS等も利用しながら、利用客増加に向けた情報発信を今後積極的に行っていきたいと思っております。

次に、片鉄ロマン街道を利用した取組を増やすべきではないかの御質問にお答えします。

片鉄ロマン街道を利用した観光振興の現在の取組としましては、レンタサイクルの貸出しをはじめ、ふるさと

祭りと併せたウォーキング大会の開催や他の自治体と連携したスタンプラリーの開催などがあります。今後は、スポーツや健康づくりの観点も取り入れ、イベントの開催だけでなく、インフラやサポート体制の整備などの様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、吉井川河川公園の活用方法についてはでございます。

吉井川河川公園では、昨年度芝生化を進めました。今年のと文字焼きまつりでは、例年と異なり砂煙が上がらなかった、敷物がなくても座って花火が見られたなどの声をいただいており、祭りの一助となったと考えております。芝生化から1年が経過して定着したこともあり、今後は町内外のスポーツ愛好者に活用していただくべく、予約を開始しております。あわせて、芝生化記念事業として、小学生年代を対象としたサッカー教室も企画しており、利用促進を図っていきたくと考えております。

また、その上手にはグラウンドゴルフ場があり、多くの愛好者に利用していただき、町を越えた広域の大会も開催されております。今後も、スポーツを核とした交流の推進の拠点として引き続き活用していきたくと考えております。

次に、和気町の歴史と自然環境を組み合わせたものを考えてはどうかの質問についてお答えします。

こちらにつきましても、和気町総合計画において、和気清麻呂や広虫など、地域資源を生かした観光の振興を目標の一つとして挙げているところでございます。例えば岡山県史跡の天神山城や戦国時代の山城でもある和気アルプスなどは、多くの登山客に利用をいただいております。これらをうまくつなげることで、地域の歴史を学び、体験できる観光プログラムを構築していくことは重要と考えております。今後、地域資源を活用した形でのモデルコースを設定するとともに、パンフレット等で周知できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、ロマンツェでございますが、スポーツを核としたことですが、今できるのはサッカーとテニスメインだと思います。ほかに集客するところは、スポーツといってももう体育館もありませんし、中にあるのはコンベンションホールだけということですので、こういう限られたスポーツしかあそこを使えないということで、やはり大阪のほうからテニスとかサッカーのチームが毎年来られているようですが、やはりこれからはもう少し広げていかないといけないという意味で、私がさっき言いましたキャンプ場とかを使えるようにして、もう少し集客に努力するべきではないかと。指定管理の人に全部任せるというのではなく、やはり町としても何かお助けをしたほうがいいのではないかと考えております。

それから、ロマン街道ですが、ロマン街道は今さっきおっしゃられましたように、レンタサイクルもできとんですが、そのレンタサイクルも今度少し新しくなったんですか、まだですか、よう分からんのですが、何か新しくなるというようなことで、利用客が増えれば増えるほど、周りの催物、そういうところにも行きやすくなるんじゃないかと思っておりますので、ロマン街道を何とか利用してもらうようなお祭りの計画をするようにしていただきたいと思っておりますので、この考え方についてどうかということをお聞かせください。

それから、4番目、歴史と景観を使ったルートですけども、登山とハイキング、そういうふうなルートに決まっておりますが、和気町は自然が豊かで、自然保護センターもありますので、そういうところをバスで回っていくようなルートを創設しておくべきではないかと思っておりますので、そこら辺の考え方をひとつお聞かせください。

○議長（当瀬万享君） 総務事業課長 井上君。

○総務事業課長（井上輝昭君） 失礼いたします。

先ほどロマンツェにつきまして議員のほうがおっしゃられましたキャンプ場についての御質問にお答えをしたいと思います。

ロマンツェにつきましては、平成16年から施設の一部を指定管理制度によりまして、現在令和4年4月から令和9年3月31日までの5年間で現在の指定管理者の方と契約をしておる状況でございます。

キャンプ場につきましては、現在あるキャンプ場の利用者の方とログハウスの利用者の方が過去に騒音等がありましてトラブルがあったということで、積極的にはキャンプ場のほうは使ってないという状況になっております。

今御提案のありましたコンベンションホールとプールの中のスペース、今駐車場になっているところでございますが、そこをオートキャンプ場にどうかという御提案がございました。今現在、ロマンツェにつきましては、施設の老朽、それからスタッフの不足等によりまして運営上困難な問題もかなり抱えておる状況になっております。新たな集客のためには、先ほど言われましたとおり、新たな投資、それから人員等も必要となるということもありますので、そのようなオートキャンプ場につきましても、指定管理者と一緒に協議を行い、今後の方策のほうを考えていきたいと考えております。

○議長（当瀬万享君） 産業振興課長 岡君。

○産業振興課長（岡 恵一君） ロマン街道についてでございますが、ロマン街道につきましては、たくさんの方がウォーキングなり、ランニングなり利用されて、健康面でも貴重な資源と考えております。この利用につきましては、なかなか単体での利用というのは難しいと思いますので、その他のイベントとかその辺も合わせて利用の増進につなげていきたいというふうに思っております。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） まず、先ほど来言われましたキャンプ場ですが、オートキャンプ場をできれば造ってほしいんですが、その前に騒音等の問題でロッジの方ともめたことがあったということですが、そこら辺はもう使用の禁止ルールをしっかりとつくって、それが守られなければもうすぐ帰っていただくというような強気の方法に出ないと、やはりごみも捨てっ放しとか、駐車したらいけないところに駐車するとか、いろいろ問題があると思うんですが、指定管理者の方は優しい方でなかなか注意ができないということでございますので、そういう禁止ルールをしっかりとつくって、そしてもう全部の施設がちゃんと使えるようにしていただきたいと思っておりますので、そういう禁止ルール、そこら辺を考えてつくっていただくのと、通路が少し狭いんですね、あそこのキャンプ場のところまで行くのが。その幅ができればちょっと問題が解決できるんじゃないかというようなことも考えておりますので、そこら辺のことも少し考えて取り組んでいただきたいと思っております。

それから、ロマン街道なんですが、僕が言いますのは、りんご祭りをしょうりますね。そしたら、ロマン街道でもウォーキング大会をするとか、ロードレースをするとか、そういうことをして、そうしたらあそこのりんご園上がり口からバスでピストンをするとか、そういうふうなことをしておけば、ちょっとでもお客の流入が見込めるんじゃないかと思っておりますので、ですからコラボというんか、一緒に祭りをするということをしたらどんなかということでございますので、そこら辺は日にちの問題と企画ができればできると思っておりますので、考えていただきたいと思っております。

それから、もう一回最後に。

先ほどお答えがなかったんですが、歴史と景観を考えた観光ルートのほうを、また何かお考えがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 森元君。

○社会教育課長（森元純一君） 失礼します。

お答えをする前に、まず最初のときに質問がありました芝生化されたグラウンドはサッカー以外もできるのか

どうかという点と、さらにその上手のところに整備されたところを含めてなんですけれども、いずれも多目的で使用いただくことは可能かというふうに考えております。ただ、1年がたちましてようやく募集をかけたところですので、広報をしかけたところで、まだ十分に告知も広報もできておらず、今後これは強めていきたいというふうに考えております。

なお、議員御指摘の防災訓練で使用した仮の河川敷のあたりについてですが、これは国土交通省が防災訓練のために整備をした部分でございまして、今のところうちのほうで何かしらできるといったところではないので、協議も必要となるために、新規の活用は計画ができていない状況でございます。キャンプなどによる観光や交流人口の増加については、既存の美しい森のキャンプ場等々の活用を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

それとともに、先ほど今御質問いただいた歴史と自然景観を組み合わせたものについてをバスで巡るようなコース等々については、先ほど産業振興課長から答弁がありましたように、いろいろとモデルコースみたいなものを設定しながらパンフレット等をつくって公開できるようにしていければいいなというふうに考えているところでございます。

○議長（当瀬万享君） 副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） ロマンツェの活用方法についての御質問がございました。これから指定管理者が現状を見据えた今後の取組と課題についてレポートを提示いただきまして、近々打開策について話し合いの場を持つことにしております。スポーツ&リゾートの強みを発信して、集客するための企画開発するためにはどのような取組が必要か、管理者と十分話し合いをこれから持っていこうと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 最初のところで、ふれあいパークのことを今言われました。これ実は、御承知のとおり、組合議会のほうでの運営になってます。ふれあいパークの運営協議会でございますので、そこでの検討が必要だろうというふうに考えています。あそこにあった遊具などももう古くなって撤去をしたというようなことにもなっていますし、今後どのように利活用できるのかということも含めて、運営協議会などでも検討をしてみたいなというふうに思っています。よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） いろいろとありがとうございます。

まず、早急にルートの選択等をしていただいて、なるだけ拡散をしてアピールをして集客をしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、2番目でございます。時間もないので、これは簡単にお答えできると思います。

ゲートボール場の今後についてということでございますが、和気鶴飼谷体育施設屋内ゲートボール場を他の目的で使用するという方針が出てきております。

そこで、あのゲートボール場については、ゲートボールを現在されている方が少ないのは事実でございますが、1団体あると思います。それで、その方々に了承をいただいたのか。

それから、今後多分和気ドームでするようにお願いをするんだと思いますが、そこら辺の利用方法について、どういうふうにするのかお聞きをしたいと思っております。

○議長（当瀬万享君） 社会教育課長 森元君。

簡単に。

○社会教育課長（森元純一君） ゲートボール場の今後ということにつきまして、和気鶴飼谷体育施設屋内ゲートボール場をほかの目的で活用のため当施設は今後使えなくなる予定だが、今後新たにゲートボール場を造るのかという点について答弁させていただきます。

和気鶴飼谷体育施設内屋内ゲートボール場ですが、現在利用率は低く推移しております。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して感染症拡大前の利用実績を見てみますと、平成27年度が2,033名のところ、5年後の令和元年度には1,040名と、ほぼ半減しております。また、参考までに、昨年度の実績は、それよりもさらに半減して449名にとどまっております。また、ゲートボールはチーム戦のために、実質利用は月に1回程度ということになっております。これは、近年ゲートボール人口がかなり減少していることが背景にあると考えております。和気町のゲートボール協会も休会しておりますし、今回のこのゲートボール場のほかの活用につきましては、団体とも協議をさせていただいているところでございます。現在の利用は、ほぼ町外からの予約になっているところでございます。

以上のことから、今後につきましては、新規に施設を造るのではなく、和気ドームや吉井川河川公園などの使用を提案していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

使っている方にこういうことであるから施設が使えなくなるということが徹底されているのあれば、もう問題ないかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、3番目、旧佐伯ストアのことでございます。活用策は、これまでも質問させていただきましたが、いまだに活用策は出てきておりません。買物サポートを佐伯の方が使っていたのと、それからドローンの会社が使っていたように思うんですが、それ以降どこも使っていないようです。この活用方法について、新たに何かあるのか、それから募集をしているのか、そこら辺のことをお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 総務事業課長 井上君。

○総務事業課長（井上輝昭君） 失礼いたします。

それでは、山本議員からの旧佐伯ストアの活用策についての御質問にお答えをいたします。

まず、旧佐伯ストアの経緯について簡単に説明をいたします。

平成7年に有限会社佐伯プラザが4社共同で設立をされております。平成15年9月に佐伯プラザ内の食料品店が倒産しまして、同年11月に佐伯プラザ部分について町が店舗を購入しております。その後、民間有限会社と店舗の賃貸借契約を交わしまして食料品の販売を行っておりましたが、平成26年には契約解除、営業を取りやめております。それ以降につきましては、店舗の一部を買物サポートの事務所として、それぞれ別の2社が活用された時期もございました。

現在の建物の活用状況でございますが、令和5年1月からは町内の業者の1社から、営業目的での申込みがありまして、店舗の一部につきまして賃貸借契約を締結し、利用をされております。

次に、今まで活用策が出たがまだ決定されていない今後の活用策について新たな取組はあるかについてでございますが、先ほど説明しました平成26年の民間有限会社との契約解除以降では、町外食料品店や町内企業と協議を行いましたが、町外の食料品店におきましては顧客が見込めないという理由で断念をされております。また、町内の企業につきましても、事業の調整がつかず、利用を断念されております。そのほかでは、個人の方でございますが、フランチャイズ店として開業を考えられていた方から利用の申出がありましたが、そのフランチャイズ本部との協議の中で、採算が合わないという理由で出店計画を辞退されたというケースもございました。建物でない部分につきましては、佐伯プラザで営業を続けられています2店舗、そして近くにあります佐伯郵便局の職員駐車場として契約をしております、利用があるという状況でございます。

今後の活用策でございますが、現在は新たな取組ができておらず、なかなか利用に結びつくようなことには至

っておりません。今後、地元区及び企業等と協議をしながら、何とかよい利活用策を図りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 副町長、一言、時間がないから。

副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） 先ほど担当課長から答弁がございましたが、旧佐伯ストアの周辺には学び館サエスタ、郵便局、それからJ A、それから病院もございます。隣接した佐伯地域の中心に位置しております和気町の貴重な財産の一つと考えております。地域住民に受け入れていただける利活用について調査研究をしてみたいと思います。店内にまだ陳列棚とか厨房機器が残っておりまして、もうそれを撤去しないと内部を使うことができない状況でございますので、そのあたりも十分これから撤去について検討してみたいと考えております。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

今、中の厨房と設備等を撤去すると言われました。いつ頃までにして、これから新たに、どういう目的で募集するのか、お考えはありますか。なければないと、あるんであればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） 今のところ、どのような活用がいいかの計画はございませんが、あそこをフリースペースにしてどういった利用ができるか、ある程度方向性が見えない限り、撤去費用もかなりかかってまいりますので、取りあえず方向性、どのような利活用ができるか決めた後撤去したいと考えております。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 今までそのうちどこか使うところが現れるだろうというような格好で待っておったんですが、それではあそこの建物も老朽化してもう使えなくなるのが目に見えておりますので、早くどういうふうな利用方法とするのか決めて、もう建物を壊すとか、新しく修繕して貸し出すとか、そういう方針を立てないといけないと思いますので、方針を早く出してほしいと思いますので、これについてはいつ頃までにするかだけお答えいただければと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） 副町長 今田君。

○副町長（今田好泰君） 現時点でいつまでに撤去するというのははっきり言えませんので、早急に方針を打ち出して、撤去に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

それではまず、早急に利活用問題に取り組んでいただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） これで山本 稔君の一般質問を終わります。

次に、11番 西中純一君に質問を許可します。

11番 西中君。

○11番（西中純一君） では、一般質問をさせていただきます。

若干テーマが、2つでもよかったんですが、3つやっているので、時間が不足すれば若干3番目ができるかどうかちょっと不安なんですけれど。

1番目、まず鶴飼谷温泉の経営の在り方について。

これは、和気町が温泉を所有したのが平成24年だったと思います、11年前ですか。前は組合でやっており

ました。その当時、16名の議員でありました。残念ながらというか、賛成多数で受け取ることに決まったんですけど、私ともう一人のA議員が反対されたというふうなことで、やはり一番気になったのは、町民に赤字を出していけば他の事業を潰してしまうとか負担がかかるとかというふうなことで、そのおそれがあったということで、残念ながらそれが現実になってるので、早くこれをせめてプラス・マイナス・ゼロになるべく近くなるようなふうにさせていただきたいというふうに思いますので、かなりコロナの問題とか、あるいは日本の経済状況だとか、いろいろ難しい問題も含まれているんですけども、ぜひこれを維持していこうというならば、そういう方向で経営改革を実行する必要があると思います。そういう点で質問をさせていただきます。

まず、1問目です。

令和2年度に経営改善に向けて改善計画が出されたということではありますが、その抜本的な改善計画というのを出されたんですけど、実際には日々のそういう経営の中でそれができなければ、何ばい文章を書かれとつても駄目なわけなんですよね。ですから、その点で、それ以後実践というか、実行計画ができていくのか、それともできていないで、今後計画をつくっていこうとしているのか、現状はどういうふうに改善の文章はできたんですけど、実施に向けてどういうふうになっているのかということをお聞きします。

それから、2番目は、改革の検討に資する経営指標というか、そういうことで、それを皆さんというか、実際にやっておられる職員の方の今の目標というか、そういう経営指標について持っているのか。職員は、営業目標というか、それを持って従事しているのか、その点についてお尋ねをします。

それから、3番目は、コスト意識というか、そういう問題です。

いろいろと問題があるんですけど、いろいろと建物だとかそういう構造上の問題もこの間の特別委員会でも述べられたんですけども、旅行するときに家族が和室を使ってというふうなことよりも、今頃はだんだんシングルとかそういう方向にかなりシフトしている面もあるので、両方あるんでしょうけれど、古いもんがいいというのと、新しくそういう個人個人の目的を達成するために旅行するとかという方もあるんだろうと思うんですけど、そういう中でいろいろとリフォームとかという問題もあるんですけど、3番目には、そういう中でコスト意識を持って業務に当たるということが必要だと思います。私の拙い人生経験の中で、JAに在職したこともありました。その当時のJA、今はもう和気農協というのではありませんけれど、和気農協がリストラというか、経営改革するというので、13支所あったのを4つか5つの支所に、今支所が3つ、配送センターとかグリーンとか5つぐらいに今はなっているんですか、もうその農協自体も今晴れの国に、いろいろ変わりましたが、非常にこのままでは大変だということで、日曜日に管理職が出てきていろいろと研修している。その中で、やはり原価計算もやりながらコスト意識を持って改革しなきゃいけない。あるいは、接遇というか、電話応対も悪いということで、ちゃんと本人が名前を名のって電話に出るとか、そういう中でいろいろとよくなったということもありました。

そういう意味で、やはりぜひコスト意識を持って業務に当たるということが、最低限職員の方にはもう徹底する必要があると思います。そういうことで、原価計算等、そういう研修をする必要が私はあるというふうに思っております。ですから、その点で、そういう予定があるのかどうなのか、そういう点についてもお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 和気鶴飼谷温泉支配人 大竹君。

○鶴飼谷温泉支配人（大竹才司君） 失礼いたします。

西中議員の和気鶴飼谷温泉の経営の在り方についての御質問にお答えいたします。

まず、和気鶴飼谷温泉の経営における抜本的な改革の方向性についてでございますが、これまでにお示しております和気町和気鶴飼谷温泉事業改善計画や観光施設事業経営戦略のとおりでございます。しかしながら、コロナ禍であったため実施に至っていませんでしたが、5月8日以降5類へと移行になったことで本格的に実行に

移ったところでございます。成果と課題を検証し、不断の改革に取り組んでまいります。また、議会へも報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、改革の検討に資する経営指標等について、職員は営業目標を持って従事しているかということでございますが、もちろん改善計画でお示ししている指標をクリアすることを目標として、それぞれの業務に取り組んでおります。しかし、コロナ禍を経て、お客様の利用形態の変化やニーズへの対応を各部署において模索している状況で、SNSや広報誌等、紙媒体での発信、サービスプラン、キャンペーンの検討また実施、営業形態の検討、またツーリストへの営業など、今できることは全て実行に移しているところでございます。

次に、コスト意識を持って業務に当たることが必要と思うが、原価計算等の研修をする予定はということでございますが、現在のところ、接客、接遇、応接等の研修については実施に向けて検討しておりますが、原価計算についての研修を行う予定はございません。昨今の光熱費、原材料費等の高騰により想定原価も変化しております。以前から、見直しを行いながら採算部門、不採算部門の洗い出しを行ってまいりましたが、非常に厳しい状況の中、見直しだけでは対応し切れない不採算部門の取扱いの検討を行っているところでございます。また、先ほどもありましたが、ハード面の改修等、今後必要な部分が多数出てくると思います。そのあたりも含めて検討を行っていきますので、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁いたします。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 西中議員の質問にお答えをしたいと思います。

今年度の温泉の予算につきましては、3月の定例会でも申し上げたとおり、和気町和気鶴飼谷温泉事業改善計画に基づいて編成をさせていただきました。先ほど支配人からも説明がありましたとおり、新型コロナウイルス感染の影響は残るものの、新しい旅行スタイルの需要を取り組むための企画なども、徐々にではございますけれども、実施をしているところでございます。したがって、改善計画の状況はどのようになっているのかということにつきましては、いましばらくお時間をいただきたいというふうに考えています。

また、職員の原価計算の研修については、先ほど支配人が述べたとおりでございますけれども、接遇対応等の研修につきましては、温泉だけでなく、全職員対象に実施をしていきたいと考えています。来年度、予算も組んで、そのような研修も取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） 支配人が今度専属で温泉事業に関わるということで、かなり大きな変化が起こっているわけでございますけれども、実際問題はじゃあまだそういうことで事業改善計画というんですか、和気鶴飼谷温泉の、こういうものは令和2年12月にできているわけですけど、まだそのA、B、Cというんですか、そのあれはまだできていないということで、これについてはやはり早急に実際に何をするのかということを決めていく必要があると思います。そうしないと、もうすぐに、まだまだコロナも第9波が来ているとか、いろいろ悪い状況もあるということなんで。あるいは、料理長が代わっている新しい検討もされているようなんでいろいろとあるんですけど。

じゃあ、1つだけお聞きしたいと思います。

和室が何ぼでしたか、きちっと覚えてないんですけど、かなり和室が多いというのか、全部で29室のうち和室が23ですか、洋室が6室ということで、またトイレはあるんですけど、お風呂がないところがあるんですかね。なかったですか、全部。そういう中で、ベッドを入れたり、若干の改善はしているようですけども、委員会でも出てきたように、テレビはBSが映らないとか、何ぼかそういう細かい、お布団の問題、お布団が薄いお布団で、2泊もしたら何か痛くなったとかというようなことで、急遽お布団を増やしたりというようなこともあったとか、そういうなんもちょっと聞いております。そういうこともあるということで、やはりリフォーム

がある程度必要だと思われま。それについて検討されているのか。方向性というんですか、ツインがあるんですか、洋室というのは、結局、最近の若い人はシングルとかそういう1人で行動するというパターンも持っておられる人、あるいは外国の人は特にそういうのもある。その逆もあるんですか、ということもあると思うんですけど、そういうリフォームの必要もあると思いますけれど、それはどのような関係でやっていかれるのか、検討されているのか、それを教えていただきたい。

それから、もう一つです。ごめんなさい。

勤めている方というか、職員のお考えというか、実際にやってみていろいろな御意見を持つとられる方もおられると思います。ですから、ぜひ町長としては、職員の協力体制についてお願いするとともに、職員の提案というか、こういうふうに変更したほうがいいんじゃないかということもいろいろあると思うんです。そういう相談というか、対談というんですか、懇談もしながら、やはり具体的な改革というか、接遇にしてもそうですけれど、そういう点も含めて、職員の意見も聞きながらやっていく必要があるというふうにも思っているんですけども、その辺はお考えがあるのか、その2点だけよろしくお願いします。

○議長（当瀬万享君） 和気鶴飼谷温泉支配人 大竹君。

○鶴飼谷温泉支配人（大竹才司君） 失礼いたします。

温泉施設の宿泊の部屋の状況なんですけど、先ほど西中議員がおっしゃられたとおり、洋室ツインのルームが6室、それから和室が23室ございます。和室23室のうち3室が和洋室ということで、ベッドを2つ入れております。ですので、洋室が6室、和室が20室、それから3室が和洋室という形で営業をさせていただいております。

トイレの件についてなんですけども、トイレの件は全ての部屋にトイレはついております。ただ、シャワーとお風呂については、洋室6室のみについているというような状況でございます。

先ほどもありましたように、テレビ等が小さいものとか、そういう状況というのは十分理解しております、今年度、今検討しておるところでございます。

それから、洋室へ変えたり、シングルへ変えたりということなんですけども、部屋数がすごく少なく、合計で29室という状況でございます。シングルにしてしまいますと、やはり宿泊者数の減少になりますので、シングルという部屋は設けておりませんが、シングル利用として2名1室を1人だけ利用という形で、多少割高にはなりますが、今も御利用いただいておりますので、そういう形を続けさせていただきたいと思っております。

あと、ベッドを入れた形が結構今頃はニーズが多いような状況になってきております。そういう形もありますので、今年度、来年度の当初予算に向けて今検討しておりますので、3月の当初予算の議会には提出させていただきたいと考えております。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 温泉の職員の方々もいろいろな考え方を持っておられるということで、その意見を経営に反映をさせていくということはもちろん必要なことだろうと考えています。

ただし、私が個人個人の方々と懇談をしてということにはなり得ないというふうにも考えています。町の職員は、私が就任してからも幹部とは面接も年に1回行うようにしてはありますが、やはりなかなか全ての方々ということにはなりませんので、温泉につきましても支配人とは意思疎通をして経営に努めてまいりたい。その中で、職員の方々の考え方も反映をさせていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） 経営改善ということは、結局町の他の事業に資するわけですよね。結局、赤字の部分というか、例えば令和4年度で2,660万円を一般から繰入れしてましたかね。そういうあれで、実際に赤字がなくなっていけば、新しく町の事業ができるというふうにも捉えられるわけでありま。逆に、それを放つといた

ら、町の財政を食っていくということで、町民の方に迷惑をかけるということで、ぜひともそのようにならないように、せめてプラ・マイ・ゼロになるように、本当にやっていくべきだと思います。なかなかそういう経営改革っていうのは、本当に歯節をむいてやらないとこれはもうできないという点もあるので、とにかく早急に、実際何をするかと、何に取り組むべきかというのを早く決めて、そういうリフォームもどこまでやるのかというのを早く決めて、新しい温泉に向けて、ポンプについても新しくするというふうなことで、いい方向で計画できるようにぜひよろしく願いいたします。

じゃあ、次の質問を聞きます。

2番目が、町営スクールバス及び町営バスの運行計画の変更はということでございます。

これも、アンケートを今年の1月、2月ぐらいに町民アンケートというんですか、バスについてのアンケートを取ったと思います。その総括ができたのかというところが1番目。

それから、今後の運行について、スクールバスの空いた時間を使うというふうなことから、若干本当は変えるべきじゃないかと私は常々思って、前に質問したこともあります。あるいは、赤磐市との関連で、熊山とかどっかの地点につないでいくとほかに岡山のほうにもつながるとか、赤磐市に出る方もいらっしゃるんで、そういう病院とか買物も、和気町だけじゃなくて、備前のほうも吉永とかそんなもあるんですけれど、そういうのもあるわけで、そういうコンセプトを若干いじらないとなかなかこの今の現況がよくなるんじゃないかと私は思っております。そういう点で、コンセプトは変更がないのか。その中で、恐らく実際の計画というのはある程度そういうコンサルに依頼してやるんだと思うんです。そういう計画はもうしたのか、どうなのかというのが2番目。

それから、やはりいつも聞く話でございまして、運転手の接客態度にちょっと問題があるんじゃないとか、いま一つとか、いろいろな意見が出されてお聞きしているところでございます。やはりその点も改善していかないと、乗せてやっているんだということではちょっと問題があると思いますので、その点の実施は予定されているのか、どうなのか。実施されてるのか、聞きたいと思います。

それから、今まではこれはなかったようなんですけど、運転手について定年制を検討されているというふうなことも聞いてます。これは実際どうなのか。その目的もお聞きしたいというふうに思います。よろしく願いします。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

西中議員の町営バスについての御質問でございます。

4点ございましたが、まず1点目のアンケートの総括についてでございます。このアンケートの期間は、議員がおっしゃいましたとおり、1月末から2月17日までを期間として実施をいたしましたものでありまして、町内にお住まいの中学生以上を対象に、1世帯当たり調査票を3部配布をさせていただきました。回答方法につきましては、郵送もしくはインターネット上での回答ができるようにしたものでございます。回収数は4,268部ということになっておりますが、アンケートの結果につきましては、広報「わけ」9月号に掲載をさせていただきました。御紹介をさせていただきました。自動車の運転免許を保有していない方の率としまして20.4%、それからその年代別を見ますと、10歳代や80歳代以上で持っていない方の割合が高くなってございます。車の運転をしない方の中には、車もなくて気軽に送迎を頼める人もいないという方がおられます。病院や買物の移動、それから外出の機会をサポートする公共交通の役割が重要であると考えられます。

それから、町営バスの認知度についてでございますが、28年度に行った調査と比べますと、数値的にはかなり高くなっているものとなっております。そのように高くなっているんですが、マイカーの利用が多いために、町営バスの利用頻度は低い状況でございます。認知度は高いですが、利用頻度は低いという状況の結果になってお

ります。全体的な利用頻度は低いという状況でございますが、バスを利用している方は、満足度が全体的に高い傾向にございまして、特に料金やバス停の分かりやすさ、バス停までの距離などの満足度が高い状況でございます。

一方で、バスの利用者に限らず、全体として運行本数や運行時間帯、鉄道との接続や待合施設の環境に関しての満足度は低い結果となっております。

自由に御意見をいただく自由意見の中では、現在は車を運転しているため公共交通は必要がないものの、将来の利用を考えると不安に思う方が多い傾向にございました。また、バスを利用したことがなく、想像で不便なものというイメージを持たれている方もおられますので、集落内を通っていること、まちなか線に乗り換えると便利であること、定期券を購入するとまちなか線の短距離を何度も乗車して移動ができることなど、周知をしていく必要があることや、まちなか線への乗り継ぎや運行本数を充実していくことも必要であると考えられます。このアンケートの調査結果によって見えてきたことや改善しなければいけないことなどを、次の和気町地域公共交通計画の策定の参考としていきたいと考えております。

その次に、従来のコンセプトから変更はないかというような御質問でございましたが、今後の運行のコンセプトにつきましては、現在地域公共交通会議において協議を行っているところでございます。以前の計画の基本方針と似通った部分もあろうかと思いますが、さらにプラスアルファをしていくことで、より町民の方のニーズに沿う計画にしていきたいと考えております。

この計画の策定業務につきましては、コンサルタント会社に委託をしております。本年度中に計画策定を行います。委託契約は単年度ごとに行っておりますので、路線の見直し等につきましては令和6年度以降に交通計画策定の後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、運転手の接遇研修についてでございますが、運転手への接遇研修につきましては現在のところ行っておりませんが、現状といたしましては、お客様から運転手の接遇について御意見や御指摘をいただいた場合、その都度該当の運転手へ聞き取りを行いまして、改善するよう指導をいたしております。接遇に関する通知文も、全部の運転手に書面で配付をいたしております。今後も同様の対応をしていきますが、改善が見られないような場合には、個別指導とともに接遇研修の実施も検討していかなければならないと考えております。

それから最後に、運転手の定年制を検討されているかという御質問だと思います。本年6月に会計年度任用職員の雇用に係る定年制の申合せ事項を定めております。導入に至った経緯でございますが、近年高齢化に伴う運転技術、危機察知能力の低下が交通事故につながるケースが増加しておりまして、町営バスにおいても児童・生徒、それから不特定の町民をはじめ、町民以外の方に利用していただく面で、安全性の確保から町営バスの運転手に定年制を設けることといたしました。

申し合わせた事項の内容といたしましては、定年を満70歳といたしまして、次の3つの条件を満たした方については満72歳まで再雇用をすることといたしております。

まず、1つ目が、健康上特に問題がないこと、それから2つ目が、65歳、68歳、71歳で適齢診断を受講し問題がないこと、それから最後3つ目が、70歳からは毎年脳ドックを受診して特に問題がない方を条件といたしております。今年度に募集をかける運転手から、この申合せ事項で運用していくことといたしておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） じゃあ、ちょっと時間がないので、1つだけ聞きます。

これから時刻表だとかそういうものもつくってもらう、そういうのを委託する前に大まかな概念というか、バス運行の柱というか、そういう面については変えるような予定はないんですか。そこだけちょっと。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） すいません。失礼いたします。

以前の計画では、3本の柱を持っておりました。今回、その3本の柱を引き継ぐものと、これに加えて新たに、例えばいろいろ御意見をいただいております、それからアンケートの結果も踏まえて、少し柱を増やして、より充実したものにしようというふうに考えております。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） ぜひとも利用してよかったというか、もっとたくさんの方が利用されるようにぜひとも再検討とか、コンセプトについてもいろいろ変える必要があるというふうに私は思っております。若干赤磐共同便なんかはいろいろ変えてるということで、それが多分いいほうに私は出てるんじゃないかと。まだその結果は聞いてないんですけど、そういう面も思うので、ぜひよろしく願いいたします。

もう最後、時間がないですけど、今度第9期介護保険事業計画というのをされるということで、ほんのちょこっとでいいんで、これからやろうとしている策定というんですか、そういうことはどういうふうにやっていくんか。今、5,900円という平均の介護保険料なんですけど、非常に安いんですけど、今後の中心点だけよろしく願いします。

○議長（当瀬万享君） 民生福祉部長 万代君。

○民生福祉部長（万代 明君） 失礼いたします。

それでは、答弁させていただきます。

初めに、令和6年度から3年間の第9期計画を来年3月の策定に向けて現在作業を進めており、事務局素案の段階であるということをお断りさせていただきます。

まず、1点目の介護保険法の改正で何がどう変わるのか、2点目の第9期介護保険事業計画の策定に向けて、大きな変更点及び記載を充実する事項は何かとのお尋ねにお答えします。

7月に提示された第9期の国の基本指針案及び改正案では、現在は地域包括支援センターに限定されている要支援者のケアマネジメントを居宅介護支援事業者にも指定対象を拡大することが予定されております。これにより地域包括支援センターの業務負担が軽減され、地域住民の複雑化されているニーズへの対応をより適切に行う体制が整えられると考えております。また、保険料段階設定について、高所得者の標準乗率の引上げと低所得者の標準乗率の引下げなどの見直しが検討されております。さらには、給付割合が2割となっている方の所得判断基準の見直しが行われる可能性があります。今後、国のほうで議論され、年末頃具体的な内容が決定される見通しです。

次に、記載を充実する事項は何かとのお尋ねに関しましては、3つの事項において案が示されております。

1つ目は、介護サービス基盤の計画的な整備についてです。今後の地域ごとの中・長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を的確に捉え、介護サービス基盤の整備について計画に反映を行うことになっております。

2つ目は、地域包括ケアシステムの進化、推進に向けた取組について、地域の実情や特徴に応じた取組を検討し、計画への記載を充実いたします。その中には、認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者の支援について記載することになっております。

3つ目は、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性の向上推進について記載することになっております。介護現場の負担軽減に資する支援、施策に取り組むことなどを盛り込む予定となっております。

最後に、3点目のサービス期間は増加するののかとのお尋ねに関しましては、介護施設については新たな整備が必要な状況かどうかを県などを含めた関係者と議論し、計画に反映させていただく予定としております。在宅サービスにつきましては、国が普及を進めています通いによるサービスを中心として、利用者の希望などに応じて

訪問や宿泊などを組み合わせて行うことができる小規模多機能型サービス提供施設の増設などについて検討を進めています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 11番 西中君。

○11番（西中純一君） もう時間がないので、引き続き安い保険料でいいサービスができるように、ぜひとも新しい介護計画を策定していただきたいと思います。なかなか保険料が上がったりするのが多いので、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（当瀬万享君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

ここで10時40分まで暫時休憩といたします。

午前10時20分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、9番 山本泰正君に質問を許可します。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 議長の許可を得ましたので、私は行政組織の統廃合についてと、町内の主要道路の交通規制の2項目についてお尋ねをしたいと思います。

まず、行政組織の統廃合についてでございますが、和気町と佐伯町が合併し18年を経過いたしております。合併当時1万6,600人余りの人口も現在1万3,300人余りということで、3,300人からの人口減少をいたしております。高齢化もどんどん進む中、52行政区の中には、合併当時19世帯、34人の行政区が、現在6世帯、9人と大幅に減少をいたしております。行政区の機能が危ぶまれているような状況下でございます。ほかにも、50世帯以下の行政区が7行政区とのことでございます。ほかにも、行政区の運営について苦慮されている行政区等の状況、現状と今後の方向性についてお尋ねをしたいと思います。

次に、消防組織の統廃合についてでございますが、現在和気町消防団の基準団員数は700人ですが、現有団員数577人と聞いております。123人の減員という状況でございます。基準団員数の半数または半数以下の部は9部とのことでございますが、特に基準団員数8人に対して1人しかいない部もあり、機能不全と言っても仕方がないような状況でございます。

また、和気町内に住所もなく職場もない団員については、俗に言う幽霊団員という方でございますが、これらは整理したということでございますが、現時点でどの程度把握しているのか。それらを換算すれば、基準団員数も半数に満たない部は幾らあるのか。そして、今後の考え方、方針等についてお尋ねしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 総務部長 永宗君。

○総務部長（永宗宣之君） 失礼いたします。

山本議員の御質問のうち、1点目の行政区の統廃合について、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、人口減少、高齢化の進展や60歳あるいは65歳を過ぎてもお勤めに出られる方が多くなっている就労環境の変化など、数十年前と比べまして、集落、行政区は、運営をはじめその業態は大きく変化をしており、区の今後の運営について様々な懸念の声も多く伺っているところでございます。法人化されているか否かを問わず、地縁に基づく地域コミュニティの組織として相互扶助の精神に基づき、地域環境の保全や福祉、防災等に幅広く取組をされております。それぞれの区の現状、状況は千差万別でございます。

町は、住民組織の代表である区長を窓口といたしまして、各種の調査の依頼、道路、水路等、公共物の維持管理、各種の福祉施策、防災、防犯の取組、そして何より地域住民の意見集約や調整など、多岐にわたる業務をお

願っている状況であります。行政施策執行に当たりまして、欠くことのできない存在であるというふうに認識をいたしております。

お尋ねの行政区の統廃合についてでございますが、それぞれの区にはその歴史と慣習、住民コミュニティ、施設や山林等の不動産や金融財産を所有され、運営をされております。そういったことを考えますと、町が先導あるいは主導して行政区の統廃合を提案することは考えておりません。町といたしましては、現行の町と行政区の関係に関して現状を維持したいと考えてはおりますけれども、もちろん今後発生してくる各区からの諸課題につきまして御相談があれば、それぞれの問題につきまして個別に協議をさせていただきながらその解決策を模索していきたいと考えておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

消防組織の統廃合についての御質問にお答えをさせていただきます。

消防組織の統廃合につきましても、行政区の統廃合と考え方はほぼ同様でございますが、消防団員数は本町だけでなく、全国的にも年々減少を続けております。本町の消防団におきましても、合併時には729名の消防団員の条例定数ということにしておりましたが、団員の減少に伴いまして平成29年に700人に条例定数を改正させていただきました。近年、新入団員よりも退団者のほうが多い状況が続いていること、それから全く活動に参加できていないことが続いているという団員の精査を令和3年度に行いまして、約50人ぐらいの団員が減少をいたしました。令和5年4月1日の時点で実団員数が、議員おっしゃいましたとおり577人にまで減少をしている状況でございます。

この減少に伴いまして、消防団の各分団では、工夫をしながら地域の防災力の維持に努めておりますが、本町では、こういった状況を踏まえまして本年の4月1日から機能別消防団員制度を導入させていただきました。この制度は、団員数が基準団員を下回っている部につきまして、平日、日中の団員不在など、課題を解決するため、消防団のOBや元消防職員の方など、火災や水害など有事の際にのみ出動をさせていただいて御協力いただく制度になってございます。4月以降、2名の機能別消防団員の入団がございました。今後も、今年の間にも増えていく見込みでございます。

地区単位の分団や区単位の部の統廃合となりますと、消防機庫の場所や消防車をどこに配置するかなど、それぞれ各地域での実情が異なるために、再編を行政主導で行うことは難しいと考えております。もちろん地区や消防団からの御相談がございましたら、消防委員会に諮って対応をしてみたいと思いますが、現在のところ和気町では、先ほど申し上げました機能別消防団員制度で団員数の確保を図りながら地域防災力を維持していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、現在50の部がございまして、29の部で欠員を生じているというふうに認識をいたしております。この欠員を生じているのは、基準団員に対しましてなんですけど、多いところでは7名の減、少ないところは1名というようなことで、いろいろ異なりますけれども、そういうような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 行政区については、区長の選出にも苦慮しているような行政区もあるやに聞いております。そのような中で、行政区の中から統廃合の話が正式に出てくるというようなことは考えにくい状況かと思っております。当然、行政区は自治組織でございます。区の考えを優先するというのは当然のことではありますが、世帯や人口が減少して、管理地域、その行政区の範囲は変わりません。コミュニティハウスの管理あるいは防犯灯の管理、当然経費が要ります。そして、町道、水路等の管理も、広いままの行政区の中でこの管理に苦慮している行

政区も徐々に増えています。人に優しい町政を推進する太田町政でございます。当然地域にも優しい町政を推進されていると思いますが、行政として地域との話し合いを基に改善策を推進されるべき時期が来ているんじゃないかなというふうに私は思っております。町長の考え、方針をお聞きしたいと思います。

また、消防団ですが、これも地域住民の生命、財産を守ることは当然ですが、住民の安心・安全のための組織でございます。高齢化が進む和気町において消防団への依存度、これはどんどん高まっていると思います。昨今の想定外の豪雨、また農家が高齢化して畦畔の草焼き等をして山林火災への発展というようなことも多々ございます。消防団への依存度は本当に高いものがございます。時代の流れとともに、新規消防団員の加入が非常に減少している。また、高齢化で徐々に退団する団員も増えているというような状況の中で、機能的消防団員の募集ということ、これはぜひ推進していただきたいなというふうに思います。なかなか適齢の年齢の方は少ないかと思えます。高齢の方が、よっしゃ、仕方がない、私もやっちゃるがなというような形にもなるかと思えますが、これはぜひ充実していただきたいなと思えます。

団員減少、機能別消防団の充実ということで今後対応していくという考えのようですが、もしもっといい方法があればお尋ねをしたいと思います。

○議長（当瀬万享君） 町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 行政区の基本的な考え方につきましては、先ほど総務部長が答弁をしたとおりでございます。ただし、山本議員が御指摘のように、区長をされる方もなかなかいなくなっている、また行政区管理そのものも非常に管理をしていくのに苦慮しているという、そういう現実があることも承知をしています。それぞれコミュニティハウスの修繕をするにも、修繕した額に対する補助金の割当てといいますか、額も同様です、300世帯のところも、それから10世帯のところも同じ10分の1というような形になったりとかしまして、非常に苦慮されている集落があることも承知をしていますけれども、先ほど言いましたように、それぞれの集落ではそれぞれのコミュニティがあつて、総持ちの財産などもあつて、非常に行政が主導して、こことここは一緒になりなさいというようなことはなかなか難しい。そこにおられる方々が、やはりこれは話し合いを基に、それで一緒にまた今後やっていこうかというようなことになりましたら、我々はそういうことの間に入って、お話を伺いながら、相談を受けながら、いい方向に進めていきたいと思えます。行政サービスが滞るようなことがあつてはならないと考えていますので、そうした方向で、行政区の在り方については今後も住民の方々と一緒に考えて知恵を絞っていききたいと思っております。

それから、消防団への依存というものは、高齢化社会の中で、本当に生命、身体、財産を守っていただけるという意味では、非常に重要な組織になっています。現在のところは機能別消防団員ということで、報酬も一般の団員に比べては低いわけでございますけれども、それぞれ報酬も考えながら、こうした団員の方を今後増やしていきたいというふうに考えています。また、それに代わる新しい何かことが考えられるのであれば、今後も検討を進めていきたいというふうに考えていますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 行政組織の統廃合、市町村合併、学校統合等の考え方、そして地域の思いが優先されることは言うまでもございません。また、行政区には区有財産とかがあつて、統廃合は非常に厳しいといえますか、難しい問題も多々あるかと思えます。そういうことは私も認識をいたしておりますが、行政区にしても、消防組織にしても、行政の支援と地域の協力により健全な行政運営ができるというふうに私は思っておりますので、合併してもうすぐ20年という節目の時期になります。今こそ行政が積極的に関与して、健全な地域運営ができるよう指導すべきときだというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、町内の主要道の交通規制についてであります。現状の速度規制及び追越し禁止区域は適正でしょうか。速度の規制区間と解放区間の規定状況で特に気になる区間は、行政としては感じているところはないでしょ

うか。私は、県道福本和気線及び和気笹目作東線の規制状況は、適正な規制であるとは思えない部分が出ております。ここらあたりの考え方をまずお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 失礼いたします。

山本議員の町内の主要道の交通規制についてということで御質問をいただきました。

まず、町内の主要道路の規制状況について御説明をさせていただきたいと思ひます。

主要道路の規制につきましては、備前警察署の交通課にお伺ひをしたところ、道路の新設時に幅員や交通量、それから交通事故数などの交通状況を鑑みまして、最高速度や標識などの交通規制を設けているものであるということで、その後は、道路の交通状況の変動によりまして、住民の方や道路管理者からの要望がありましたら公安委員会まで届出を提出し、公安委員会による交通量や実勢速度、標識の設置の可否などが精査をされまして、規制の変更に至ることができるようになっていると伺っております。

近年の動向では、道路の整備状況や車の性能の向上によりまして、規制は緩和の方向で進んでいるということですが、まだ整備が進んでいない道路や交通量の多い箇所、歩行者の多い箇所などの危険な箇所につきましては、公安委員会に要望していく必要があると考えております。町内の県道の中にでも、ここからここまでは何キロ規制だが、その後は特に規制がないとかといったりする県道が多くございます。実際に新しく道路がついたことにより交通量が増えている現状もございます。そのようなことで、交通量の変化等であったり、非常に危険だという箇所がございましたら、地元の方が皆さん通られる道でもございますので、地元区からの要望に対して町といたしましても、交通事故を起こさないように、住民の方が安心して過ごせるように、道路管理者などの意見を取りまとめて、状況に応じた規制に対する積極的な要望をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

県道の和気笹目作東線（「県道福本和気線」と後刻訂正）ですが、鵜飼谷温泉の前から峠のところまでは40キロの規制がござひます。それから、日笠の住宅のところまで、それから国道の374号線から鵜飼谷温泉の先、旧道の益原からの中道から出てくるところまでは規制がない状態でござひます。規制がないところにつきましては、60キロというふうなことで警察の方はおっしゃってございましたが、表示も特にござひません。実際には、県道の広く道がついたところには、規制とか特に制限を設けていないケースが多くあります。歩道がしっかりついているとか、そういったケースには特に規制を設けないということなんですけど、その周りに家が建ったりしてくると、当然人が歩かれたりするケースも出てきますので、それが交通状況とか生活状況の変動ということで、そういうことがある場合には、地区からの要望によって、要望していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） 河野君、和気笹目作東線は益原通ってねえじゃねえ。

危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 訂正をいたします。先ほど私が申し上げましたのは、福本和気線です。和気笹目作東線は、泉から飯掛の笹目のほうへ抜けてる道でござひまして、途中重複するところはあるんですが、長瀬呉服店や旧日笠小学校のところから飯掛の笹目のほうへ向けては規制がない状況でござひます。すいません。失礼いたしました。

○議長（当瀬万享君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 全体的に見て、国道374号線や主要県道岡山赤穂、ほぼ全域で50キロ規制という状況、一部40キロのところもござひますが、また他の県道等で30キロ規制の部分もあるようござひます。そんな中で、福本和気線は、国道374号から、先ほど課長のほうからも話がありましたけど、益原、温泉の北まで

ですが、一部で規制がございません。そして、そこから日笠へ向けての曲がりくねった上り坂、これは40キロ制限でございます。それで、頂上の木倉地域になります。そこから日笠下の県道和気笹目作東線の交差点まで、約1キロ超ございますが、これが無規制となっております。私も常時通っていたんですが、さほど抵抗を感じてなかった部分もあったんですが、昨今非常に交通量が多くなったということで、地域の方からの声を聞きながら自分もその感覚で走ってみると非常に不自然に感じております。その木倉から笹目作東線の交差点まで、日笠の住宅のとの交差点でございますが、その規制区間は下り坂があつて、カーブがあつて、上り坂があつて、下り坂と、非常に厳しい道路状況なんです、その一部に300メートル程度の見通しのよいところもございます。そこで猛スピードで追越しが繰り返されているというような状況でございます。非常に危険で、重大事故が今まで起きないのが不思議なような状況でございます。私を含め、地域の方も大変不安を感じております。特に英田サーキットでイベントが行われた場合、早朝から大変な交通量になっております。私も含めてですが、運転者は、長い40キロの規制区間で上り坂をゆっくり進み、前をゆっくり行く車なんかがいた場合いららが募った状況で、規制がなくなると同時にスピードをアップして追越しをしたくなるというような状況が多々見受けられております。また、日笠から和気へ出るにも、笹目作東線よりも福本和気線を利用する方のほうがほとんど多くなってございます。その県道では、笹目作東ですが、こちらもほぼ全域が40キロ規制で、追越し禁止です。しかしながら、その追越し禁止区間でも、制限速度で走っているとお構いなしに追越しをかける状況、これは私も何度も体験いたしております。これは、この一部のことだけでなく、町全体の規制状況、これらを再点検して交通体制を築いていただきたいなというふうに思います。行政区と同様に、高齢化がどんどん進んでいる和気町でございます。危険な状態を解消していただきたいと思いますが、全体の見直し等を今後どう考えるか、そのあたりをお尋ねいたします。

○議長（当瀬万享君） 危機管理室長 河野君。

○危機管理室長（河野憲一君） 交通安全にもつながる御意見だと思います。ありがとうございます。

今現在、町内ですが、主要道路というのが国道は374号線が1つ、それから和気町内を走っている県道が11ございますが、それぞれ規制をしておるのが、町の中であれば30キロとか、それから広いところでは50キロというような状態でいっておりますが、ここまでが50キロですよということもございます。実際、県道です、県の管理の下での道でございますので、ここは危険じゃないかということも含めて、道路管理者の県とも協議をしながら、危険箇所については警察のほうにも相談して行って、規制が可能なら公安委員会のほうにも申出、届出を行うということで対処していこうと思いますので、ぜひ御意見をお聞かせいただけたらというふうに考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 町長、ええん。時間があるうちに町長から一言。

（9番 山本泰正君「ほんなら、町長から方針を一言」の声あり）

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 福本和気線の峠から日笠の町営住宅のところまでは、今の無規制、いわゆる法定速度60キロでいいのかという御質問と、それから町全域を見直すことはしないか、再点検が必要ではないかということであったように思います。

交通規制につきましては、先ほど最初の第1回目のときに危機管理室長が言いましたように、規制をかけたり外したりするのはそれぞれ県の公安委員会が最終的には決定をするということで、それまでのプロセスはございますけれども、そういう流れになってます。町といたしましては、公安委員会のほうにお願いをするということになりますけれども、それにあつては、地域の代表者である区長のほうからいろいろ要望いただいて、その点について検討するという流れになるだろうかというふうに思いますので、先ほどございました福本和気線の関係につきましては、地域の中で十分御議論いただいて、また町のほうへというふうなプロセスにさせていただいたらあ

りがたいなというふうに思っています。今、公安委員会の方針が大体規制を緩和していくというような流れになっているようにございます。標をつけることによって規制を緩和していただくかいろいろなことはありますけれども、そのような方向になっているということは御報告をさせていただきたいと思えます。

それから、町全体の再点検についてですけれども、危険箇所につきましては大体危機管理室のほうで把握はおおむねしていますので、地域の区長方とも相談しながら、またそうした点検についてはどのような方向でやるかとかを含めて今後また検討をさせていただいて進めていきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（当瀬万享君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 行政区の問題、消防団員の定員の問題、なかなか行政として一方的に解決できる問題ではないということは、私も重々承知いたしております。合併後20年を迎えようとしている時期、ここはということはぜひ改善をして新しい和気町の魅力を発信していただきたいという思いでございます。まだほかにも農業推進委員の問題等々ございますが、それらも併せて改善できる部分は改善をぜひしていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。これで私の一般質問を終わります。

○議長（当瀬万享君） これで山本泰正君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。

明日21日は、午前9時から本会議を再開しますので、御出席方よろしくお願ひします。

本日は、これで散会します。

御苦勞さまでした。

午前11時16分 散会

令和5年第8回和気町議会会議録（第16日目）

1. 招集日時 令和5年9月21日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和5年9月21日 午前9時00分開議 午前10時32分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 山野 英里	2番 山田 浩子	3番 我澤 隆司
4番 従野 勝	5番 神崎 良一	6番 山本 稔
7番 居樹 豊	8番 万代 哲央	9番 山本 泰正
10番 広瀬 正男	11番 西中 純一	12番 当瀬 万享
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 太田 啓補	副町長 今田 好泰
教育長 徳永 昭伸	総務部長 永宗 宣之
危機管理室長 河野 憲一	財政課長 海野 均
まち経営課長 寺尾 純一	税務課長 豊福 真治
民生福祉部長 万代 明	住民課長 竹内 香
生活環境課長 山崎 信行	健康福祉課長 松田 明久
産業建設部長 田村 正晃	産業振興課長 岡 恵一
鵜飼谷温泉支配人 大竹 才司	都市建設課長 西本 幸司
総務事業課長 井上 輝昭	会計管理者 清水 洋右
教育次長 新田 憲一	学校教育課長 嶋村 尚美
社会教育課長 森元 純一	
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 則枝 日出樹

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	議案第63号 令和4年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第64号 令和4年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第65号 令和4年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第66号 令和4年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第67号 令和4年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第68号 令和4年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第69号 令和4年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第70号 令和4年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第71号 令和4年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第72号 令和4年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第73号 令和4年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第74号 令和4年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第75号 令和4年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第76号 令和4年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第77号 令和4年度和気町上水道事業会計決算認定について	認定
議案第78号 令和4年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	認定	
日程第2	議案第79号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決
	議案第80号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第81号 和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第82号 和気町和気鶴飼谷体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第83号 令和5年度和気町一般会計補正予算（第5号）について	原案可決
	議案第84号 令和5年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第85号 令和5年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第86号 令和5年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第87号 令和5年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第88号 令和5年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第89号 令和5年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第90号 令和5年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第91号 令和5年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第92号 令和5年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
	議案第93号 令和5年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について	原案可決
	議案第94号 令和5年度和気町下水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
	請願第2号 「学校給食費の無償化」を国に求める請願	採択
	請願第3号 従来型の健康保険証の存続を国に要請することの請願書	趣旨採択
	陳情第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	採択
追加日程第1	発議第4号 「学校給食費の無償化」を国に求める意見書	原案可決

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	発議第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書	原案可決
日程第3	議案第95号 和気町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
日程第4	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(当瀬万享君) 皆さん、御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(当瀬万享君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。御了承を願います。

ここで9月19日、議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 居樹君。

○議会運営委員長(居樹 豊君) 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る9月19日火曜日、本会議終了後、3階第3会議室において、委員全員及び特別委員長出席、執行部より町長、副町長及び担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。その結果を御報告いたします。

まず、特別委員長及び各常任委員長から付託案件の審査結果の報告がありました。本日、この後各委員長から委員長報告があります。

次に、追加議案として条例改正1件が本日追加提案されます。

また、閉会中の調査研究の申出について、議会運営委員会、各常任委員会及び各特別委員会から提出されておりますので、本日議題といたします。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。

○議長(当瀬万享君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(当瀬万享君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(当瀬万享君) 日程第1、議案第63号から議案第78号までの16件を一括議題とし、各常任委員長及び和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 山本君。

○総務文教常任委員長(山本 稔君) 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和5年第8回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました決算認定議案2件につきまして、去る9月13日午前9時から和気町議会議場におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、教育長並びに各担当部・課長出席のもと、慎重に審査したその結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第63号令和4年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で原案認定であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑及び答弁がありました。

委員から、ストレスチェック検査委託料について、対象は全職員なのか、またいつ頃実施しているのかとの質疑に対し、正職員及び会計年度任用職員合わせた全職員を対象に年1回実施している。令和4年度は391名がこの検査を受けた。検査結果はそれぞれ職員本人に通知され、高ストレスであるとの診断が出た職員について

は、医療機関への受診や相談センターへの受診勧奨を行っているとの答弁がありました。

また、同委員から、お試し住宅家賃に関連して、実際にお試しを行った方のその後の状況はどうなっているのかとの質疑に対し、令和4年度の利用実績は15件で、そのうち町内に移住されたのは3組6名である。今後、少しでも移住に結びつけるように取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、別の委員から、空き家バンクへの登録について、公開している価格が一般市場価格より高いようなのだが、売出し価格等は不動産業者により検討されているだろうが、一般より高いとの認識はあるのかとの質疑に対し、この制度は空き家の利活用に困られている方に対して町が不動産業者との仲介をする業務である。申請が出ると、不動産会社複数社を招いた下見会を行い、所有者が不動産業者を決め、その後販売価格や賃貸料の金額も決定している。なお、町からはアドバイスなどは行っていないとの答弁がありました。

次に、議案第69号令和4年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

以上、決算認定議案2件について、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第69号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、議案第69号令和4年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

議案第69号の決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。議案第69号の決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第69号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 神崎君。

○厚生産業常任委員長（神崎良一君） 皆様、改めておはようございます。

それでは、厚生産業常任委員会の委員長報告を行います。

令和5年第8回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました決算認定議案14件につきまして、去る9月14日午前9時から和気町議会議場におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長及び担当部・課長出席のもとに、慎重に審査した結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第63号令和4年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。全会一致で原案認定であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、子ども・子育て支援事業として子ども家庭総合支援拠点を設置しているが、こども家庭庁が提唱するこどもまんなか応援サポーターへの参加を宣言する意向はあるのかとの質疑に対し、何か新しい事業を行うときでないとは有名無実になるため、令和6年度へ向けて新しい事業を計画し、それに合わせて宣言を行いたいとの答弁がありました。

別の委員からは、地域農業再生協議会補助金の内容はとの質疑に対し、これは農業の生産に関わる補助金で、

米の生産調整など、農家の営農計画の取りまとめや事業の推進に係る事務費等に国から町に交付され、協議会へ補助するものであるとの答弁がありました。

別の委員からは、令和2年度から4年計画で行われているすも園の木の更新事業について、事業の詳細はどのようなになっているのか、植え替えの後の収入について、収益や売上げの予測はできていて、今後の経費は管理料だけで済むのかなど、方向性についても議論していくべきではとの質疑に対し、更新後の収益については現在積算中であるが、来年度から収益は上がってくる。順次すももの収穫量も増えていくだろうが、方向性については今後説明していきたいとの答弁がありました。

また、別の委員からは、藤公園の樹木について相当年数が経過しているが、樹木本体の周辺環境整備については今後どうなっていくのかとの質疑に対し、藤公園は平成元年からスタートして三十数年が経過している。藤の木も、老朽化など傷みが激しくなっている状況だ。今後の対応については、技術的なことも踏まえて、関係者の意見を聞きながら対応を考えていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第64号令和4年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。全会一致で原案認定であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

委員から、不納欠損額1,432万3,429円について、処分した理由や対象者の人数はとの質疑に対し、対象は74名分で、地方税の消滅時効の規定により不納欠損したものである。対象者の財産調査を行った結果、支払いができない滞納者や居所不明等により督促や催促書が送達できない滞納者が処分の対象者であるとの答弁がありました。

次に、議案第65号令和4年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第66号令和4年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、これも特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第67号令和4年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。これも審査の結果、全会一致で原案認定であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、不納欠損額71万7,965円について、処分した件数や状況はどのようなのかとの質疑に対し、対象は22名分で、2年の時効が14名、死亡が4名、居所不明が4名であるとの答弁がありました。

次に、議案第68号令和4年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第70号令和4年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第71号令和4年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で原案認定であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、名称は分からないが、以前農協と交換した土地を町営で駐車場にしていると聞いたが、どこに記載されているのかとの質疑に対し、旧農協用地のある駅前商店街駐車場について、町の土地とを交換して普通財産として取得したが、そのまま駐車場として管理している。駐車料金については、一般会計の土地建物貸付収入として処理しているとの答弁がありました。

次に、議案第72号令和4年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で原案認定であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、2000年以前に建設された施設の耐震診断について、予算には計上されていたが、決算書には上がっていない。事業は実施されたはずだが、その結果はどうなっているのかとの質疑に対し、合併、農業集落、公共下水、特定環境について、本年4月1日から公会計に移行した。これにより、令和4年度の決算は3月31日で打切りの決算となっている。これまでは4月、5月の出納整理期間での処理により決算書に記載していたが、今回は打切りとなっている。委員が言われた費用については、令和5年度の決算書に記載される。なお、耐震診断結果については、耐震不足の施設もあったが、さらに詳しく耐震診断を調査することにより、ピンポイントでの改修が可能となってくる。令和5年度において詳しく調査を進めていて、これを基に令和6年度から更新を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、議案第73号令和4年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてですが、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第75号令和4年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定についてですが、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第76号令和4年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についてですが、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第77号令和4年度和気町上水道事業会計決算認定についてですが、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第78号令和4年度和気町簡易水道事業会計決算認定についてですが、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案認定であります。

以上、決算認定議案14件について、厚生産業常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第64号から議案第68号まで、議案第70号から議案第73号まで及び議案第75号から議案第78号までの13件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第64号から議案第68号まで、議案第70号から議案第73号まで及び議案第75号から議案第78号までの13件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第64号令和4年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号令和4年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号令和4年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号令和4年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号令和4年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号令和4年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第71号令和4年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第72号令和4年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第73号令和4年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第75号令和4年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号

令和4年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号令和4年度和気町上水道事業会計決算認定について、議案第78号令和4年度和気町簡易水道事業会計決算認定について、以上13件の決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。13件の決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第64号から議案第68号まで、議案第70号から議案第73号まで及び議案第75号から議案第78号までの13件は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 西中君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（西中純一君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告を行います。

当委員会に付託されました決算認定議案2件につきまして、去る9月12日午前9時から和気町議会議場におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、担当部・課長出席のもと、慎重に審査した結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第63号令和4年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で原案認定であります。

次に、議案第74号令和4年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で原案認定であります。

なお、この2議案の審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、歳出決算額に占める人件費について、人件費比率はどれくらいなのかとの質疑に対し、令和4年度決算における人件費比率は44%であるとの答弁がありました。

別の委員からは、歳入について、宿泊料や食事は令和3年度よりかなり増加しているが、雑入だけ4割程度減少しているが、主な要因は何かとの質疑に対し、コロナ禍による岡山県時短要請協力金というものがあり、それが令和4年度においては大きく減額となっているとの答弁がありました。

別の委員からは、販売促進費、いわゆるPR経費は歳出の何%が妥当と考えているのかとの質疑に対し、令和4年度の広告費等は産業振興関連の予算に計上されていて、温泉事業会計には広告料の1万円のみ計上であるとの答弁がありました。

同委員からは、一般企業では売上の15%を使う業種もあるが、通常は3%程度である。温泉事業はサービス業であり、もう少し予算を取るべきではとの質疑に対し、和気町としては鶴飼谷温泉だけでなく、町全体のPR費として予算計上しているが、温泉分の経費としては、ホームページの改修などPR費用の予算を取って今後は進めていきたいとの答弁がありました。

別の委員からは、レストランや、宿泊者の料理の提供について、仕入れ額に対してどのくらいの売上げがあるのかとの質疑に対し、食料等に対する賄材料費は44%程度である。民間であれば40%を超えることはないのでは。現在は原材料費の見直しを進めていて、40%を切っていく方向で、35%を目指している。量や質を落とさずに、値段は上げないようにやっているとの答弁がありました。

別の委員からは、客室の稼働率について、50%を超える程度だと思われるが、客室稼働率掛ける客室平均単価を上げていくのがホテル業界の通例であるが、そのあたりのやり方はどうなっているのかとの質疑に対し、令和4年度の客室稼働率は53.8%で、1日当たり16.6室である。改善計画での目標は63.5%で、1日当たり19室程度埋まれば黒字に転換していくとの答弁がありました。

別の委員からは、人件費の問題について、人件費の比率が40%もあったら商売にならない。町営だからやれるので、民間では考えられないこと。議会としても、鶴飼谷温泉を存続させたいし、もっとよい施設にしてたくさん利用してもらいたい。これまでと同じ考え方で行わず、頑張っしてほしいとの意見がありました。客室の改修については、長年の課題であり、畳の部屋も現在の生活様式にそぐわない。予算との関係もあって、これまで改修に踏み込んでいないが、議会に相談しながら進めていきたいとの答弁がありました。

以上、決算認定議案2件について、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第63号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、議案第63号令和4年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

議案第63号の決算に対する各委員長の報告は、認定とするものです。議案第63号の決算は、各委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第63号は、各委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、議案第74号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、議案第74号令和4年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

議案第74号の決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。議案第74号の決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第74号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

（日程第2）

○議長（当瀬万享君） 日程第2、議案第79号から議案第94号までの16件及び請願第2号及び請願第3号の2件並びに陳情第2号の1件を一括議題とし、各常任委員長及び和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 山本君。

○総務文教常任委員長（山本 稔君） それでは、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会では、去る9月13日、決算認定2議案に引き続きまして、付託されました議案5件、請願1件及び陳情1件につきまして、慎重に審査したその結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第79号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑及び答弁がありました。

委員から、辺地の整備計画における辺地の指定基準はどうなっているのか、中心部からの距離であるとか、学校があるとかないとかなど、指定を受けるといふふうにはお聞きしているのですが、町内52区のうちで昨年度

までに何区指定されているのかとの質疑に対し、辺地については、区からの申入れではなく、町が毎年辺地調査を行っている。要件としては、集落に50人以上いる区域で、区域内の1坪当たりの宅地の価格が一番高いところを中心として設定して、そこから公共施設等への距離などを点数化して、指定されている。町内には17の辺地が指定されているが、行政区だけではなく、小字のような小さな区域指定になっているところもある。辺地債を活用して事業を行う場合、この総合整備計画を立てて、岡山県と協議して、その内容を議会へ上程し、議決を経た後、岡山県に再度提出の流れであるとの答弁がありました。

次に、議案第80号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第81号和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第82号和気町和気鶴飼谷体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第83号令和5年度和気町一般会計補正予算（第5号）についてであります。審査の経過、これも特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、請願第2号「学校給食費の無償化」を国に求める請願についてであります。審査の結果、全会一致で採択であります。

なお、審査の過程において、委員から、今の時代に生きる私たち大人として、子供たちにしてあげるのは学校や教育に関することである。できれば子供たちに関係する教育に関することは採択してほしいとの意見がありました。

次に、陳情第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてであります。審査の結果、全会一致で採択となりました。

なお、審査の過程において、委員から、私たちが子供たちにできることは、学校教育をはじめ、教育問題である。教育に関するものはぜひ進めていきたいので、ぜひ採択してほしいとの意見がありました。

以上、総務文教常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第79号から議案第82号までの4件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第79号から議案第82号までの4件を一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第79号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議案第80号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案第81号和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第82号和気町和気鶴飼谷体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、以上4件に対する委員長の報告は、原案可決であります。4件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第79号から議案第82号までの4件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、請願第2号「学校給食費の無償化」を国に求める請願についてを採決します。

請願第2号に対する委員長の報告は、採択であります。請願第2号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって請願第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

次に、陳情第2号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、陳情第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを採決します。

陳情第2号に対する委員長の報告は、採択であります。陳情第2号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって陳情第2号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 神崎君。

○厚生産業常任委員長（神崎良一君） それでは、厚生産業常任委員会の委員長報告を行います。

当委員会では、去る9月14日、決算認定14議案に引き続き、付託されました議案11件、請願1件につきまして、慎重に審査しましたので、その結果を御報告申し上げます。

まず、議案第83号令和5年度和気町一般会計補正予算（第5号）についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程において、次のような質疑、答弁がありました。

委員から、産地生産基盤パワーアップ事業補助金について、計画的に取り組む産地において機械や果樹の資材に補助金を出すようだが、今回JAが関わるぶどう農家で町内の1名が対象であるが、この取組の主体はどこで、生産基盤をよくする事業なのか、収益を上げるための事業なのかとの質疑に対し、事業主体はJA晴れの国岡山で、岡山東管内で7名の方が事業に参加していて、1名が町内の方だ。佐伯のぶどう部会で、生産活動を行っている。この事業の一番の目的は収益力強化であるとの答弁がありました。

次に、議案第84号令和5年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第85号令和5年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第86号令和5年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第87号令和5年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてあります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第88号令和5年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についてあります。審査の

結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第90号令和5年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）についてであります
が、これも審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第91号令和5年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）についてであります
が、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第92号令和5年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）についてであります
が、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第93号令和5年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）についてであります
が、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第94号令和5年度和気町下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります
が、審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、請願第3号従来型の健康保険証の存続を国に要請することの請願書についてであります
が、審査の結果、賛成多数で趣旨採択となりました。

なお、審査の過程において、次のような意見がありました。

委員から、これは趣旨採択でとの意見がありました。

また、別の委員から、マイナンバーカードと健康保険証の件で医療機関もトラブルで困っている。従来の保険証を10月までにエラーがなくなればよいが、エラーを防ぐために健康保険証も存続してやっていければよいのではと考えている。だから、採択でお願いしたいとの意見もありました。

以上で厚生産業常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第83号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、議案第83号令和5年度和気町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。

議案第83号に対する各委員長の報告は、原案可決であります。議案第83号は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第83号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号から議案第88号まで及び議案第90号から議案第94号までの10件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第84号から議案第88号まで及び議案第90号から議案第94号までの10件を一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第84号令和5年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第85号令和5年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について、議案第86号令和5年度和気町後期高齢者医

療特別会計補正予算（第1号）について、議案第87号令和5年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第88号令和5年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第90号令和5年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第91号令和5年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第92号令和5年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第93号令和5年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第94号令和5年度和気町下水道事業会計補正予算（第1号）について、以上10件に対する委員長の報告は、原案可決であります。10件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第84号から議案88号まで及び議案第90号から議案第94号までの10件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、請願第3号従来型の健康保険証の存続を国に要請することの請願書についてを採決します。

請願第3号に対する委員長の報告は、趣旨採択であります。請願第3号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって請願第3号は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 西中君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（西中純一君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告を行います。

当委員会では、9月12日、決算認定2議案に引き続き、付託されました議案1件について、慎重に審査した結果を御報告申し上げます。

議案第89号令和5年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

その他、付託案件以外では、SNS等を活用した宣伝をしっかりとやってほしい。そして、鶴飼谷温泉には、宴会場が4か所あるのに営業がない状況だ。企業や各種団体の宴会や法事やお祝い事で利用できるプランを考えて売上増につなげてほしいなど、今後の経営改善に向けた意見等がありました。

以上、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

次に、議案第89号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから、議案第89号令和5年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第89号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第89号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第89号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

午前 9時53分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（当瀬万享君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど議会運営委員会を開き、協議した結果について、委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 居樹君。

○議会運営委員長（居樹 豊君） それでは、先ほど開催しました議会運営委員会の審議結果を御報告申し上げます。

本日の日程第2において採択されました請願第2号を発議第4号とし、陳情第2号を発議第5号として、本日追加日程第1として追加提案することに決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（当瀬万享君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、御苦労さまでした。

お諮りします。

発議第4号及び発議第5号の2件についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって発議第4号「学校給食費の無償化」を国に求める意見書及び発議第5号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

（追加日程第1）

○議長（当瀬万享君） 追加日程第1、発議第4号「学校給食費の無償化」を国に求める意見書を議題とします。

意見書案につきましては、お手元に配付しておりますので、御覧ください。

次に、提出者であります居樹 豊君に趣旨説明を求めます。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは、発議第4号の「学校給食費の無償化」を国に求める意見書について、提出者の趣旨説明を行います。

この意見書は、地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第14条の規定により提出するものがあります。

「学校給食費の無償化」を国に求める意見書を御覧いただきたいと思っております。

本文の一部を読めばいいんですけども、これはもう本文は長いですので、本文の朗読は省略をさせていただきます。

○議長（当瀬万享君） これから発議第4号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

居樹君、御苦労さまでした。

お諮りします。

発議第4号を会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって発議第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

発議第4号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

発議第4号「学校給食費の無償化」を国に求める意見書について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第5号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書を議題とします。

意見書案につきましては、お手元に配付しておりますので、御覧ください。

次に、提出者であります居樹 豊君に趣旨説明を求めます。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは次に、発議第5号の教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書について、提出者の趣旨説明を行います。

この意見書は、地方自治法第99条の規定による別紙意見書を会議規則第14条の規定により提出するものであります。

教職員の定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書を御覧いただきたいと思います。

本文の朗読は省略させていただきます。

○議長（当瀬万享君） これから発議第5号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

居樹君、御苦労さまでした。

お諮りします。

発議第5号を会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって発議第5号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

発議第5号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

発議第5号教職員定数改善と義務教育費国庫負担率引き上げに係る意見書について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

（日程第3）

○議長（当瀬万享君） 日程第3、議案第95号和気町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） それでは、本日追加提案をしております議案第95号の和気町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。令和2年度から令和4年度までの3年間、下水道事業に係る受益者負担金の賦課徴収業務において事務を怠り、負担金の賦課漏れが発生した問題により、町民の信頼を著しく損なった責任として、町長及び副町長の給与を減額するため改正するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、詳細につきましては総務部長に説明をさせますので、御審議、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（当瀬万享君） 次に、議案第95号の細部説明を求めます。

総務部長 永宗君。

○総務部長（永宗宣之君） 議案第95号説明した。

○議長（当瀬万享君） これから、議案第95号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第95号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第95号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第95号を討論を省略し、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第95号和気町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議案第95号は、原案のとおり可決されました。

（日程第4）

○議長（当瀬万享君） 日程第4、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（当瀬万享君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

町長 太田君。

○町長（太田啓補君） 令和5年第8回和気町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

今回提案いたしました諮問2件、報告1件、決算認定16件、辺地計画2件、条例改正2件、補正予算12件、そして本日追加提案いたしました条例改正1件につきまして、慎重に御審議いただき、誠にありがとうございました。

議員の皆様方におかれましては、今後も何かと御多忙の日々をお過ごしのことと思いますが、健康に留意され、ますます町政発展のため御活躍されますようお祈りいたしまして、閉会の御挨拶といたします。大変ありがとうございました。

○議長（当瀬万享君） 閉会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、今定例会に付されました案件につきまして、終始熱心かつ慎重に審議を重ねられ、大変お疲れのことと存じます。

また、執行部の皆様には、誠意を尽くした説明をいただきありがとうございました。

今回の議案の中心でありました各会計の決算につきましては、おおむね適正な執行がなされておりましたものの、監査委員の意見やそれぞれの議員からの指摘がございましたように、まだまだ改善すべき箇所が見受けられるように感じております。

執行部の皆様に、閉会に当たりお願いを申し上げます。

この決算議会を終えて、いよいよ令和6年度の予算編成に取り組まれるものと思います。コロナ禍からアフターコロナと、少しずつではありますがにぎわいが戻りつつあります。町長が掲げます「人にやさしい安全・安心なまちづくり」を目指すため、事業の選択と集中による持続可能な行財政運営への転換を図っていただくよう、執行部一丸となって積極的に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、議員各位におかれましては、何かと御多忙のことと存じますが、この上とも御自愛くださいまして町政の適正なる推進に御尽力賜りますようお願いを申し上げ、閉会の挨拶といたします。

それでは、これもちまして令和5年第8回和気町議会定例会を閉会します。

大変御苦労さまでございました。

午前10時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年9月21日

和気町議会議長 当 瀬 万 享

和気町議会議員 山 田 浩 子

和気町議会議員 我 澤 隆 司